

192
55

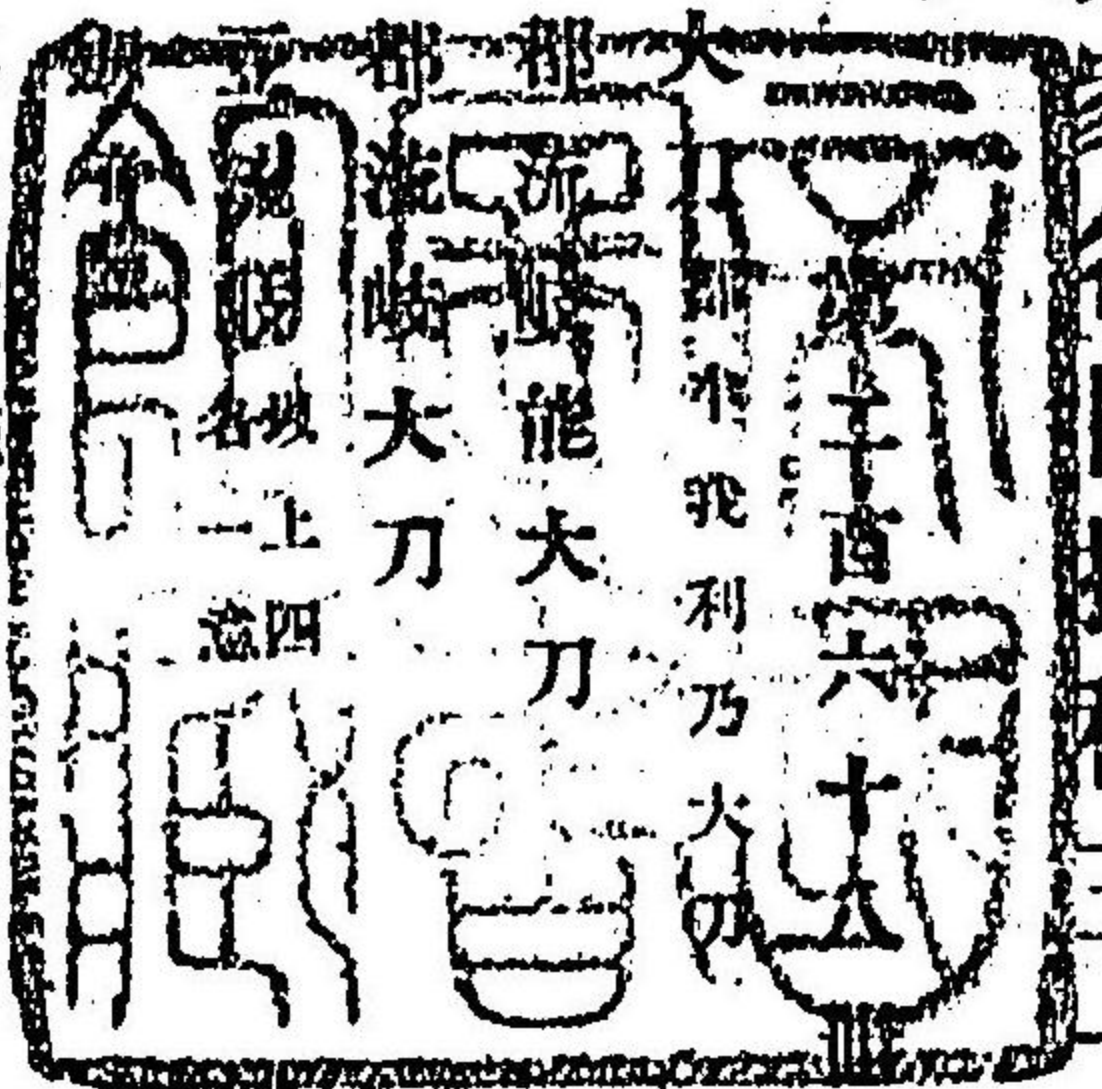
故實
叢書

武家名目抄
刀劍部

卷廿一



武家名目抄稿三十一目次



刀劍部一

三三二一	大	三三二六	都	三三二七	三三二八	三三二九	三三三〇	三三三一	三三三二	三三三三	三三三四	三三三五	三三三六	三三三七	三三三八	三三三九	三三四〇	三三四一	三三四二	三三四三	三三四四	三三四五	三三四六
三三二一	大	三三二六	都	三三二七	三三二八	三三二九	三三三〇	三三三一	三三三二	三三三三	三三三四	三三三五	三三三六	三三三七	三三三八	三三三九	三三四〇	三三四一	三三四二	三三四三	三三四四	三三四五	三三四六
三三二一	大	三三二六	都	三三二七	三三二八	三三二九	三三三〇	三三三一	三三三二	三三三三	三三三四	三三三五	三三三六	三三三七	三三三八	三三三九	三三四〇	三三四一	三三四二	三三四三	三三四四	三三四五	三三四六
三三二一	大	三三二六	都	三三二七	三三二八	三三二九	三三三〇	三三三一	三三三二	三三三三	三三三四	三三三五	三三三六	三三三七	三三三八	三三三九	三三四〇	三三四一	三三四二	三三四三	三三四四	三三四五	三三四六
三三二一	大	三三二六	都	三三二七	三三二八	三三二九	三三三〇	三三三一	三三三二	三三三三	三三三四	三三三五	三三三六	三三三七	三三三八	三三三九	三三四〇	三三四一	三三四二	三三四三	三三四四	三三四五	三三四六

三三三三	寶劍	三三三四	草薙	三三三五	天叢雲	三三三六	天羽々斬	三三三七	天蠅斫	三三三八	蛇韓鋤	三三三九	蚰之籠正	三三四〇	伊都之尾羽張	三三四一	天之尼羽張	三三四二	節刀	三三四三	新作橫刀	三三四四	都牟我利乃太刀	三三四五	須我利太刀	三三四六	須我流橫刀	三三四七	玉繩太刀	三三四八	句禮能摩差比	三三四九	裸伴	三三五十	川上部	三三五一	太刀劍	三三五二
三三三三	寶劍	三三三四	草薙	三三三五	天叢雲	三三三六	天羽々斬	三三三七	天蠅斫	三三三八	蛇韓鋤	三三三九	蚰之籠正	三三四〇	伊都之尾羽張	三三四一	天之尼羽張	三三四二	節刀	三三四三	新作橫刀	三三四四	都牟我利乃太刀	三三四五	須我利太刀	三三四六	須我流橫刀	三三四七	玉繩太刀	三三四八	句禮能摩差比	三三四九	裸伴	三三五十	川上部	三三五一	太刀劍	三三五二
三三三三	寶劍	三三三四	草薙	三三三五	天叢雲	三三三六	天羽々斬	三三三七	天蠅斫	三三三八	蛇韓鋤	三三三九	蚰之籠正	三三四〇	伊都之尾羽張	三三四一	天之尼羽張	三三四二	節刀	三三四三	新作橫刀	三三四四	都牟我利乃太刀	三三四五	須我利太刀	三三四六	須我流橫刀	三三四七	玉繩太刀	三三四八	句禮能摩差比	三三四九	裸伴	三三五十	川上部	三三五一	太刀劍	三三五二
三三三三	寶劍	三三三四	草薙	三三三五	天叢雲	三三三六	天羽々斬	三三三七	天蠅斫	三三三八	蛇韓鋤	三三三九	蚰之籠正	三三四〇	伊都之尾羽張	三三四一	天之尼羽張	三三四二	節刀	三三四三	新作橫刀	三三四四	都牟我利乃太刀	三三四五	須我利太刀	三三四六	須我流橫刀	三三四七	玉繩太刀	三三四八	句禮能摩差比	三三四九	裸伴	三三五十	川上部	三三五一	太刀劍	三三五二



武家名目抄稿三十一目次

畫御座御劔

三三五二

第二百七十册刀劔部三

生太刀	三三五三
大葉刈	三三五四
神戶 <small>名一上二</small>	三三五四
御靈 <small>名一下六</small>	三三五四
佐士布都	三三五五
魏布都	三三五五
布都王神魂	三三五六
建布都	三三五六
豐布都	三三五六
出石刀子	三三五七
膽狹淺大刀	三三五九
丙毛槐林	三三五九
守護	三三五九
日月護身 <small>名一上二</small>	三三五九
破敵	三三五九
破敵將軍	三三五九
三公圖戰 <small>名一上三</small>	三三五九
壺切	三三六一

坂上寶劔

三三六三

河霧	三三六三
獅子王	三三六三
吹丸	三三六三
鶴丸	三三六四
三掬	三三六六
秋霜	三三六六
第二百七十一册刀劔部四	
石切	三三六六
膝丸	三三六六
鬚切	三三六七
師子子	三三六八
泉水	三三六八
薄綠	三三六九
コンネントツ刀	三三七一
蜘蛛威	三三七二
微塵刀	三三七二
蜘蛛切	三三七二
テウカ	三三七三
蟲食	三三七三

毒蛇	三三七三
姬切	三三七三
友切 <small>名一上五</small>	三三七三
第二百七十二册刀劔部五	
鬼丸	三三七七
鬼切	三三七七
血吸	三三八二
骨食	三三八二
篠作	三三八四
二銘	三三八四
藥研通刀	三三八四
海老名小鍛冶刀	三三八四
大食	三三八四
廣股寄	三三八四
大津越刀	三三八五
鐺通刀	三三八五
大傳太	三三八五
谷丸	三三八五
小鳥	三三八六

木枯	三三八七
拔丸 <small>名一上二</small>	三三八七
竹現	三三八九
奥州丸	三三八九
母子丸	三三九〇
カウ平 <small>名一下二</small>	三三九〇
カウ廣	三三九〇
小狐	三三九〇
岩通刀	三三九一
ツ、ライ	三三九一
懷劔	三三九一
鳳凰丸	三三九一
面影	三三九二
御所燒	三三九二
綱切刀	三三九二
八々王	三三九二
防長國光 <small>脇差</small>	三三九二
泥丸	三三九三
御賀丸	三三九三
藥研藤四郎刀	三三九三

鈍切刀	三三九三	瀨上脇差	三三九七
荒波腰物	三三九三	白鷺	三三九七
篠雪刀	三三九三	茶磨破	三三九七
法城寺刀	三三九三	島山郷今元	
千鳥	三三九四	念佛刀	三三九七
雷切 <small>以上二名一劔</small>	三三九四	切及貞宗	三三九七
鷲巢脇差	三三九四	第二百七十四册刀劔部七	
南泉刀	三三九四	長劔	三三九八
大キツ方	三三九四	細劔	三三九八
小キツ方	三三九四	野劔	三三九〇
笹刀	三三九四	衛府太刀	三四〇一
トラケシ刀	三三九五	武太刀	三四〇二
大童子	三三九五	大太刀	三四〇二
桶丸	三三九五	野太刀	三四〇四
小サスカ	三三九五	中巻野太刀 <small>以下三名</small>	三四〇六
一期一振	三三九六	長巻大太刀	三四〇六
筒井丸刀	三三九六	長巻	三四〇六
中村太刀	三三九六	長太刀	三四〇七
龍子	三三九六	長刀	三四〇八
飛龍	三三九六	中半太刀	三四〇八

小太刀	三四〇八	皆白劔	三四二〇
帶副太刀 <small>以下二名</small>	三四一〇	金銅作太刀	三四二〇
脇差太刀	三四一〇	赤銅作太刀	三四二〇
枕太刀	三四一〇	銅黒作太刀	三四二二
持太刀	三四一〇	黒作太刀	三四二二
禮太刀	三四一二		
遣太刀	三四一二		
第二百七十五册刀劔部八			
金銀裝束太刀	三四一二		
刻鏤太刀	三四一二		
畫飾太刀	三四一二		
金作太刀 <small>以下三名</small>	三四一三		
金太刀	三四一五		
金劔	三四一五		
銀造太刀 <small>以下五名</small>	三四一五		
白作太刀	三四一六		
白太刀	三四一六		
銀劔	三四一七		
銀太刀 <small>金鶴丸磨</small>	三四一八		
皆銀太刀 <small>以下二名</small>	三四一八		

武家名目抄稿第二百六十八册

檢校保己一編

刀劍部



大和 都牟我利乃大和

和名類聚抄云刀四種字類云似劍而一及曰刀都牟我利乃大和

日本書紀云下 兄火國降命自有海幸幸此左弟彥火々出

見尊自有山幸始兄弟二人相謂曰試欲易幸遂相易之
各不得其利兄悔之乃還弟曰箭而乞已釣釣弟時既
失兄釣無由訪竟故別作新釣與兄兄不肯受而
責其故釣弟忠之即以新釣一盛一箕而
與之

又云 皇紀 歌曰椰句毛多苑伊頭毛多雞流俄波雞流多知苑
頭遷佐波磨根佐微那辭珥阿波禮

又云 皇紀 二十七年秋八月癸酉朔己卯令祠官卜兵器
爲神幣吉之故弓矢及橫刀納諸神之社仍更定神地神
戶以時祠之

又云 皇紀 一云五十瓊敷皇子居于茅葺菟砥河上而喚

刀劍部一

鍛名河上作大刀一千口云々

又云 皇紀 昔日本武尊向東之歲停尾津濱而進食是時
解一劍置於松下遂忘而去今至於此劍猶存故歌曰鳥

波利珥多陀珥霧伽幣流比苦苑麻苑阿波例比等苑麻苑比苦
珥阿利勢磨岐農岐勢摩之場多知波開磨之場

又云 皇紀 十三年春三月齒田根命以馬八匹大刀八口
被除罪過

又云 皇紀 十八年秋八月己亥朔戊申(中略)於是物部目
連自執大刀使筑紫開物部大斧手執楯叱於軍中俱
進

古事記云大伴連等之祖道臣命久米直等之祖大久米命二人
召兄宇迦斯(羅云)中略(中略)即握橫刀之手才由氣以首
矢刺而追入之時云々

又云 爾天皇不知其少王遊殿下以詔太后言吾恒
有所思何者汝之子目弱王成人之時知吾殺其父王者
還爲有邪心乎於是所遊其殿下目弱王聞取此言
便竊伺天皇之御寢取其傍大刀乃打斬其天皇之頭
逃入都夫良意富美之家也

舊事紀云 天孫 物部馬古連公此連公難波朝御世授大華
上氏印大刀賜食封千烟奉齋神宮

三千三百二十一

類聚三代格云延暦廿年五月十四日太政官符定准犯科一
被例事一大被利物二十八種承前惡敷物准此重輪馬一匹太
刀二口弓二張矢二具

萬葉集挽歌食國乎定賜等鳥之鳴吾妻乃國之御軍士乎賜而
千磐破人乎和爲跡不奉仕國乎治跡皇子隨任賜者大御身爾
大刀取帶之大御手爾弓取持之御軍士乎云々

延喜内匠式云御太刀一口新堅鐵十斤五兩裝新銀大五兩較
皮條長六寸廣三寸五分 椎長三寸五分廣一寸 鹿革一條長三寸五分廣一寸 腰小二兩
漆二合紋漆帛二尺綿六兩調布三尺長功册三人職工十八人
人漆六人中功五十人小半工番一人夫短功五十七人半夫十人半
又主稅式云造大刀一口長二尺四寸 料鐵十斤五兩料鐵一斤馬
革一條長二尺五寸廣五寸 絲一兩膠一兩漆一合紋綿一兩緒料鹿洗革一
條長三寸廣六寸

古語拾遺云至子淨御原朝改天下萬姓(中略)其二曰
朝臣以賜中臣氏命以太刀

貞觀儀式云騎兵左右各十人著白綾退紅染衣白布 其間郡司一
人前頭與騎兵皆引者相當并著白綾袴布
白布帶橫刀弓箭服皮行履從者各二人

後三年記云武ひろはかさねてよし光にいふやう御身わた
り給ふ事有へからすはしかるへき御つかひ一人を給てお
もふ事よく申ひらかんといふよし光らうとうともの

中に誰かゆかんするとえらふみな秀方こそまからめとさ
たむるによりて季かたをやるあか色のかりあをに無もん
のはかまを著て太刀はかりをはきたり

保元物語云其時義朝御前ニ召シ赤地錦ノ直垂ニ折烏帽子
引立脇立計ニ太刀帶タリ
長門本平家物語云殿上間 家貞もとよりさるものなりけれ
は(中略)つる袋つけたる太刀わきにはさみて殿上の小庭
に候ける

源平盛衰記云細登合 義明懸出テ、最後ノ軍シテ見セ奉ム
トテ白キ直垂ノ袖セハキニ萎烏帽子ヲ引立テ、雜色二人
ニ馬ノ口ヒカセ中間六人ニ左右ノ膝ヲサセ太刀ハカリヲ
腰ニ付テ右ノ手ニ鞭ヲ貫入レ左ノ手ニ手繩カイ絡既ニ打
出ムトシケリ按、腰刀をさし太刀をはき履をつくるか或服の常なる
に季方義明は異様に立立ける故太刀はかりといへる也

吾妻鏡云承元三年五月廿八日辛酉西濱飯島 邊騒動是梶原
兵衛太郎家茂遣遣子小坪浦歸去之處土屋三郎宗遠兼
依有宿意相逢子和賀邊殺害家茂之故也宗遠即馳
參御所付和兵衛尉常盛進進太刀仍被召預其身於
義盛也

新式目追加云被止鎌倉中僧徒類太刀腰刀等事仁治三 右
僧徒之所從常致鬪亂多及殺害云々武士郎從猶以不

の前と思切て熊の住所へ忍行相侍所に如案熊懸出て眞
真にかゝる處を矢取て打つかひ矢つほを指て射猶掛口い
を大刀を以て隨へけれども聞かりければ我屋に歸明てか
く申一家一類肝をけし兼約なれば無相違案塔す因茲
初て號熊谷次郎太夫直貞云々

及如此之狼藉何況於僧徒之所從等哉是則好而召杜
武勇不調之輩專不加禁遏之故也於自今以後者僧徒
兒共侍中間童部力者法師橫雄劍差腰刀一向可停止
之者背此制止及及傷殺害者宜被處主人於過意
堅存此旨不可違犯之由可被相觸供僧等旨所仰
候也仍執達如件仁治三年三月三日大御堂執行御房若宮
別當御坊大夫法眼御坊前武藏守時 以上三ヶ所各別書下
之件靈劔刀者仰付小舍人隨見令被取之可施入大
佛之由被仰下畢同可被仰聞其旨也

判官物語云義經吉野山 辨慶はふもとにまかり下りて寺
中のさうとうを見てまいり候はんと申もはてす御まへを
たちかちんのひたれにくろいとおとしのようひきてほ
うしなれともつねにかしらをそらさりければ三寸ばかり
におひたるかしらにもみえほしにゆひかしらして四尺二
寸有けるこくしつのためをかもめしりにそはきなしたる
云々

熊谷家代々系圖云直貞此事聞て心に思様我少年にして常
國に落下至今日無案塔是社幸よと思ひ是非此熊害む
と雨降風ふく暮若燕一人も不相具我身死事更不願仕
得事ならは四の統の旗頭にならん若仕損ならは勿論覺悟

又云永享十三年六月廿五日昨日之儀粗聞一獻兩三獻猿樂
初時分内方ととめく何事そと有御尋雷鳴歎など三條
被申之處御後障子引あけて武士數輩出て則公方討中三
條御前之太刀を取御引出物進 切拂頭被切伏山名大
輔京極加賀入道土岐遠山走 三人討死細川下野守大内等
腰刀許にて雖振舞不及敵取手負テ引退

滿濟准后記云正長二年九月十六日今日室町殿様日吉御參
詣云々十七日自阪本申酉還御大名以下參御禮御太刀
進之十八日爲御禮參御所御太刀獻之今度自山門
進物金三百兩銀三千貫其外御劔數十腰云々

建内記云永享二年七月廿八日參賀御拜賀無爲之儀(中略)及今日持參劔了御對面之儀御會所直衣先俗中次御持僧新中納言直衣申入之候御前申次左兵衛權佐永豐朝臣表持同候之各進太刀外様人太刀事去年以來被停止了每度無如此之儀歟勝定院殿持御時吉事等御參賀之處不御覽事也其上諸人經營貧家彌不參之基也不便之由被仰了但今日之儀依邂逅之御慶賀用意之口人々以新中納言被申之故也

又云永享三年十二月廿六日中的始御移徒以也事了有御祝著之儀三條中將陪膳也次諸大名等參自東面進太刀射手等各賜御劔云々次御前御沙汰始也是又御移徒已後初度御沙汰也諸大名又進太刀抑公家輩始此之時御劔進上事雖爲制止於御移徒者依一段御祝著面々已進了御的始事是又武將之大慶不可如之哉尤可進歟之由内々招赤松播州廣橋并予談之三條大納言進參同前仍播州執御氣色之處可進之由有仰云々

臥雲日伴錄云長祿二年正月八日三持寺首座所談云來曰某渡唐時持齋四扇去一扇以代翰墨全書一部云々日本大刀價八百或一貫者在彼方則一刀五貫蓋定價也大友興廢記云鐵倉見るからの天神前に鳥居大門長く杉村

也石の階高し宮はあたらしく立なり同御太刀有正宗一尺五寸は五寸にてほりものくりから明王右室町殿日記云義輝公在征夷將軍條甲州武田晴信より來國光の御太刀黒栗毛のふとくたくましましきに金梨地の金具摺たる鞍置馬一疋進上有けり

常徳院殿御髮置次第云於十二間御太刀まいる申次左京下御相伴衆島山尾州政長細川廣州成之御太刀持御馬進上之各不參也同上さまへ千疋宛各進上之一國守護御太刀卷御馬但不同吉良殿御太刀金伏御馬

宗想聞書云公方様御劔はいつれもさや袋あかうるしもくろきも御座候つかことのかたかなぬりかな御めぬき丸の桐やき付はき金つはふくりんなし巻糸御うちかたな同前帯取あさきの布足間かんたういくふりも此作也湯川彦衛門覺書云禁中ヨリ湯川ニ被下物同御許被成候赤地之錦之直衣蜻蛉之太刀此外ニモ拜領物有之家中竹馬記云賀茂八幡其外邊部への御供には太刀を帶うつほを付也わかき人は自然大なる刀をさしたる時太刀をはかぬも不苦但略儀也ちいさき刀に小太刀をはくへき事本儀也土岐家聞書云鍛冶の中に可然物と云位あり其おこる所

の子細は鹿苑院殿の御時宇都宮入道天下の目利たりしに或時殿中にて仰出されし旨諸侍に下さる御太刀をは定めて聊爾におもふへからざる歟然るによからぬものを下されんは然るへからず可然物を注し申へき由仰出さるる時則御前にて注したるもの也然る間數も多からず又上作名などは不加書之又山徳本は人の獻したる物を代物の程を尋させて必それよりもまされる返報せられしとかや細かなるやうなれとも一度もおとりたる物つかはさんはいなくとて申次者に申付られけると云々

甲陽軍鑑云諸道具一方むきに能きと沙汰仕る人は細々諸勝負にあはぬ侍の申わさと存するいはれはつめ座にて小脇指をもつて利を得たる者は小脇指をすき候立ならひても又座しても手のとくとかぬ程にて勝負を仕すまじたる者は大脇差尤と存候刀にて度々勝負に利を得たる者は大刀すく物にて候又三尺二三寸の太刀を抜あはせぬ間に手はやなる男か二尺五六寸の刀にて初大刀を打て大かたなに手をひらかせねは其人は必二尺七寸より上の刀をはさらふ物にて候

武雜記云御走ニ被參勤候衆はかれ候太刀古へはふくりんもなく候今はふくりんの事は不及申大せつは小せち

しは引までもつくり候を被帶候間不可然候かやうの事は人體による事候間いかにもくすみたる體可然由申ならひ候ひし

愚耳舊聽記云上方ニ之御乘船邊難風條天正十三年八月十日巳にも網とかせ給ひ順風に帆を上させ給へは海上も平かにてか沖迄御走りけるかゝる處に俄に天かき曇大風頻に吹て御船もあやうく(中略)其頃沼田面松齋と云人の有けるか此人申上げるは海中にてかやうに難風に逢し時は必其船中にて主君たる人のをしませ給ふものを海中へ打込龍神へ祈誓すれば必風波鎮ると聞し也今度御拵之爲に上方へ御持參被成御重代の御太刀取出し給へ如何程の御寶なり共大勢の人の命にはかへさせ給ふまし御意をうかひ申とも御重代の御太刀を龍神へあたへよとは被仰出間敷候そ此事後日に御答あるならば此總御人數の身かはりに面松齋腹切可申是へと云て請取心中に祈念し海中へなけ入ける(中略)十日計以前にとかの沖とおほしき所にて海中へしつめたる御太刀御船の綱にまとはれ則松前にて是を引あける(中略)彌此御太刀名譽の御道具なればとて其名を網丸と號し代々津輕の御家の御寶器の其一つと成て御家に傳り候也小原實守か作りし刀三尺三寸有

之とかや聞傳し

當代記云慶長十六年三月廿八日辰ノ刻秀頼公入洛云々家康公ヨリ秀頼公被レ遺物御太刀一腰大左御脇差一腰送

按、上古に太刀横刀刀劍ともに都流岐ともよみ太知とも

も讀たりおもふに太知は斷ち裁るの意にて猶扇を阿布

岐といふかごとく其用を以て頓て名に負せしなり都流

岐は都牟刈古事のつゝまりたるにて都牟刈の都流となりしは職

となりし例にて李と流と通へる也實 乃ほ部靈の布都といふか

利の岐となりしは即二音の歸納也こと 物を利く斷ち裁るさまをいひし詞より出たる名

なり都牟刈は今俗につかりといひ都牟はふ されは片刃にも

あれ諸刃にもあれなへては太知といひ其利きを譽ては

都流岐といひしかゆへに劍も大刀も同く此兩訓ありし

なるへし中古以來劍をはな上古のまゝに都流岐とも

又太知とも讀めと大刀をは必太知と讀て豆流岐とはよ

まさることくなりたり猶くはしくは次々の條にいふへ

し

又按、古書ともに大刀横刀又は刀劍文字は一定せされ

とも皆多知と讀むを宜しかるへきしかいふ故は日本紀

類にもたしかに二所撰神紀 見えたれば是をもと物を

斷きる用の言葉なるか頓て其名とは成たるにていと古

るならん是もつるき太刀は一かたに諸刃と思ひていへ

るなり

○豆流岐已上四

和名類聚抄云屬饗廣雅云屬饗力朱 文選讀豆流

按、和名抄豆流岐の訓を劍の條に注せず屬饗の所に注

せり是によりても都流岐は利く物の裁るゝを譽し名と

は知られたり只上條に劍似レ刀而兩刃曰レ劍と記して和

名なく扱この本文あれは都流岐といふは兩刃なりとよ

くせずは思ひあやまることも出來ぬへし横刀を普通に

は太知とよめと古事記には都流岐と訓し刀を常は加太

奈とよめと萬葉集劍刀和名抄長刀短刀の刀をは太知と

よみ劍を常は都流岐とよめと鎗劍野劍の類をは太知と

よめり又古事記に草那藝之大刀とあるを日本記には草

薙劍と書れたり此外多 彼是を通はしおもふに刀と劍と

の漢字は片刃諸刃のけちめあるへけれと太知と都流岐

の和語は片刃諸刃によらざるは彌明なりされと去説世

にふること久しくしか思ひてしるせし書のみ多かれは

古は諸刃をさしていひし今は片刃をさし又は片刃諸刃

によらすいひしとは其刃によりて辨へ知らんよりは

かゝはすへき今標目は只引書に文に従ひぬれば文字に

そ案はあらめつるき太刀には案のあしらひなしといへ

又云掛卷母文爾恐之吾王皇子之命物乃負能八十件男乎召

集聚率比賜比朝獵爾鹿猪踐起羣獵爾雉履立大御馬之口

抑駐御心乎見爲明米之活道山木立之繁爾咲花毛移爾家里

世間者如此耳奈良之大夫之心振起劍刀腰爾取佩梓弓取取

負而天地與彌遠長爾云々

職人盡歌合云左剛いかにせんとかすもいらぬつるき太刀

峯なる月のさひのころ哉左歌五文字かなはず聞ゆ峯のあ

ひしらひあらまほしくや按、この判詞の既述非也先五文字かな

へに案文字の突出して擲るなきに似たれば初五文字に宜き縁あるあへし

よりに其實を誤ることなかれ

○劍音

和名類聚抄云劍四聲字苑云似刀而兩刃曰劍反今按僧家所持是也

古事記云吉野之國主等贈大雀命之所佩御刀一歌日本牟多能比能美古意富佐邪岐意富佐邪岐波加勢流多知母登都流蘇須惠布由由紀能須加良賀志多紀能佐夜佐夜

舊事紀云稻飯命乃歎曰嗟乎吾祖則天神母則海神如何厄我於陸復厄我於海乎言訖乃拔劍入海化為劍持神又云紀軍至茅渟山城水門時五瀬命矢瘡痛甚乃撫劍而雄詰之曰慨哉丈夫被傷於虜乎將不報而死耶

續日本紀云天平四年八月壬辰勅東海東山二道及山陰道等兵器牛馬并不得賣與他處(中略)又使已下倭人已上并令佩劍

大記云康和五年正月十六日丙申子刻皇子鳥羽降誕十七日早旦以藏人頭右中將顯實朝臣為勅使遣御劍自院

印本保元物語云新院御かんのあまりにあふみの國いはの庄みの國青柳の庄二ヶ所を給て則判官代にふして上北面に候へきよしのとの守家長して仰せられうの丸といふ

刀の事なり

○三銘柄劍

太平記云伊勢口リ寶取上タレハ金ニモアラヌ石ニモアラサル物ノ三銘柄ノ劍ナト云々

○二尺或三尺

禁秘抄云顯房記顯寶云錄劍二尺或三尺摠十其中へ劍脊在銘北斗左青龍右白虎其外不見是自百濟所渡之二劍ノ一歟

○雄劍音

平家物語云天上間天上人一とうにうつたへ申されけるはそれゆうけんをたいしてゑんにれつしひやうちやうを給はつて宮中を出入するはみなきやくしきのれいをまもりりんめいよしあるせんき也云々

承久軍物語云萬壽御せんいまたおさなくおはしますを建仁三年九月にせむいしやうくんのせんしを下したまはり十三にてうのみかふりせさせさねともを申けるしたいのせうしんと、こをりなく(中略)建保六年十二月二日右大臣にんし給ふとし廿九さい明年正月廿七日にはつるかをかのみまんくうにてはいかおこなはるへきよしきたまりければ(中略)わかみやの石はしにちかつきたまひ

御けんをそ下されける此御はかせをうの丸と名付られ候事は白河院しんせんゑんに御幸なつて御ゆうのついでにうをつかはせて御らんしの事にことに一もつと聞えしうか二三尺はかりなる物をつきあけてはおとしかつきあけてはおとしたひくしければ人々あやしみをなしけるに四五度につるにくひてあかりけるをみればなかくくりんの大刀也云々

吾妻鏡云安貞二年七月次御駕駿河四郎持御建内記云永享二年二月十三日今夕於室町殿有蹴鞠御會主人右大將權大納言始令立鞠場給(中略)乘燭之程人々進御劍去二年初度御鞠之時其衆許進大刀今日主人御立之初也仍面々可進云々予同持參御前了

宗五大雙紙云御劍はいつれもさや袋に入しうるし云々宇治拾遺物語云吾國入止さても明くれはいらなき大刀をみかき刀をとき劍をまうけつ云々

按、和名抄太刀を太知とよみ厨鏝を豆流岐と讀て劍には和名を注せず僧家所持是也といひたれば音讀なること知ぬへしされと字音をもてしるしたる諸書宇治拾遺のことく兩刃なる物をいふは稀にて多くは保元物語のことく片刃の物をさせり次の雄劍といふも亦この太

○ミハカシ

しかは(中略)しやうくん車よりをり給ふとてゆうけんのつかのくるまのてかたに入たりけるをしらせ給はてうちおらせ給ふこそあさましけれ

○オンハカセ

古事記云神代於是伊邪那岐命拔所御佩之十拳劍斬其子迦具土神之頭爾著其御刀前之血走就湯津石村所成神名石折神次根折神汲石筒之男神神三次著御刀本血亦走就湯津石村所成神名速速日神次極速日神次建御

雷之男神亦名建布都神布都二字以亦名豐布都神三次集御刀之手上血自手僕漏出所成神名訓瀧久間淤加美神以

又云天皇於是惶畏而白恐我大神有宇都志意美者白宇都以不覺白而大御刀及弓矢始而脱百官人等所服之衣服以拜獻爾其一言主大神乎打受其捧物後拾遺集云三條院東宮と申ける時式部卿敦儀親王生れて侍りけるに御はかし奉るとてむすひつけ侍けるに入道前太政大臣よろつよを君かまもりといのりつたちつくりえのしるしとを見よ

ますか、みあすか川の巻云朝の御まほりとして田村の將く
んよりつたはり登ける御はかしなとをもかの御氣色のし
かおはしましけるにや御かくれの後やかたたいりへ奉ら
せ給にし

曾我物語云 五郎御前へめし出き 君の御はかせのかねの程を
もみたてまつりときむねかくさりたちのやいはのほとを
もためし候はん物をとことはをはなちて申ける

矢鳥草子云二尺七寸のこかねつくりの御はかせあしをな
かにむすんでさけ

鹿苑院殿殿島詣記云人々に給ふ物も御はかしよろひみな
よのつねならすみかけけるなし

聚樂物語云折ふし秀次入道殿大師の御ひやう所へ御參詣
にておくのむむにおはしけるを上人より此由申上られけ
れはやかて御下向あつて三人の御使に御對面ある(中略)

汝等我首うつへきとおもふかかなるつるきをや持たる
いて入道も腹きらはくひうたせんためにかたのことくの
太刀をもちたるになんちらに見せんとて三尺五寸こかね
つくりの御はかせするりとぬき給ひてこれ見よと仰せけ
る

按、御劔を御はかしといふは猶御弓を御たらし御鏡を

來者、故不須許也二神則拔十握劔、倒刺、立於地、躍、其
鋒端、而問、大己貴神、曰、欲降、皇孫、君、臨此地、故先遣
此二神、驅除平定

又云、天稚彥親族妻子皆謂吾君猶在則攀、牽衣帶、且喜且
働時高彥根神忽然作、色大怒曰、朋友之道理宜、相弔、我爲、
愛友、故不、憚、汚穢、遂自弔來如何、誤、死人於我、耶、則拔、
所帶十握劔、名大葉刈、以、斬、不、喪屋、

又云、同伊弉諾尊遂拔、所帶十握劔、斬、阿遲空智頭、爲、三、
段、亦爲、五段、亦爲、八段、

又云、同天照太神素戔嗚尊共誓約曰、吾以、所纏之玉、可、以、
授、汝矣、汝以、所帶之劔、可、以、授、吾矣、如此約束相共換、
取、已、畢、天照太神乃以、素戔嗚尊所、帶、三、劔、亦云十握劔爲、三、
段、化生、三、神、

振、灑於天眞名井、酷然咀嚼而吹、乘氣、噴、狹霧之中、化、
生、三、女、之、神、十握劔化生之神號曰、瀧津島姬命、九握劔化
生之神號曰、湍津島姬命、八握劔化生之神號曰、市杵島姬
命、(中略)天照太神勅曰、原其物根則玉者是吾物也、故化生六
男神、悉是吾兒、乃取而子養、令、治、天原、也、其劔者是汝物也、
故吾所生三女是爾兒也、授、素戔嗚尊、則降、居于葦原中國、
也、神皇正統記云、尊はかせる十握の劔をぬきて進み切て云
云

御きせなかといへると同例也御はかしの義は古事記に
所御佩をみはかせると讀るにて明かなりせるをつま
りてすとなるすとしせと通すれば御はかしの太刀とい
ふへきを略して御はかしといひ又御はかせともいふな
り

○十握劔
日本書紀云 神 一書云至、於火神阿遲空智之生、也其母伊
弉册尊見、焦而化去子、時伊弉諾尊恨、之曰唯以、一兒、
替、我愛之妹、者乎云々遂拔、所帶十握劔、斬、阿遲空智、
爲、三、段、

又云、同素戔嗚尊乃拔、所帶十握劔、寸、斬其蛇、至、尾劔、乃
少缺、故割、裂其尾、視、之中有、一、劔、

古事記云速須佐之男命拔、其所、御佩、之十拳劔、切、散其
蛇、

又云、阿遲志貴高日子根神大怒、拔、所、御佩、之十握劔、功、
伏其喪屋、

舊事紀云 天 經津主武甕槌二神降、到於出雲國五十田狹
小汀、而問、大己貴神、曰、天神高皇產靈尊勅曰、天照大神詔
曰、葦原中國者我御子之可、知之國、詔寄賜汝將、此國、奉、
天神、耶、以、不如何、于、時、大己貴命對曰、疑汝二神非、是吾處

古語拾遺云素戔嗚神自、天而降、到、於出雲國、之川上、以、
天十握劔、其名天羽羽斬今在石上神宮、古、斬、八岐大蛇、
頭、大蛇頭、之羽、云、斬、也、

源平盛衰記云神代ヨリ三柄ノ靈劔アリ天十握劔天叢雲劔
布流劔是也十握ヲハ羽々斬劔ト名ツク羽々トハ大蛇ノ名
也此劔大蛇ヲ斬ハ也又ハ蠅斬劔ト云此劔利劔也其乃ノ上
ニ居ル蠅ノ自ラ斬レヌト云事ナシ素戔嗚尊ノ天ヨリ降リ
給ケルニ帶給タル劔也今石上宮ニ被レ籠タリ

榻鳴曉筆云 十握 又十握劔にも格々申事侍り素戔嗚尊
川にて大蛇を切給ひし劔是也又天稚彥命かくれし時其妻
子あまくたり喪屋を作て泣悲みし彼喪屋を高根神切倒し
給ふ其劔も十握といへり大和國布留の社神體此劔也(中
略)此劔を十握と云事は其尺十束なる故にそ寶劔も是を
移して作れければ同寸なるへしと云説も侍り

按、十握を又十拳 古事 斗掬上なども書て皆登都加と
よめり八握鬚 日本書紀代下 鬚、八掬、同、垂仁天皇紀、七掬、
同、景行天、八掬、日本書紀、八掬、
皇紀人名、八掬、應後風土記、人名、
八東、姓、氏、
八東、姓、氏、
八東、姓、氏、
八東、姓、氏、

幾つかといひしと見えたり後代も矢尺を矢束といひ十
何束幾伏といふはその遺風にそあるべき十握を柄の長
さとせし説あれと 日本書紀、
身の長さといふか、
古事記傳、

刀劔部一

れるに似たり扱伊非諾尊の阿遲突智を斬り玉ひし劔日
神の三柱の姫神をなし玉ひし物さねの劔素戔鳴尊の八
岐蛇を斬り玉ひし劔なとを始として十握劔と云もの多
く見えて八握九握なといふことあれといと稀也されは
十握は上古の劔の大かたの量りにやありけむ
又按貴人の御劔をミハカシみはまと同オンハカセオンはホ
にて古事記に大御刀と書たる當れりといふは下賤の者より崇め尊みていへ
る古言にて尙貴人の弓を御たらしし劔を御させなかつた
ふか如しされは御はかしの大刀といふへきを略て御は
かしののみいへる也

○九握劔

○八握劔

日本書紀云神代一書云日神本知素戔鳴尊有武健陵物
之意及其上至便爾弟所以來者非是善意必當奪
我天原乃設大夫武備躬帶十握劔九握劔八握劔又背
上負劔又臂著稜威高柄手握弓箭親迎防禦
又云景行十二年秋七月熊襲反之不朝貢八月乙未朔己
酉幸筑紫九月甲子朔戊辰到周防築磨時天皇南望之
詔群卿曰於南方烟氣多起必賊將在此則留之先遣多
臣祖武諸木國前臣祖菟名乎物部君祖夏花令察其狀爰

有女人一曰神夏磯媛其徒衆甚多一國之魁帥也聆天皇
之使者至則拔磯津山賢木以三上枝挂八握劔中枝挂
八握劔下枝挂八尺瓊
舊事紀云天正哉吾勝勝速日天押穗耳尊奏曰僕欲將
降裝束之間所生之兒以此可降矣詔而許之天神御祖詔
授天璽瑞寶十種謂瀛都鏡一邊都鏡一八握劔一云々
又云天凡厥天璽瑞寶宇麻志麻治命先考饒速日尊自天受
來天璽瑞寶十種是矣所謂瀛都鏡一邊都鏡一八握劔一生
玉一云々
榻嶋曉筆云正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊葦原中津洲く下ま
りとへかりしを高皇產靈尊の女櫛幡千千姫命に逢て饒速
日瓊々杵尊を生しめ給しか彼を下し給ふへしとて先饒速
日の尊を下給ふ此時外祖高皇產靈尊十種の瑞寶を授給ふ
其中に八握劔とてこれあり何なる劔にてか侍けんしらす

○簡步豆智

○久夫都々伊已上二

○異志都々伊一册

日本書紀云神代一書云大伴連遠祖天忍日命帥來自部遠
祖天穗津大來目背負天璽劔臂著稜威高柄手捉天梳
弓天羽々矢及副持八目鳴鏑又帶頭槌劔而立天孫之
形也
古事記云故爾天忍日命天津久米二人取負天之石槌取
佩頭槌之大刀取持天之波士弓手狹天之眞鹿兒矢立
御前而仕奉
舊事紀云時我卒聞歌俱拔其頭槌劔一時殺虜虜無復
唯類者皇軍大悅仰天咲
按、簡步久夫と通し豆智都々伊と同じ簡久相連部伊つ、書
記神武卷に俱拔其頭槌劔一時殺虜とあれば是劔の
造りさまの名にて一劔の名にはあらし釋日本紀に劔名
と書たるはおほよそにいひしなるへし新井君美云筑紫
の彦山にて地中より掘得し大刀あり大刀の頭の飾槌の
やうになんあるといひし人ありもし其ことのことくな
らんにはそれら頭槌大刀といふ物の制にや本居
宣長云石槌は即上の頭槌とひとつ物なるをかれは形を
以ていへる名是はそれを名もて作れる由の名にて別物
にはあらず眞淵師は石槌なといふ類なりと云れつれと
そは堅き意を以て石某といふ例多けれともみな伊波と
こそいへるも非なり古事といひし

前遊行降來云々頭槌此云簡步豆智
又云神武時道臣命乃起而歌之曰於佐簡廼於朋務露夜珥
比苦瓊破爾異離烏利苦毛比苦瓊破爾伊離烏利苦毛彌都
彌都志俱梅能固還餓勾齋都伊異志都伊毛智于知豆之
夜非務時我卒聞歌俱拔其頭槌劔一時殺虜
又云神功忍熊王逃無所入則喚五十挾茅宿禰而歌之
曰伊裝阿阿伊佐智須區彌多摩積波屢于知能阿會餓勾夫菟
智能伊多岳於破爾破珥保廼利能介豆岐齊奈則共沈瀨田
濟而死之
釋日本紀云於佐簡廼也取坂於朋務露夜珥也大比荷瓊破爾也
異離烏利苦毛也入居比苦瓊破爾也人多伊離烏利苦毛也來入彌都
彌都志俱梅能固還餓也來自于勾齋都々伊彌都志俱梅能異
志都々伊石槌也私記曰毛智于知豆之夜非務時
又云伊裝阿阿欲讀五十伊佐智須區彌多摩積波屢玉城
于知能也阿會餓也勾夫菟智能也伊多岳於破
爾也不負也言不珥倍廼利能水鳥倍與介豆岐齊奈沉也言如鳥之
破之以前也珥倍廼利能入水可入水也
○按、本書の説非也伊裝はいさなふのいさ阿阿は吾君にて観みてい
へる也多摩積波屢はうちを攪固にて人生際りあるその中といふ意の由
の朝臣にて竹内の宿禰をいへる成べし

又云頭槌劔私記曰其頭曲
日本紀纂疏云頭槌者劔首如槌也今華人所謂帶之劔有此

○狛劔
萬葉集挽歌挂文忌之伎鳴言久母綾爾髮伎明日香乃眞神之

原由久堅能天津御門乎權母定賜而神佐扶跡躰歷座八隅知之吾大王乃所聞見爲背友乃國之眞木立不破山越而狗劔和射見我原乃行宮爾云々

萬葉仙覺抄云狗劔和射見我原乃高麗國ノツルキハホコサキニエタアリテツサツサシケナレハコマツルキワサミトツ、ケルナルヘシ

藻鹽草云狗劔は柄長して輪のある也

按、狗劔は仙覺か枝ありてわさ／＼しければ狗劔和射とつ、けたりといひしは牽強に近し宗砌か柄長して輪ありといへる必所見あらん狗劔輪とつ、けたりといはんは穩にも聞えて異國の劔頭に環ある多かりともいふなり

○太刀劔

藻鹽草云太刀劔は兩方に及のあるなり劔に似たりつはにはあらてわさ／＼としたる輪のあるなり

按、豆流岐太和は萬葉集に見えられたは太刀劔といふは出所おほつかなしかの劔刀をおもひあやまりていへるもはかるへからず

○川上部

○裸伴一名

こゝろはさたか成へしさあるを上代よりの傳へなれば其ま、裸伴の文字をかりてしるせしにや

今一の考はさしも員多き一千口の大刀なれば裝束はえもいはす柄鞘なども具らて有しを職眼をも加へぬ伴類といふ意にて世俗にしかいへりしにや

舊事紀に赤花の伴と書しは彼書は多く書紀に依て書しとみゆれば娜字を吳音の奈にとりなし且文字の好しからぬも嫌ひてかゝる字を充しにや實は書紀の假字多く漢音を用ひし事をおもはぬ成へしこゝを見てもはやくより名いふの分明ならざることとはしられたり

○句禮能摩差比

日本書紀云 推古天皇二十年春正月辛巳朔丁亥置酒宴群卿是日大臣上壽歌曰(中路)天皇和曰摩蘇餓豫蘇餓能古羅破宇摩奈羅磨辟武伽能古摩多智奈羅磨句禮能摩差比宇倍之訶茂蘇我能古羅鳥於朋枳彌能苑伽破須羅志枳

釋日本紀云摩蘇餓豫蘇我私記曰摩者眞之蘇餓能古羅破蘇我子 宇摩奈羅磨爲馬 譬武伽能古摩 日向國也 蘇我能古羅磨刀也 句禮能摩差比私記曰眞 宇倍之弭茂上也謂 羅鳥等也 於朋枳彌能大君 苑伽破須羅志枳凡御歌意者以蘇我大臣或喻駿々駒或寄良劔褒美之然者先代之聖主召仕

日本書紀云 推古天皇三十九年十月五十瓊敷命居於茅淳苑砥川上宮作劔一千口因名其劔謂川上部亦名曰裸伴 裸伴此云阿爾彌 藏于石上神宮也是後命五十瓊敷命伴主石上神宮之神寶

古事記云印色入日子命者坐鳥取之河上宮令作橫刀壹仟口是奉納石上神宮即座其宮定河上部也

舊事紀云 天孫五十瓊敷入彥皇子命於河內國幸乃河上宮作大刀千口名曰赤花之伴亦云裸伴劔今藏在石上神寶

按、書記に裸伴此云阿爾彌我等母とありて舊事紀に赤花之伴と書たる阿爾彌潘娜は赤花と同じく我は濁音にて之字の訓等母は即伴なれば一ことのかかひもなく只文字の替れるのみなるを亦云裸伴とししたること疑ふへし名義未詳

又按、河上部といふは先大刀一千口を作りて河上の宮に納め朝廷の兵備とせるか彼直達八十伴緒のおの、部儀有て守衛を失はざるにくらへてしか稱へし成へし裸伴こはいと心得かたきよし如何試にいはい、加波加美の止毛を加波婆多の登毛ともいひけむをいつしかあやまりて阿可波多加止毛といひ傳へしを當時書紀も之由也

之由也

按、句禮能摩差比は狗劔なといふの類にて一口の太刀の名にはあらし差比は刀劔の利きを稱ていへる也なを次の卷蝸轉劔の所に云へし字倍之訶茂訶字珥字の方に隨たる釋紀の説恐非也かゝる詞遣ひ有へくもあらず且下に於國枳隨能とみゆるは先代をさ、せ給ふ事明なるうへ倍文字濁て讀むかた心もまさりておほゆ 疑に用ゆるおくのみ

○玉繩太刀

萬葉集秋相聞寄水田歌劔後玉繩田井爾及何時可妹乎不相見家戀將居

延喜大神宮式云玉繩橫刀一柄柄長七寸柄頭橫著銅塗金長三寸八分片端廣一寸頭頂著小銀一勾三寸四分五色玉有著五色組一長一丈阿志須惠組四尺柄著勾金一長二尺 著鈴二枚 金餅形一雙 長各六寸廣著緒紫組長六尺袋一口 表大環綱七尺 內宮長曆送官符云玉繩太刀壹柄柄長七寸用赤木鞘長三尺六寸並黑漆打出金銀平文身長三尺五寸以五色吹玉三百九四面隨玉色黏墨玉箸箸居柄金物口寄金壹枚重鍔葉金一枚身在口墨金玉形通釘一隻表裏位金目貫金一隻

表裏位金著^一緋革九^二繼緒須加流金二口志波利金一口頭可
 布土金一枚蟠螂形釘五隻各表裏位金琥珀玉三精金物口金
 二重帶取山形金二枚各長三寸有^三可部留保并緒付金等^四志
 波利金一枚桶尻金一枚已上皆銅作金銀傍著唐組一條長一
 丈廣四寸有^五縷帶取^六料錦二條長四尺廻用^七二條料在^八志波
 利金四口加久金二枚^九金餅形二隻長各六寸廣二寸五分以^十
 紫小組^{十一}著長六尺

按、この太刀より以下の三種は太神宮の神寶にてその
 様は太神宮御寶物圖に見えたれと式并送官符に見えし
 所と全くは同じからすいつの頃よりかくはなりけん

○須我流橫刀

^{二名}
 ○須我利太刀

○都牟我利乃太刀

古事記云速須佐之男命拔^一其所^二御佩^三之十拳劔^四切^五散其
 蛇^六者肥河變^七血而流故切^八其中尾^九時御刀之及毀爾思^十惟
 以^{十一}御刀之前^{十二}刺割而見者在^{十三}都牟刈之太刀^{十四}故取^{十五}此太刀^{十六}
 思^{十七}異物^{十八}而自^{十九}上於天照太御神^{二十}也

延喜太神宮式云須我流橫刀一柄^一柄長六寸餘長三尺其柄以^二金
 鈿泥^三之柄以^四錦羽^五之柄
 勾皮長一尺四寸裏小量綱錦^六押^七鏡形金六枚^八柄枚押^九小
 量綱錦^十長三寸一分四分角立^{十一}乳形^{十二}著^{十三}五色組^{十四}長一丈河志須

將軍^一内藏頭從五位下紀朝臣諸人爲^二副將軍^三出^四自^五兩道^六
 征伐因授^七節刀并軍令^八

又云寶龜七年四月壬申御^一前殿^二賜^三遣唐使節刀^四
 日本紀略云延曆七年十二月庚辰征東大將軍紀古佐美辭見
 詔召^一昇殿上^二賜^三節刀^四

又云天慶三年二月八日甲辰天皇御^一南殿^二發^三遣征東大將
 軍參議右衛門督藤原朝臣忠文^四賜^五節刀^六五月十五日庚辰
 征東大將軍參議右衛門督藤原朝臣忠文入洛返^七上^八節刀^九

又云天德四年十月三日己巳^一中略^二大刀卅八柄之中四柄
 自^三清涼殿^四求^五出^六之卅四柄自^七溫明殿^八求^九出^十之其中有^{十一}
 節刀契七十四枚^{十二}皆魚形也自^{十三}背^{十四}中^{十五}別^{十六}兩各有^{十七}銘併金不^{十八}
 損長各二寸餘許八枚金十四枚銀五十枚銀塗物又有^{十九}金銀
 涌亂^{二十}一斗餘許^{二十一}也

日本後紀云延曆廿三年三月癸卯授^一大使葛野麻呂節刀^二廿
 四年秋七月戊辰朔遣唐大使從四位上藤原朝臣葛野麻呂上
 節刀^三

扶桑略記云天慶三年二月八日甲辰二刻主上出^一御南殿^二
 賜^三征夷大將軍右衛門督藤原忠文節刀^四下^五遣於坂東國^六即
 以^七參議修理大夫兼右衛門督藤原忠文^八爲^九大將軍^十世謂^{十一}
 宇治民部卿^{十二}是也

惠組四尺金餅形一隻^一長六寸廣二寸五分著^二紫組^三長六尺袋一口^四表裏位
 緋緋帶各^五長七尺

内宮長曆送官符云須我利太刀一柄柄長六寸用^一赤木^二身長
 三尺鞘長三尺一寸並黑漆平文皆銅金物以^三金銀^四以^五緋絲^六
 纏付鶴羽柄金物除^七玉鈴^八之外皆同玉纏大刀鞘金物口金二
 重帶取金二枚各在^九之^十三筋志波利金一枚緒唐組二條長一
 丈五尺廣四寸五分帶取同唐組二條長一尺六寸廣六分志波
 利加久皮端金等皆同玉纏大刀但鞘著^{十一}鈴八口^{十二}金餅形二隻
 長六寸廣二寸五分以^{十三}紫小組^{十四}著長六尺

按、須我流といひ須我利といひ一語にて^一利流同^二猶都牟
 賀利といふかことく利く断ち切るさまをた^三へていへ
 る名也^四今物のよく切れたるをすつ
 名也^五といふは即^六この須我利なり

○新作橫刀
 延喜太神宮式云新作橫刀廿柄^一柄長六寸五分餘長二尺七寸餘長
 別纏^二小量綱錦^三阿志須惠^四長各三尺三寸著^五緋緋絹緒^六長九尺餘
 ○節刀
 續日本紀云大寶元年五月己卯入唐使粟田朝臣真人授^一節
 刀^二又云和銅二年三月壬戌陸奥越後二國蝦夷野心難^三馴履
 害^四良民^五於是^六以^七左大辨正四位下巨勢朝臣麻呂^八爲^九陸奥
 鎮東將軍^十民部大輔正五位下佐伯宿禰石湯爲^{十一}征越後蝦夷

中右記云寬治八年十一月朔日宮行事所新作^一辛櫃^二一合^三相
 具與^四彼中將^五共取^六出^七節刀十柄^八一々監臨納^九辛櫃^十節刀十
 柄^{十一}此中有^{十二}鑿^{十三}劔樣切鋒八柄^{十四}柄長二尺五寸五分左方
 柄^{十五}二柄^{十六}劍樣切鋒八柄^{十七}柄長二尺五寸五分左方
 殘鋒二寸許師及柄本五寸四分目貫之穴二ツ云々

百練抄云嘉保元年十月廿四日皇居堀川院燒亡主上遷^一御
 大炊殿^二卅日諸卿於^三御前^四定^五申可^六遷^七御六條殿^八否并遣
 伊勢太神宮之間可^九有^十遣^{十一}内裏^{十二}哉否事^{十三}又節刀間事有^{十四}議
 定^{十五}一件節刀右中將顯賢朝臣自^{十六}灰中^{十七}撰^{十八}出^{十九}大刀十枚之中
 有^{二十}靈劔^{二十一}一也爲^{二十二}節刀^{二十三}之由被^{二十四}定畢

軍防令云凡大將出征皆授^一節刀^二凡節者以^三燒牛尾^四爲^五之使者
 刀^六雖^七名實相異^八辭訖^九不得^十反^{十一}宿於家^{十二}
 其所用者^{十三}也^{十四}辭訖^{十五}不得^{十六}反^{十七}宿於家^{十八}
 傳^{十九}府若遣^{二十}大將軍^{二十一}之時可^{二十二}用歟

長門本平家物語云^一細朝道^二むかしは朝敵の討手外土に向大
 將軍まつ參内して節刀を給るしんき南殿に出御ありて近
 衛階下にちんをひき内辨外辨公卿參列して中儀節會をお
 こなはれ大將軍副將軍をの^三禮義をた^四しうしてこれ
 を給はるされとも承平天慶の先蹤も年ひさしくなりてた
 とへかたし今度は堀川院御時康和二年十二月因幡守正盛
 前對馬守みなもとの義親を追伐のために出雲國へ下向せ

武家名目抄稿第二百六十九册

塙檢校保己一編

刀劍部二

○天之尾羽張

○伊都之尾羽張二名

古事記云於伊邪那岐命拔所御佩之十拳劍斬其子
 迦具土神之頸爾著其刀前之血走就湯津石村所成神
 名石折神次根折神次石筒之男神三次著御刀本血亦走
 就湯津石村所成神名速日神次建御雷之男
 神亦名建布都神布都二字以亦名豐布都神三次集御刀之手
 上血自手俣漏出所成神名久後開淡加美神於以下三字
 此次開御津羽神上伴石折以下開御津羽神以前并八神
 者因御刀所生之神者也中略故所斬之刀名謂天之
 尾羽張亦名謂伊都之尾羽張以音
 按、この劍を天之といふ言をそへて呼へるは高天原の
 物なれば此國のものに別ていひしなり此國にて作り出
 せるものをもそれに比して天之といふことあれば極め
 たる美稱ともなれるなるへし伊都は書紀神代下巻に稜

し例とそきこえし鈴はかりは給てかはの袋に入れて難色の
 くひにかけさせたりけるとかや

又云此人々の先祖太祖の貞盛無官にて上平太と申けるは
 つはもの、聞えありて將門征伐のせんしをうけ給ふに先
 例にまかせ節刀を賜る鈴の奏をもて相模節會の時方屋左
 右の大將の禮儀ふるまひなり弓場殿の南のほとこのより
 罷出けるに大將は貞盛副將軍は宇治の民部卿忠文なり

桃華葉葉云節刀者難劔也其中盛劔有二柄是即百濟
 國所貢進也日月護身劔破敵劔軍劔等也納辛櫃一合行
 幸之時相副賢所被奉遷也靈劔難劔合卅四柄之由見
 天德記以上見武武太刀契并節刀建武度紛失被新造之
 東亂記云天正十八年三月十九日關白秀吉小田原北條退治
 ノタメ發向其前日參内アリテ賜節刀

按、字書以王命往來必有節以爲信周禮との由信ハ
 シルシと訓すへければ此文にて節刀圖明也令義解に凡
 節者以施牛尾爲之と有は是もと唐土の制なればか
 しこにてはしかする事といへるなり今以刀劍代之之
 とあるは凡我國神代より後世に至るまで武威戡亂を以
 世を治ることはいふもさらなり武の用刀劍に過たるは
 なければ今こゝにては是をもちふると成へし

威之高稱稜威之噴讓なりありて稜威此云伊都と注し
 たれば稜威前漢書註神靈之威曰稜の字よりて伊都の意は
 明なりされは此の劔此國の物ならぬからに天といひ威
 靈あるによりて伊都といひしことは知られたれと尾羽

張の名義はさたかならず尾は鋒羽は刃なり兩刃ノ太刀
 は本より先の廣くある故尾羽張といふといへる説あれ
 と本居宣長が古事記傳の鋒を尾といひし例なからん限りは
 或説今其意を據て記す御産部類諸須鏡に給尾劔あれと鋒の尾に
 治定し難し似たるか故の名にて鋒を尾といひしにあらず舊事紀

に天尾羽張神亦名稜威雄走神といふことあり是は劔の
 名にはあらず劔の血の石村に走り就てなりませる神の
 名にて古事記の建御雷神にあたり書紀神代上卷一書
 には鐔の血の激越りてなりませる神二柱にて其一柱の甕
 速日神は武甕槌の祖也と見えて一説は古事記と同じ同

下巻には天石窟にます神稜威雄走神の子甕速日神その
 子煖速日神その子武甕槌神と見えたり各つたへは異な
 れとこの劔より出て尾羽張雄走語相似たれば勘考の
 一にも備ふべきにや抑物の名を負せし初そのよしなき
 ことあらず其由の今より明らか難きこと多かれとこゝ
 かしこに見えたるは參考して知るべきもあり其義をお
 もひよりて後其徵を得ることあり其徵を得て後考へ得

ることありもし其微なきは臆説に陥るわさなれとさも
 あらんと思はる、説の後考の一助ともなるべきことは
 猶洩すことなし

○蝮之龜正名一

日本書紀云神代一書云其蝮飲酒而睡蓋鳴尊拔劔斬
 之至斬尾時劔及少缺割而視之則劔在尾中是號草
 菰劔其斷蝮號曰蝮之龜正此今在石上上也

舊事紀云其斬蝮之劔號曰蝮之龜正今在石上神宮也
 釋日本紀云龜正阿真私記云問此劔斬蝮之後得龜正之號
 若前名有所見哉答未詳在石上也

神名帳曰大和國山邊郡石上坐布都御魂神社名神大月次
 案之俗號布留社是也先師之説云石上社者鹿島神宮同
 體也

按、蝮の龜正は亦の名の蛇韓劔と語はいさゝかことな
 れと意は全く同じ此劔の名に乎呂知能といふことを冠
 らせたるは八岐大蛇を斬り給ひしゆゑなるはいふも更
 也危は荒振の阿羅にて伊都の尾羽張の伊都といふかこ
 とく鋒刃するとして崇はしき靈威あるをいへるなる
 へし正は書紀推古卷に見えたる摩差比なり摩は眞にて
 美とも同く物を譽てそふる辭なり古語に利劔を差比と

いひしを差とのみいひたるよしは乎呂知の阿羅真差といひもて來りて語勢盡きぬれば比は差の韻きに籠りておのつからいひけたるにやあらん利劍を差比といふことは次の韓劍の所にいふへし

○蛇韓劍

日本書紀云^{神代}一書云素盞鳴尊乃計釀毒酒以飲之蛇醉而睡素盞鳴尊乃以蛇韓劍之劍斬頭斬腹其斬尾之時劍乃少缺故裂尾而看即別有二劍焉名爲草薙劍(中略)其素盞鳴尊斷蛇之劍今在吉備神部許也

釋日本紀云韓劍之劍私記曰問韓劍之意如何答其形似劍故名之今世之須岐也先師說云加良須岐歟或本吉備作寸

按、韓劍の傍訓からさひとありしか讀むへし私記に加良須岐と讀たるはよからず須岐は佐比と一音にて都牟刈須我あられと佐比といふに正利の轉訛なればしかいふまじきに且其形似劍故名之といへるは字に就て設たる妄説なり扱劍を佐比と讀る由は和名抄に釋名云劍和名去穢助苗也國語注云劍漢語抄云劍屬也釋名云縛追地去草也と見えたと書紀の傍訓とを通はし思ふに古代劍をも佐比と讀しなるへしさるからに其字訓を假りて劍字を用ひたるにてその義は書紀神武卷に稻飯命の歎曰云々言訖乃拔劍入海化為劍持神又

○天蠶斬

日本書紀云^{神代}一書云素盞鳴尊乃以天蠶斬之劍斬彼大蛇時斬蛇尾而及缺即壁而視之尾中有二神劍一釋日本紀云私記曰問蠶斬之號其義如何答師說此劍尤利劍也若居其上者即其蠶自斫此銳鋒之甚也

○草薙二名

おのつから斬られしゆるゑに蠶斬といふといへし今思ふにさにはあらし蠶の和名波閉なるゆゑたゞ字訓を假て蠶字を用ひし也古語拾遺に天羽々斬古語大蛇謂之羽羽二言斬蛇也とあるによれば波閉も大蛇のこととあるへき此ものおのか身を引はへ行なれば波閉といひしを轉りて羽々ともいひしにやあらん閉は我音相通には波は奈閉なるを奈波といふの例なり

○天羽々斬

古語拾遺云素盞鳴神自天而降至於出雲國簸之川上以天十握劍其名天羽々斬今在石上神宮古斬八岐大蛇一源平盛衰記云^{神鏡神皇}抑神代ヨリ三柄ノ靈劍アリ天十握劍天叢雲劍布流劍是也十握劍ヲハ羽々斬劍ト名羽々トハ大蛇ノ名也此劍大蛇ヲ斬ハ也又ハ蠶斬劍ト云此劍利劍也其及ノ上ニ居ル蠶ノ不自斬ト云事ナケレハ也素盞鳴尊ノ天ヨリ降給ケルニ帶給タル劍也今石上宮ニ被籠タリ長門本家物語云^{女院吉田}入御儀 神代より傳りたる寶劍三有草薙の劍大蛇斬の劍十握の劍これなり按盛衰記によるに大蛇は羽々を讀るにや楊鳴曉筆云吾朝に神代より傳はれる靈劍三あり天羽々斬の劍村雲の劍十握の劍是也

○天叢雲

日本書紀云^{神代}素盞鳴尊乃拔所帶十握劍一寸斬其蛇至尾劍乃少缺故割裂其尾視之中有二劍此所謂草薙劍也草薙劍此二俱安那伎能部留伎一書曰本名天叢雲劍蓋大蛇所居之上落有雲氣故以名歟至日本武皇子改名曰草薙劍素盞鳴尊曰是神劍也吾何敢私以安乎乃上獻於天神也又云^{神代}一書曰其蛇飲酒而睡素盞鳴尊拔劍斬之至尾時劍乃少缺割而視之則劍在尾中是號草薙劍也今在尾張國吾湯市村即熱田祝部所掌之神是也一書曰裂尾而看即別有二劍焉名爲草薙劍此劍昔在素盞鳴尊許今在於尾張國也一書曰尾中有二神劍一素盞鳴尊曰此不可以吾私用也乃遣五世孫天之菴根神上奉於天此今所謂草薙劍矣又云^{神代}一書曰天照大神以思兼神妹高幡豐秋津姬命配正哉吾勝々速日天忍穗耳尊爲妃命降之於葦原中國(中略)且將降間皇孫已生號曰天津彦々火瓊々杵尊時有奏曰欲以此皇孫代降故天照大神乃賜天津彦々火瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物又云^{景行天}四十年冬十月壬子朔癸丑日本武尊發路之戊午枉道拜伊勢神宮仍辭于倭姬命曰今被天皇之命而東征將誅諸叛者故辭之於是倭姬命取草薙劍授曰

本武尊曰慎之莫怠也歲日本武尊初至駿河其處賊陽從之狀曰是野也鹿鹿甚多氣如朝霧足如茂林臨而應狩日本武尊信其言入野中而覓獸賊有殺王之情放火燒其野王知被欺則以燧出火之向燒而得免云王所佩劍蓋自抽之雖王之傍草因是得免故號其劍曰草薙也蓋此云茂草也王曰殆被欺則悉焚其賊衆而滅之故號其處曰燒津云々

又云天智天皇紀七年是歲沙門道行盜草薙劍逃向新羅而中路風雨芒迷歸

又云朱鳥元年六月戊寅卜天皇病祟草薙劍即日送置于尾張國熱田社

古事記云爾速須佐之男命拔其所御佩之十拳劍一切散其蛇者肥河變血而流故切其中尾時御刀之及毀爾思惟以御刀之前刺割而見者在都牟刈之太刀故取此太刀思異物而白上於天照大神是者草那藝之太刀也那藝字以音

舊事紀云天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以為齋鏡寶祚之隆當與天壤無窮矣則授八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物永為天璽才玉自從矣

又云素戔嗚尊勸蛇曰汝是可愛之神不敢殺之乎乃以八

瑞穗國者吾子孫可王之也皇孫就而治焉寶祚之隆當與天壤無窮矣即以八咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫永為天璽所謂神璽也才玉自從(中略)建于神武天皇東征之年(中略)天宮命率諸齋部捧持天璽鏡奉安正殿(中略)當此之時帝之與神其際未遠同殿共床以此為常(中略)至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故更令齋部氏率石凝姥神裔天目一箇神裔二氏更鑄鏡造劍以為護身御璽是今歲祚之日所獻神璽鏡也仍就於倭笠縫邑殊立磯城神離奉遷天照太神及草薙劍令皇女豐靈入姬命奉齋焉(中略)泊于卷向玉城朝令皇女倭姬命奉齋天照大神仍隨神效立其祠於伊勢國五十鈴川上因與齋宮令倭姬命居焉

又云至於纒向日代朝令日本武命征討東夷仍枉道詣伊勢神宮辭見倭姬命以草薙劍授日本武命而執曰慎莫怠也日本武命既平東虜還至尾張國納宮寶鏡淹留躡月解劍置宅徒行登膽吹山中毒而薨其草薙劍今在尾張國熱田社

又云草薙神劍者尤是天璽自日本武尊凱旋之年留在尾張國熱田社外賊偷逃不能出境神物靈驗以此可觀神皇正統記云日本武尊に至りてあらためて草薙の劍と云

聖酒得每頭一槽飲醉而睡伏寢矣素戔嗚尊乃拔所帶十握劍寸斬其蛇(中略)至斬其尾劍乃少缺故割裂其尾而視之中有二劍一名天叢雲劍蓋於大蛇所居之上常有雲氣故以名焉素戔嗚尊曰是神劍也吾何敢私以安乎乃遣五世孫天之背根神上奉於天其後日本武尊征東之時以其劍號曰草薙劍矣今在尾張國香陽市村即熱田神社所崇之神其斬蛇之劍今則在吉備神部許到出雲鏡之河上是也亦云斬蛇之劍號云蛇之靈正今在石上神宮

釋日本紀云尾張國風土記曰熱田社者昔日本武命巡歷東國還時娶尾張連等遠祖宮酢媛命宿於其家夜頭向廁以隨身劍掛於桑木遣之入殿乃驚更往取之劍有光如神不把得之即謂宮酢媛曰此劍神氣宜奉齋之為吾形影因以立社由鄉為名也先師說云熱田社者日本武尊留其形影天叢雲劍為此神體可謂日本武尊垂跡者

古語拾遺云素戔嗚神自天而降到於出雲國鏡之川上以天十握劍斬八岐大蛇其尾中得一靈劍其名曰天叢雲大蛇之上常有雲氣故以為名後武尊東征之早到相模國遇野火燒即以劍獲得免更名草薙劍也乃獻上於天神也(中略)天照大神高皇產靈尊乃相語曰夫葦原

それより熱田の社に云々

又云十握の劍をぬきて寸々に切つ尾に至りて劍の及すしかけぬ割て見給へは一の劍あり其上につねに雲氣ありければ天のむら雲の劍と名付

長門本平家物語云女院吉田入御の條神代よりつたはりたる寶劍三有草薙劍大蛇斬の劍十握の劍これなり

源平盛衰記云神鏡神璽抑神代ヨリ三柄ノ靈劍アリ天十握劍天叢雲劍布流劍コレナリ(中略)天叢雲劍草薙劍ト云日本武尊草ヲ薙テ野火ヲ免レ給ヘル故也又ハ寶劍ト云内裏ニ留テ代々帝ノ御寶ナレハナリ

春の深山路云弘安三年十一月十八日下あつたの宮は昔日本武尊東を平け給ひし時夷野に火をかけて尊を燒殺さんとしける時大きなかつらの木焼て倒れたりけるに田中の水熱くなりたりしよりあつたと云なり其時天のはや切の劍にて草をなきてのかれ給ひしかは其劍を草なきのつるきと申きそのつるきを此御社にはひて侍れはいはやき神にておはしますなりこの夏の頃宮の内おとろおとろしくなりひきつゝついまつの火おほよそ五千はかりにてむかへのいらこかさきまてつゝけりいにし文永のはしめつかたもかくありけるとかやもうこの國のゆるこそ後

刀劍部二

にはおもひあはせけるとかや

榻鳴曉筆云 先村雲の劔と申奉るは三種の神器の其一寶劔と申奉る是也此劔は昔素盞鳴尊天照太神と御中不和にして出雲國に下給ひし時簸河上と云處に脚摩乳手摩乳とて夫婦の國津神あり是に端正の娘あり稻田姫と云親子三人一處にして泣居たり尊はいかにと問給へは答申やう我に八人の娘ありし皆大蛇の爲に吞れぬと一人殘處の小女又吞れんとす件の大蛇は八岐の蛇とて尾首ともに八あり各八の峰八の谷に這ひろこれり眼は日月の光のこと背に舊苔の毛針をなし靈樹角餘をうるたる幾千年を経たりといふ事をしらす年々に人を吞親のまるれば子悲み子吞るれば親怨む村南村北に哭する聲絶すとそ申ける尊哀に思召し此小女を湯津の瓜柿にとりなし御くしに差かくさせたまひ八の舟に入醜の酒を八千石いれ天女の姿を作りて高岡にたて其影を舟に移せり大蛇忽に來るに一湖浪漲て風の音はけしく千障雲みたれて雨の脚斜也十六の眼は天にかゝれる百練の鏡のことく喉下の鱗は夕日をひたせる白浪の風にたゞめるに異ならず彼蚺酒中の影を人とや思ひけん其酒を飽まで飲て醉臥たりけるを尊現給へる十握の劔を抜大蛇を段々に切給ふ其中に一の尾に出て

されす尊あやしみて思召堅横に破て御覽すれば一の靈劔あり是をとて尊天照太神へ奉り給へは此は昔高天の原にて我落たりし劔也とそたまひける大蛇の尾の中に有ける時は村雲の劔とそ申けるおほん神是を得てあめの宮寶とし給ふ豊葦原の中津國のあるしとして天孫を下し奉り給し時此劔をも御鏡にそへて奉らせ給ひけり第九代の帝開化天皇の御時までは一殿におはしましけるを第十代の帝崇神天皇の御宇に及て靈威に恐て天照太神を大和國笠縫の磯きのいかに移し給ひし時此劔をも天照太神の社壇に籠奉らせ給ひけり其時石凝姥神の奇天目一箇神の奇二氏の神劔をうちかへて天子の御守とし給ふ其御靈威ふるき劔に相おとらす天の村雲の劔は崇神天皇より景行天皇まで三代は天照太神の社壇に崇置かれたりける景行天皇四十年夏六月に東夷のみたれにより御子日本武尊御心も別に御力も人に勝ておはしければ精撰にあたり吾妻へ下り給ひし時天照太神へまいり御暇申させ給ひければ御妹いつきの宮大和姫の命をもつゝしんで懈る事なかれとて件の寶劔を授させたまふさて駿河國に下給しかは其所の賊徒等此國には鹿多候狩して遊はせ給へとてたはかり出し奉り野に火を放て焼ころし奉らんとしけるに尊

帶給へる靈劔を抜て草を薙給へは一里の内は草みなかれぬ尊又火を出し給へは風忽に異賊の方へ吹おほひ凶徒悉く焼死けりそれよりしてこそ村雲の劔を草薙の劔とも申けれ尊猶與へいらせ給ひ三ヶ年か間所々の賊徒を討平け國々を攻隨へて上らせ給ふ道より御惱つかせたまひ御年卅と申七月に尾張國熱田の邊にて終にはかなくならせ給御魂は白鳥と成て天にあかりけるこそ不思議なれ

又云さて草薙の劔を熱田の社に納させ給ふ天智天皇七年に新羅國の沙門道慶と云者此劔を盜て吾國の寶とせんとしてひそかにかくして行程に風浪巨動して忽に海底に沈んとす即此靈劔のたゞりなりとて罪を謝し本のことくに納奉る然に天武天皇朱雀元年にこれを召て内裏におかる今の寶劔是也其後陽成院長病に犯されましゝて靈劔をぬかせ給ひければ夜のおとゝひらくとして電光にことならす恐怖のあまりに抜捨させ給ひければみつからはたと鳴て鞘にさゝれ給ひけりかゝる目出度靈劔なれとも末世になれば云甲斐なく元暦二年三月二十四日平家長門國檀浦にて果られし時安徳天皇も海へ入らせ給しかは此劔も海底に沈んで二たひ見えざるこそあましましけれされは天照太神の百王を與給はんとの御誓もいかゞ侍けるに

天正記云 四番にとうふくしりう西堂れんく御めかけ候によつて此時いんとう仕へきとてむらくもといふきよけんを申うけしんしやうにはらをきられめいよの次第なり

駿河國風土記云草薙神社香具山日記曰天照太神以天孫瓊瓊杵欲爲豐葦原中津國神君既欲天機之時左御手持携八坂瓊之曲玉右御手携天叢雲劔叢雲或稱草薙劔號叢雲者素盞鳴尊欲下根國吟出雲國之時出雲與伯耆國之境有篋川其川上常世有大蛇橫行松栢生背其徑尋尋延於八丘八谷之間其眼如赤酸醬謂於呂地取於土呂於土呂志機之義也其大蛇之常住之傍有奇雲氣云々依之蓋尊誅之寸々而至尾劔及少缺故割裂其尾視之尾中有奇神劔奪取之名草薙亦別名也草者生無主之地此葦原自天孫降臨無草叢之神專其國輝然焉繁草以利鎌如拂其草葉故天孫降臨之後有草薙之號又齋部記云取燒鎌乃敏鎌之義又善哉(中略)依之見之則草薙者叢雲之別名也一書曰日本武尊越東夷至駿河國浮島原與阿部市東夷獸尊託狩

獵令遊御廣野日中縱火于時十月旬乘草枯死而宜
添火恰如塗油烟已進而軍軍危所帶之叢雲劍自脫拂
野火依此有草薙名此事大謬也唯自神代同名而此
神社者所祭天照太神之地也

按、日本紀古事記にはこの神劍をはしめより草薙とい

ひて村雲の名は見えず書紀の一書と古語拾遺とにはは
しめ村雲といひて後草薙といひしよしなりこれおのつ
から傳の異なるにて今とかういふへきことにあらず又
此神劍僧道行か返し奉りし後いつこにや在らん其こと
をしるせしものなし今おもふに頓て皇宮に移し置れし
を朱鳥元年に及て元のここと熱田に返しまいらせられ
しにやあらん

○寶劍

日本書紀云天智天皇是歲播磨國司岸田臣磨等獻寶劍言
於狹夜郡人禾田穴内獲焉

舊事紀云天智神武詔宇麻志麻治命曰汝之勳功矣念惟
大功也公之忠節焉覆惟至忠也因斯先授神靈之劍崇酬
不世之勳

續古事談云神璽寶劍神代ヨリツタハリテ御門ノ御マモ
リニテサラニアケヌク事ナシ冷泉院ウツシ心ナクオハシ

有議定前内大臣已下奉具幼主赴西海之間神鏡劍
璽已下取舉何様可有沙汰哉事卅日召官寮於仙院令
卜申三種寶物事民部卿成範卿奉行之八月十八日於院
有議定神鏡劍璽諸道進勅文又踐祚間條々事也二十日
高倉院第四皇子成踐祚左大臣於太上法皇御所令
勅日時奉法皇詔召大内記光輔仰可令作傳國
宣命之由攝政藤原朝臣如元不傳劍璽踐祚之例今度
始之前主出洛城之後至于今日空王位廿六ケ日
吉記云壽永二年七月廿八日庚寅參院王院于時諸卿參集
南御所殿上廊(中略)良久兼光朝臣又出來仰左府云前
内大臣忽巧謀叛赴海西偷奉具幼主之間神鏡并劍
璽等累代寶物同奉取了幼主寂慮之中所察思食也仍早
可有氣色被遣仰時忠卿許了然而其事體難達歎何
様可被進止哉云々予申云神鏡并劍璽事見當時爲體佛
法王法猶未盡歎天下之運若改者自然出來歎早可被祈
請神宮已下諸社兼又籠中臣官人於神祇官可被祈申
其上仰諸道博士等召勅文重可有豫議歎云々別當
申旨大略同予然而申可有下筮之由堀河亞相梅納言
等暫止追討議神鏡以下寶物等先可有可被返計歎
雖赴海西何途無征伐之由被申之内府於征伐者

マシケレハニヤシルシノハコノカケヲトキテアケント
シ給ヒケレハ箱ヨリ白雲タチノホリケリオンレテステ給
タリケレハ紀氏ノ内侍モトノコトクカラケ、リ寶劍ヲモ
スカントシ給ケレハ夜御殿ヒラヒラトヒカリケレハオチ
テスキ給ハサリケリ

水鏡云神武天皇と申しみかと御年十五辛酉の年正月一日
位につき給ふ御とし五十二さて世をたもち給ふ事七十六
年神代よりつたはりて劍三あり一はいそのかみふるの社
にます一はあつたのやしろにます一は内裏にます

百練抄云壽永二年六月廿三日近曾祭主親俊奏法皇云夢
相云參神宮平伏庭上父親定并親章卿兩人過在堂上
以親定傳仰云於我者令向天宮給畢禪定法皇御事
所令申付荒祭宮給也也可被奉御劍早可進院也
又當宮守護事以泰經可申沙汰也此後夢醒了後朝内宮
一願宜成長持來御劍云可進院之由有夢想仍自
寶殿所取出也請取件劍忽上洛者定日可

又云壽永二年七月二十五日平家黨類前内大臣已下率
一族出奔西國天皇建禮門院同奉相具内侍所神鏡神
璽寶劍時簡殿上御倚子立上鈴鹿皆以相具六波羅已下家同
時放火洛中騒動無物于論云々廿八日上皇召公卿于

不可被緩忘但神鏡已下事爲朝大事之由可被仰
開義仲行家等歎左府申狀不聞可尋云云卅日壬辰召官
寮被御下民部卿奉行也神鏡神璽寶劍等事也共卜申云
相具三種寶物有還御歎五十日内甲乙庚辛日及冬節中
一代要記云後鳥羽天皇諱尊成高倉院第四皇子壽永二年八月
廿日於閑院殿踐祚年四歲依無神璽寶劍等不及其
儀
三長記云建久九年正月十一日己酉今日有御讓位事云々
路頭行列先左衛門次左兵衛次上達部爲先次神璽次御劍
寶劍次海庭之後
用寶劍御座御劍也左右近衛次將相分供奉云々
禁秘抄云寶劍神璽御劍者神代有三劍其一也子細雖多
不能註其後爲寶物傳來而壽永入海紛失之後院御時以
後廿餘年被用清涼殿御劍仍以璽爲先承元讓位時有
夢想自伊勢進之已來又准寶劍以劍爲先也此劍昔
通詩繪也○按、承元御讓位鏡玉劍に准せられしは去し壽永二年に親
俊が奉りし御劍なるへし其事は前に引たる百練抄に詳なり
古語拾遺云至子磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故更
令齋部氏疑石疑姥神奇天目一神奇二氏更鑄鏡造劍
以爲護身御璽是今踐祚之日所獻神璽鏡劍也仍就於倭
笠縫邑殊立磯城神籬奉遷天照大神及草薙劍令皇

女豐鍬入姬命奉齋焉

源平盛衰記云神鏡神傳天叢雲劍ヲハ(中略)又寶劍ト云内
裏ニ留テ代々帝ノ御寶ナレハ也

吾妻鏡云文治元年三月廿四日丁未於長門國赤間關橫浦
海上源平相逢及午剋平氏終敗傾二品禪尼持寶劍按
察局奉抱先帝共以沒海底

後愚昧記云貞治五年八月十九日入夜頃大夫行知朝臣爲
勅使來臨對面難儀之間以廣衛朝臣尋聞之勅命云寶
劍代神聖內侍所等觀應被渡申南方之後歸座之條雖
有御祈念無其驗無念思召也就其今度行幸爲寶劍

代可被用查御座御劍之條可爲何樣哉可計申者
申詞明日可注進之廿日夜前勅問題目注折紙禮道頃
大夫許相副狀之其詞云行幸可被用查御座御劍歟事

以短慮輒難難計申寶劍紛失之後文治有沙汰以彼
御劍被擬用了宜以彼之先規被資今之准的乎
園太曆云文和元年七月二日一條前關白被送消息踐祥

事所存之趣一紙注送云々傳國禮以舊主宣命普告天下
下之上被渡神聖鏡劍是爲奕代流例哉但有別故之
時蓋以被渡神聖鏡劍不及宣命宣制歟而壽永舊主

不御帝都神器等在西海仍被經再往之沙汰候太上
狂テ四五丈飛上リ飛上リシケルカ思フ事ナト問フ人ノナ
カルランアフケハ空ニ月ソサヤケキト云歌ヲ高ラカニ詠

シケル間社人村老數百人集テ如何ナル神ノ託サセ給ヒタ
ルソト問ニ物附口走テ申ケルハ神代ヨリ傳テ我國ニ三種
ノ神器アリ縦繼體ノ天子位ヲ繼セ給フトイフトモ此三ノ

寶ナキ時ハ君モ君タラス世モ世タラス汝等是ヲ見スヤ承
久以後代々ノ王位輕クシテ武家ノ爲ニ威ヲ失ハセ給ヘル
事偏ニ寶劍ノ君ノ御守ト成セ給ハテ海底ニ沈メル故ナリ

剩今内侍所撰御箱サハ外部ノ塵ニ埋レテ登極天子空シク
九五ノ位ニ臨マセ給ヘリ是ニ依テ四海彌亂テ一天イマタ
靜ナラス爰ニ百王鎮護ノ宗廟ノ神龍宮ニ神勅ヲ下サレテ

元曆ノ古ヘ海底ニ沈シ寶劍ヲ召出サレタル者ナリスハ爰
ニ立テ我ヲ見ルアノ法師ノ手ニ持タルソソレ寶劍ヨヤア
ノ法師ハ急キ其寶劍ヲ以テ奈良ノ方へ行テ便宜ノ傳奏ニ

屬テ此寶劍ヲ内裡ヘ進ラスヘシ云處不審アラハ是ヲ見ヨ
トテ圓成ニ走懸テ手ニ持タル光物ヲ取テ涙ヲハラハラト
流シ額ヨリ汗ヲ流シケルカ姑ク死入タル體ニ見ヘテ物ノ

氣ハ則去ニケリ神託不審アルヘキニ非レハ祭主ヲ始トシ
テ見及フ處ノ神人等連署ノ起請ヲ書テ圓成ニ與フ圓成是
ヲ錦ノ袋ニ入テ頸ニ懸ケ詔宣ニ任先南都ヘソ赴キケル春

天皇詔宣被施行乎爾降元弘建武同任彼先蹤有其沙
汰乎云々

太平記云自伊勢上今年貞和古ヘ安徳天皇壇浦ニテ海底ニ
沈メサセ給ヒシ寶劍出來レリトテ伊勢國ヨリ進奏ス其仔
細ヲ能々尋ヌレハ伊勢國國崎神戶ニ下野阿開梨園成ト云

山法師アリ太神宮ヘ千日參詣ノ志有ケル間毎日ニ潮ヲ垢
離ニカイテ隔夜詣ヲシケルカ已ニ千日ニ滿ケル夜又コリ
ヲカノントテ磯ヘ行テ遙ノ澳ヲ見ルニ一ノ光物アリ怪シ

ク思ヒテ釣スル海人ニアレハ何物ノ光リタルソト問ケレ
ハイサトヨ何トハ知ス候此二三日カ間毎夜此光物浪ノ上
ニ浮テ彼方此方ヘ流アリキ候間船ヲ漕寄テ取ントシ候ヘ

ハ打失候ナリトソ答ヘケルカレヲ聞ニ彌不思議ニ思ヒテ
目ヲ放サス是ヲ守テ遠濱海面ヲ遙々ト歩行處ニ此光物次
第二磯ヘ寄テ圓成カ歩ムニ隨テソ流レ來リケルサテハ仔

細有ト思ヒテ立留タレハ光物些小ク成テ圓成カ足モトニ
來レリ懼レナカラ立寄テ取上タレハ金ニモ非ス石ニモ非
ル物ノ三鈷柄ノ劍ナトナリニテ長サ二尺五六寸ナル物

ニテソ有ケル是ハ明月ニ當テ光ヲ含ナル犀ノ角カ然スハ
海底ニ生ルナル珊瑚樹ノ枝カナト思ヒテ手ニ提テ太神
宮ヘソ參タリケル爰ニ年十二三許ナル童部一人俄ニ物ニ

日ノ社ニ七日參籠シテ在ケルカ是コソ事ノ顯ルヘキ端ヨ
ト思フ險モ無リケレハ又初瀬ヘ參テ三日斷食ヲシテ籠リ
タルニ京家ノ人ヨト覺シクテ拜殿ノ脇ニ通夜シタル人ノ

有ケルカ圓成ヲ呼寄テ今夜ノ夢ニ伊勢ノ國ヨリ參テ此三
日斷食シタル法師ノ申サンスル事ヲ傳奏ニ舉達セヨト云
示現ヲ蒙テ候御邊ハ若伊勢國ヨリヤ參ラレテ候トソ問ケ

ル圓成ウレシク思ヒテ始ヨリノ有様ヲ委細ニ語リケレハ
我コソ日野大納言殿ノ所縁ニテ候ヘ此人ニ附テ奏聞ヲ經
ラレ候ハン事最安カルヘキニテ候トテ聽テ圓成ヲ同道シ

京ニ上リテ日野前大納言資明卿ニ附テ寶劍ト祭主カ起請
トヲソ出シタリケル資明卿事ノ様ヲ能々聞給ヒテ誠ニ不
思議ノ神託ナリ但加様ノ事ニハ何ニモ横句謀計有テ傳奏

ノ短才人ノ嘲哂ト成事多ケレハ能々事ノ實否ヲ尋問テ諸
卿ケニモト信ヲ取程ノ事アラハ奏聞スヘシ何様天下靜謐
ノ奇瑞ナレハ引出物セヨトテ銀劍三振被物十重圓成ニタ

ヒテ寶劍ヲハ前裁ニ崇メ給ヘル春日ノ神殿ニソ藏ラレケ
ル神代ノ事ヲハ何ニモ日本紀ノ家ニ存知スヘキ事ナレハ
委シク尋給ハントテ平野社ノ神主神祇大輔兼員ヲソ召レ

ケル大納言兼員ニ向テ宣ヒケルハ抑三種ノ神器事家々ニ
相傳シ來ル義區々ナリトイヘトモ資明ハ未タ是ヲ信セス

畫工闘牛ノ尾ヲ誤テ收童ニ笑ハレタル事ナレハ御邊申サレ候ハン義ヲ正路トスヘキニテ候聊以事ノ次ニ此事存知度事アリ委シク宣説候ヘト仰ラレケル兼員畏テ申ケルハ御前ニテ加様ノ事ヲ申候ハンハ只養由ニ弓ヲ教ヘ義之ニ筆ヲ授ケントスルニ相似テ候ヘトモ御尋アル事ヲ申ササランモ又恐ニテ候ヘハ傳ル所ノ義一事ヲ殘サス申サンスルニテ候按兼員が説たる草薙の由來は全く國史に見えし所にて只朱鳥元年より内裡に召置れしといふ説のみ奇想と表裏の違ひあり神慮實所の事はこゝに蓬華ニ傳ル所ノ一説大概是ニテ候用なければ皆背きて載せずト委細ニ答申タリケル大納言能々聽給ヒテ只今何ノ次トシモナキニ御邊ヲ呼候テ三種神器ノ様ヲ委シク問ツル事ハ別ノ仔細ナシ昨日伊勢國ヨリ寶劔ト云物ヲ持參シタル事アル間不審ヲ開カン爲ニ尋申ツル委細ノ説大略日來ヨリ誰モ存知ノ前ナレハ別ニ異儀ナシ但此説ノ中ニ十束劔ト名ツケシハ十束アル故ナリト聞ツルソノ人ノ左右ナク知ルヘキ事ナラヌト覺ル其劔取出トテ南庭ニ崇給ヘル春日社ヨリ錦袋ニ入タル劔ヲ取出シテ尺ヲサ、セテ見給フニ果シテ十束アリケリサテハ不審ナキ寶劔ト覺但傳奏ノ段ハ一ノ奇瑞ナクハ叙信立ヘカラス姑此劔ヲ御邊ノ許ニ置テ如何ナル不思議モ一祈々出サレヨカシト宣ヘハ兼員世ハ淺季ニ及テ佛神ノ威徳モ有テ無キカ如クニ成テ候ヘ

ハ如何ニ祈候トモ誠ニ天下ノ人ヲ驚ス程ノ不思議出來スヘシトモ覺候ハス但今モ佛神ノ威光ヲ顯シテ人ノ信心ヲ催スハ夢ニ過タル事ハナキニテ候所詮先此劔ヲ預ケ給ヒテ三七日カ間幣帛ヲ捧ケ禮奠ヲ調祈誓ヲ致候ハン最中先ハ兩上皇關白殿下院司ノ公卿若ハ將軍左兵衛督ナントノ夢ニ此劔誠ニ寶劔ナリケリト不審ヲ散スル程ノ夢想ヲ御覽セラレ候ハ、御奏聞候ヘカシト申テト部宿禰兼員此劔ヲ賜リテソ歸リケル翌日ヨリ兼員此劔ヲ平野社ノ神殿ニ安シ十二人ノ社僧ニ眞讀ノ大般若經ヲ讀セ三十六人ノ神子ニ長時ノ御神樂ヲ奉ラシムルニ般々タル梵音ハ本地三身ノ高聽ニモ達シ玲々タル鈴聲ハ垂跡五能ノ應化ヲモ助クラントソ聞ヘケル其外金銀幣帛奠幣藻藻神其神タラハナトカ奇瑞モ爰ニ現セサラント覺ユル程ニソ祈リケル巳ニ三七日ニ滿シケル夜鎌倉左兵衛督直義朝臣ノ見給ヒケル夢コソ不思議ナレ所ハ大内神祇官カト覺ヘタルニ三公九卿百司千官位ニ倚テ列座ス霧ノ旗ヲ建帳ノ座ヲ布テ伶倫樂ヲ奏シ文人詩ヲ獻ス事ノ儀式嚴重ニシテ大禮ヲ行ハル、體ナリ直義朝臣夢心地ニ是ハ何事ノ有ヤラント恠シク思ヒテ龍尾堂ノ傍ニ徘徊シタレハ權大納言經顯卿出來リ給ヘルニ直義朝臣是ハ何事ノ大禮ヲ行ハレ候

ヤラント問給ヘハ伊勢太神宮ヨリ寶劔ヲ進セラルヘシトテ中儀節會ヲ行ハレ候ナリトソ答ラレケルサテハ希代ノ大慶カナト思ヒテ暫見居タル處ニ南ノ方ヨリ五色雲一群立出テ中ニ光明赫奕タル日輪アリ其光ノ上ニ寶劔ヨト覺タル一ノ劔立タリ梵天四王龍神八部蓋ヲ捧ケ列ヲ引テ前後左右ニ圍遶シ給ヘリト見テ夢ハ則覺ニケリ直義朝臣夙ニ起テ此夢ヲ語リ給フニ問人皆靜謐ノ御夢想ナリト賀シ申サヌハ無リケリ其間ヘ洛中ニ滿テ次第ニ語傳ヘケレハト部宿禰兼員急キ夢ノ記録ヲ書テ日野大納言殿ニ進覽ス大納言此夢想ノ記録ヲ以テ仙洞ニ奏聞セラル事ノ次第御不審ヲ殘サルヘキニアラストテ八月十八日早旦且諸卿參列シテ寶劔ヲ請取奉ル翌日はヲ取進ラセシ圓成阿闍梨次第ヲ經ス直任ノ僧都ニナサレ攝津國葛葉關所ヲ恩賞ニソ下サレケル只周ノ代ニ寶鼎ヲ掘出シ夏時ニ河圖ヲ得タリシ祥瑞モ是ニハ過シトソ見ヘシ此比朝廷ニ賢才輔佐ノ臣多シトイヘトモ君ノ不義ヲ諫メ政ノ不善ヲ誠メラル、ハ勸修寺大納言經顯日野大納言資朝二人ノミナリ夫兩雄ハ必爭ヲ習ナレハ互ニ威勢ヲ競ハレケルニヤ經顯卿申沙汰セラレタル事ヲハ資明卿申破ラントシ資明卿ノ執奏セラレタル事ヲハ經顯卿支申サレケリ爰ニ伊勢國ヨリ寶劔進

奏ノ事日野大納言執奏申サレタリト聞ヘシカハ勸修寺大納言經顯卿院參シテ申サレケルハ寶劔執奏ノ事委細ニ尋承候ヘハ一向資明カ阿黨ノ所ヨリ事起テ候ナル俊臣朝ニ仕フレハ國ニ不義ノ政アリトハ是ニテ候ナリ先思ヒテ見候ニ素盞鳥尊古鏡河上ニテ斬レシ八岐蛇元曆比安德天皇ト成テ此寶劔ヲ取テ龍宮城ヘ歸リ給ヒヌ其ヨリ後君十九代春秋百六十餘年政盛ニ德豐ナリシ時タニモ途ニ出現セサル寶劔ノ何故ニ懸ル亂世無道ノ時ニ當テ出來リ候ヘキ若我君ノ聖德ニ感シテ出現セリト申サハ其ヨリモ先天下ノ靜謐コソ有ヘク候ヘ若又直義カ夢ヲ以テ御信用アルヘキニテ候ハ、世間ニ定相ナキ事ヲハ夢幻ト申候ハヌヤサレハ聖人ニ夢ナシトハ是ヲ以テ申ニテ候就中葛葉關ハ年來南都ノ管領ノ地ニテ候ヲ謂レナク召放レン事衆徒ノ嗽訴ヲ招クニテ候ハヌヤ論言再シ難シトイヘトモ過則勿レ憚レ改ト申事候ヘハ速ニ以前ノ勅裁ヲ召返サレ南部ノ嗽訴事イマタ萌サ、ル前ニ罷ラルヘクヤ候ラント委細ニ奏シ申サレケレハ上皇モ寶モトヤ思召ケン則院宣ヲ召返サレケレハ寶劔ヲハ平野社ノ神主ト部宿禰兼員ニ預ケラレ葛葉關所ヲハ元ノ如ク又南都ヘソ附ラレケル異制度往來云龍泉太阿干將鏡鄒之劔本朝草薙村雲源氏

嚴切平家小鳥丸餘五將軍母子九等比之更可取差也
 江談抄云御劍箱卷付何物哉事又談曰御劍箱有五六十許
 物卷付一人不知何物事資仲卿自撰進之四卷云々故大納
 言教命云予昔二條院御宇時爲殿上人參內自無名門
 主上御于殿上御倚子予臨跪候地上仰云可昇候小板
 敷者仰云御劍箱有被卷付之物是何物哉汝有所聞
 乎者予奏云愚昧之身難知如此事者又仰云猶可申者
 奏云不承備說但或人申云若御幸櫃鑑歎者天氣有感
 後日景理朝臣相語曰主上仰云我聞祕事衆人不聞而資
 平之所申已相叶尤所感也者抑件鑑事右相府仰也又在
 清慎公御口傳又江左大丞説云神劍宮鑑鑑寶劍之組纏
 籠之由見延喜御日記是祕事也非普通御記云々

按、古語拾遺に神靈鏡劍と見えしは天照太神の天孫に
 授けたまひし八咫鏡と草薙劍とを崇神天皇のうつさし
 めたまひて天津日嗣の御しるしとせさせられたる鏡と
 劍とをいふされは神靈はしるしといふことにて中古以
 來のことく別に其物あるにはあらず壽永の亂に西海に
 沈みたりしは寫しの寶劍にて眞の草薙は今も熱田にま
 しますことは前條に見えしか如し然るに神祇大副兼員
 か天武天皇の御宇朱鳥元年内裡に召收られしといひた

ること、この年しとの熱田に送り收られし也又勸修寺大納言經顯卿の古鏡の河
 上にて斬られし八岐蛇元暦の頃安徳天皇と成て此寶劍
 を取て龍宮へ歸りたまひぬといはれしこと、もの太平
 記に見えたる一條禪開これらの説をうけてかゝるめて
 たき靈劍なれとも末世になれば云甲斐なく海底に沈ん
 てふたゝひ見えざるこそあましましければ天照太神
 の百王を守り給ふとの御誓もいかなり侍りけるにや
 と扇嶋曉筆にしるされたる極めたる安りこと也寫しの
 寶劍のいまた海底に沈まざる以前に祭主親俊か夢想に
 よりて神庫の御劍を後白河法皇に奉りたるかの寶劍の
 うせなんことをしろしめしてかねて此御劍を授け奉ら
 せたまひし神慮は天孫に授給ひしと何の隔かあらん承
 元御讓位の度よりかの寶劍に准へて此御劍を用ひらる
 れは天照太神の百王の末かすままで守給はんとの御誓
 ひいつを限りに空しかるへきまして眞の草薙は熱田の
 社に鎮座ましまして天地とともに御國を鎮めおはしま
 すや

○查御座御劍

百練抄云二月卅日查御座御劍犬昨切ル

長門本平家物語云あまりにあわてければ取おすもの多

武家名目抄稿第二百七十册

埴檢校保己一編

刀劍部三

○生太刀

古事記云大國主神之兄弟八十神座然皆國者避於大國主
 神所以避者(中略)御祖命告子云可參向須佐能男命所
 座之根堅州國必其大神議也故隨詔命而參到須佐能
 男命之御所者其女須勢理毘賣出見爲目合而相婚還入
 白其父言甚麗神來爾其大神出見而告此者謂之葦原色
 許男命即喚入而令寢其蛇室云々負其妻須世理毘賣
 即取持其大神之生大刀與生弓矢及其天詔琴而逃云
 々故爾追至黃泉比良坂造壘呼謂大穴牟遲神曰其汝所
 持之生大刀生弓矢以而汝庶兄弟者追伏坂之御尾亦追
 撥河之淵而意禮以音爲大國主神亦爲宇都志國玉神而
 其我之女須世理毘賣爲嫡妻云々

按、生太刀の名義は本文にみえたる如く大國主神八十
 神と協すして御身の處置なかりしを御祖命のたはかり
 にて須佐能男命のみもとに到り給ひしによりさしも靈

しき大刀且弓矢をさへえ玉ひて終には悪敷神等を平伏へ大八島國を平かに治め玉ひ大國主の神としも成まししは偏に太刀弓矢の威徳にして何も威神の御所行なれは今いか成りけるとかくいふへきにあらざるへし八十神平伏の功成さりし前に須佐能男命の生太刀生弓矢との玉ひし事後より廻してしか記せしにや抔も思ふへけれと是も神のみしわさにて測知へきにあらざるうへに御祖神の計ひ玉ひしもみなおなし事成をもおもふへし

○大葉刈

○神戸二名

日本書紀云神代時味相高彦根神忿然作色曰朋友之道理宜相弔故不憚汚穢遠自赴哀何爲誤我於亡者則拔其帶劍大葉刈刈此云我里以祈小喪屋

古事記云於是阿遲志貴高日子根神大怒曰我者愛友故弔來耳何吾比穢死人云而拔所御佩之十掬劍切伏其喪屋以足蹶離遣此者在美濃國藍見河之河上喪山之者也其持所切大刀名謂大量亦名謂神度劍度字釋日本紀云大葉刈亦名神度私記曰問此劍名其義如何又今在何所哉答此劍號未詳味相高彦神所帶之劍也若今在大和國高嶋社歟

則國將自平矣天照太神曰諸時武甕雷神登謂高倉曰子劍號曰靈居能靈居能此云赴汝庫裏宜取而獻之天孫高倉曰唯々而寤之明日依夢中致開庫視之果有落劍倒立於庫底板即取以進之于時天皇適寐忽然而寤曰予何長眠若此乎尋而中毒士卒悉復醒起

古事記云其葦原中國者專汝所言向一國故汝建御雷神可降爾答曰僕雖不降專有平其國之橫刀可降此刀名云佐士布都神亦名云布都御魂

舊事紀云天皇夜夢天照太神謂武甕槌神曰夫葦原中國猶聞喧擾之響焉宜汝更往而征之武甕槌神對曰雖予不行而下吾平國劍則國將自平矣云々謂高倉下曰予劍曰御靈今當置汝庫裏宜取而獻於天孫矣高倉下命曰唯々寤之明日開庫視之果有劍倒立於倉底因而獻焉天孫適寢忽然而寤曰予何長眠如此乎尋而中毒士卒悉復醒起矣

延喜神祇式云大和國山邊郡石上座布留御魂神社名神大月次相替新嘗備前國赤坂郡石上布都之魂神社布留を布都としたり從ふへし按、此神劍に數の名あれと布都といふか實の名にて只たたへことの替れるのみなり書紀の布都に用られし御字は音雜にて斷聲也と廣韻に見えたり今も物の清く利

延喜神祇式云越中國新川郡神度神社按、是は第二冊に出せし天羽々斬之靈正四名の一と一物歟をば同言の重るか一言と成は恒の事にてキリとカリと同ければなり天と大とは論を待すしかいふ故は彼素盞鳥命大蛇を斬給ひてふと夜見國是は何國を言けむはしられと異域遠境越ましし時さる威験ある神劍なれば須叟も大御身を離たす秘藏し給しを大名持命の受將て來て遂に八十神等をも平伏へ天下を治て大功をなし給ければ第一の御子の味相の命に讓給けむを今帶せる成へし

○御靈已下六

按、此劍の名義未詳姑く書紀の文字に就ていは、草雁なといふかことく其鏡をさして名付しにや亦乃名の神

度劍は神は譽たる辭度は利なりといへり神名帳に見えたる越中國神度神社はこの劍を齋ひけるにや又おのつから別の神なるにや知らず

○御靈已下六日本書紀云神武天皇天皇獨與皇子手研耳命帥軍而進至熊野荒坂津因誅丹敷戶畔者時神吐毒氣人物威瘁由是皇軍不能復振時彼處有人號曰熊野高倉下忽夜夢天照太神謂武甕雷神曰夫葦原中國猶聞喧擾之響焉宜汝更往而征之武甕雷神對曰雖予不行而下吾平國之劍

くさるゝをふつふゝつふゝつりなといへはかの都牟刈豆流岐須我流須我利なといふと一例なり彌多磨といふは終に布留の神にもいはれまし、威靈のあればなるへし武甕雷神は伊弉諾尊の迦具土神を斬らせ給ひし劍の伊都之尾羽張よりなりまし、神にて古事記そのもちたまひし劍のかく奇きはよしあることにそあるへき

○佐士布都

○靈布都

古事記云此時熊野之高倉下人名齋一橫刀に到於天神御子之伏地而獻之時天神御子即寤起詔長寢乎故受取其橫刀之時其熊野山之荒神自皆爲一切仆爾其惑伏御軍悉寤起之故天神御子問獲其橫刀之所由高倉下答曰已夢云天照大神高木神二柱神之命以召建御雷神而詔葦原中國者伊多致佐夜藝帝阿理祁此十一字我之御子等不平坐良志此二字其葦原中國者專汝所言向一國故汝建御雷神可降爾答曰僕雖不降專有平其國之橫刀可降是刀此

爾答曰僕雖不降專有平其國之橫刀可降是刀此名云佐士布都神亦名云靈布都神亦名布都御魂此刀者坐石上神宮也

舊事紀云凡厥神劍御靈劍刀亦布都主神魂刀亦云佐士布都

三代實錄貞觀二年七月十日戊午進河內國從三位彌加布

都命神比古佐自布都命神階并加從二位

延喜神祇式云壹岐嶋壹岐郡佐肆布都神社同郡肆布都神社
按、佐士の義不詳魏は字鏡に彌加と讀たり是例の字
訓を借たるにて彌加は伊迦と同く嚴字の意なり

○布都主神魂

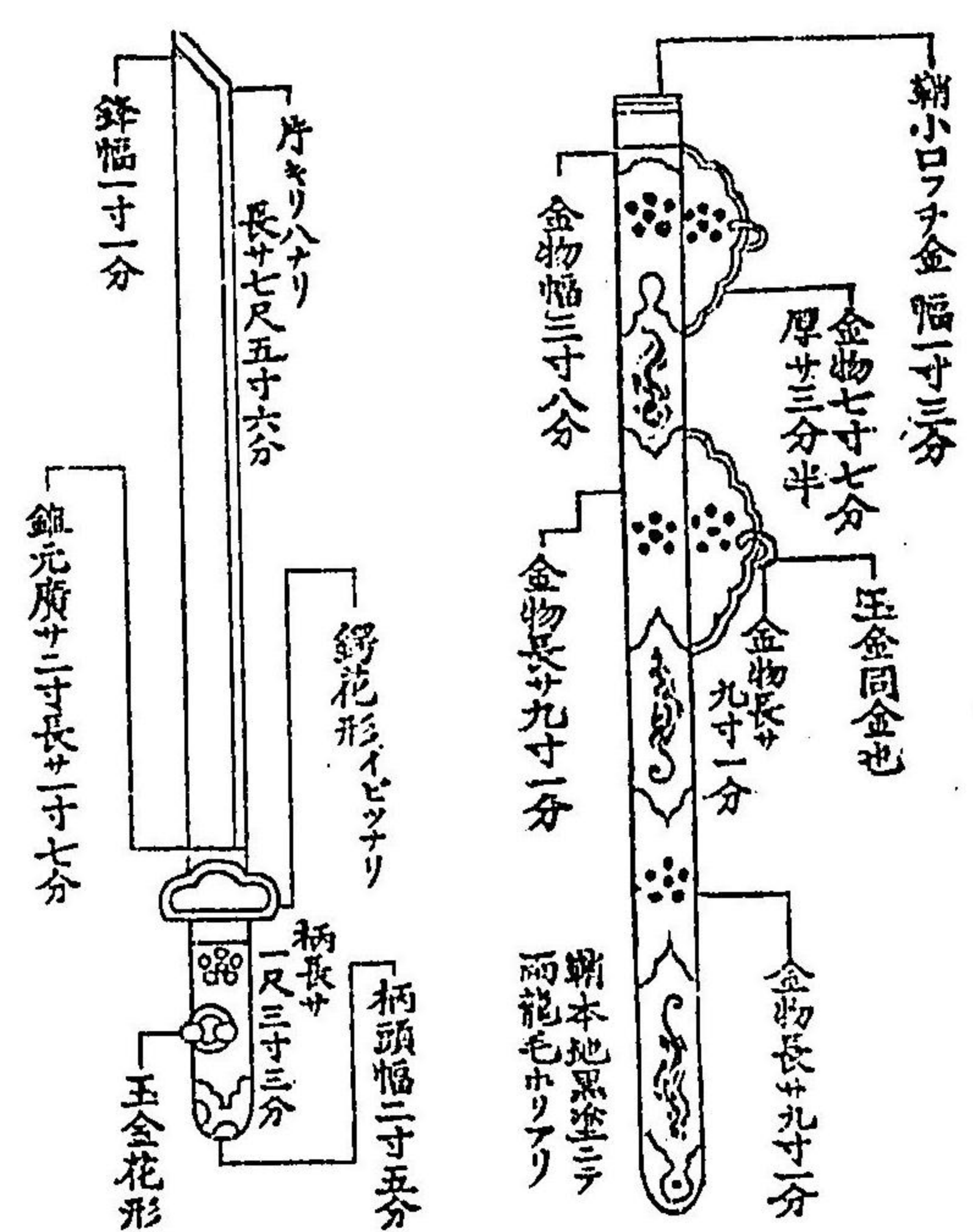
○建布都

○豐布都

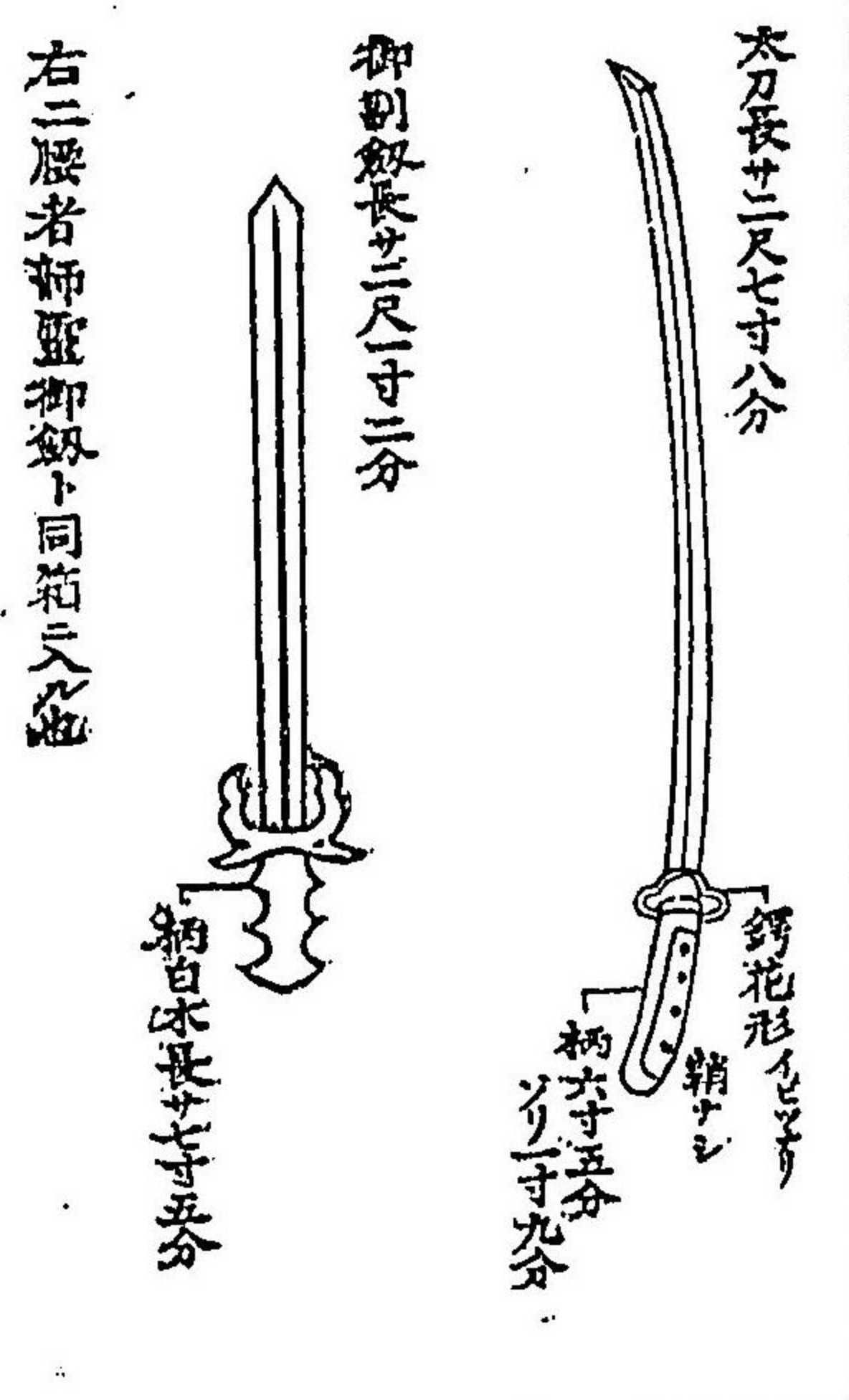
舊事紀云 天孫天津彦火瓊杵尊孫磐余彦尊欲馭
天下與師東征往々逆命者蜂起未伏中州豪雄長髓彦本
推饒速日尊兒宇摩志麻治命爲君奉焉至是乃曰天神之子
豈有兩種乎吾不知有他遂勒兵距之天孫軍連戰不
能戰也于時宇摩志麻治命不從勇謀誅殺復戾帥乘
歸順之時天孫詔宇摩志麻治命曰長髓彦爲性狂迷兵勢
猛銳至於敵戰誰敢城勝而不據勇計帥軍歸順遂款
官軍朕嘉其忠節特加褒寵授以神劍答其大勳凡
厥神劍御靈劍刀亦名布都主神魂刀亦云佐士布都亦云建布
都亦云豐布都神是矣(中略)大歲辛酉正月庚辰朔天孫磐余
彦尊都桓原宮初即皇位號曰元年(中略)宇摩志麻治
命先獻天瑞寶亦堅神楯以齋矣謂五十櫛亦云今木刺
儀於布都主劍大神奉齋殿內即獻天瑞寶以爲天

皇鎮祭之時天皇寵異特甚
又云同伊香色雄命此命者春日宮御宇天皇御世以爲大臣
磯城瑞籬宮御宇天皇御世詔大臣爲班神物定天社國
社以物部八十手所作祭神之物祭八十萬祥神之時
遷建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑則天祖授饒速
日尊自天受來天瑞寶同共藏齋號曰石上大神以爲
國家亦爲氏神崇祠爲鎮
又云 陰陽 兒建瓚槌之男神亦名建布都神今座常陸國鹿島大
神即石上布都大神是也
鹿島神宮傳記云神日本磐余彦尊東征之時天照大神謂武
瓚槌神曰葦原中國猶聞喧擾之聲焉宜汝更往而征之武
瓚槌神曰雖予不行乎下平國之劍則國將自平止部
靈降高倉之庫進天皇長髓彦殺宇摩志間治命順天
下一統給天後當社之大宮柱太敷立始給神代鎮座給宮
造波神武天皇元年辛酉始留御靈之神劍納石上神宮垂
仁天皇卅九庚午年劍作二千藏納石上神宮御靈之神劍
波當社江波納給是豐布津之神止申須
神皇正統記云此劍をば豐布都の神と號す初は大和の石上
にましゝ後には常陸の鹿島の神宮にまします
延喜神祇式云阿波國阿波郡建布都神社

按、布都主建布都豐布都を御靈の亦名とせしは舊事紀
のみにて古事記は三ながら武瓚槌神の一名としたるを
日本紀は布都主を別の一柱の神としたり今思ふに古事
記の方を誠なるへき姓氏録に賀布都努斯神社於石上御
布瑠高庭の地とみえたる神の名にや劍のことにや定め
難しとまれかくまれ劍より出たる名なれば御靈の一名
といはんも理あるに似たり
○常陸國鹿島神宮藏豐布都圖



刀劍部三



○出石刀子
日本書紀云 聖仁天 三年春三月新羅王子天日槍來歸焉將來
物羽太玉一箇足高玉一箇鶴鹿々赤石玉一箇出石小刀一口
出石梓一枝日鏡一面熊神籬一具并七物則藏于但馬國常
爲神物也 按一書には八物といへ八十八年秋七月己酉朔戊午
詔群卿曰朕聞新羅王子天日槍初來之時將來寶物今在
但馬元爲國人一見貴則爲神寶也朕欲見其實物一即
日遣使者詔天日槍之曾孫清彥而令獻於 是清彥被
勅乃自捧神寶而獻之羽太玉一箇足高玉一箇鶴鹿赤石
玉一箇日鏡一面熊神籬一具唯有小刀一名曰出石則清
彥忽以爲非獻刀子仍匿袍中而自佩之天皇末知匿

小刀之情欲寵清彥而召之賜酒於御所時刀子從袍中出而顯之天皇見之親問清彥曰爾袍中刀子者何刀子也愛清彥知不得匿刀子而呈言所獻神寶之類也則天皇謂清彥曰其神寶之豈得離類乎乃出而獻焉皆藏於神府然後開寶府而視之小刀自失則使問清彥曰爾所獻刀子忽失矣若至汝所乎清彥答曰昨夕刀子自然至於臣家乃明且失焉天皇則惶之且更勿竟後後出石刀子自然至于淡路島其島人謂神而為刀子立祠是於今所祠也昔有一人乘艇而泊于但馬國因問曰汝何國人也對曰新羅王子名曰天日槍則留于但馬娶其國前津耳云前津見一女麻拖能鳥生但馬諸助是清彥之祖父也云云

釋日本紀云七物則藏于但馬國常為神物也一說神名帳曰但馬國出石郡伊豆志座神社八座又曰同國御出石神社名神大○古事記中卷云昔有新羅國主之子名謂天之日矛(中略)故其天之日矛持渡來物者玉津寶云而珠二貫又振浪比禮切浪比禮振風比禮切風比禮又與津鏡邊津鏡并八種也此者伊豆志之八前大神也故茲神之女名伊豆志登寶神座也○播磨國風土記曰天日槍命從韓國一度來到於宇頭河底而乞宿處於葦原志舉乎命曰汝為國主欲得吾所宿之處志舉即許海中爾時客神以劍概海水而宿之○又

曰天日槍命之黑葛皆落於但馬國故古但馬國伊都志地而在之○兼方案之神物一說并古事記八種也神名帳伊豆志社八座也以一種神物為二座神體而已

按、天日槍か歸化のこと日本紀垂仁天皇の三年に繫られたれと其八十八年の文によれば同御宇の事とも思はれす且日槍但馬諸助を生み諸助日槍杵を生み日槍杵清彥を生て今清彥神寶を奉りたれば曾祖日槍の歸化を去ること百年に過ぎることを得てんや又釋日本紀引し所の諸書のこときもいと上れる世のことに聞ゆれば古記の文は應神天皇の末にあり又昔と傳はしめて其事もいさあやしき傳へとも也垂仁天皇の三年に繫られたる旁疑ふへし扱書紀と古事記と日槍の將來りし寶物の名も數も異なることを本居宣長か辨したりしは古記傳要此に擧たる八種とさしていふ下同し書紀なるとは皆別物なるへしさるは初新羅より持渡來たる寶物は種々多く有けん中に此八種はある中に重く際ことなる物ともなりける故に殊に出石大神と齋ひ祀りて其社のみたましろにましますは大和へ召して見玉ふへき限りにあらずされはかの清彥か獻りしは彼とは書紀を此八種の外の寶物にそありけんかしなほ然おもはる故はかの京へ召たりし寶物は皆藏於神庫とあれば大和に留

て但馬には還らず是出石大神のみたましろにはあらずりし一の證也其物ともは口神庫などにそ納りつらん又かの出石小刀は淡路口口祠るとあれば是又出石のみたましろの類にあらざることを知るへして彼一傳の方には次の條に引たる書紀の文をさすかの寶物ともを貢獻物とありこれ又出石のみたましろに非る一の證なりさて又書紀には出石大神の事は凡て見えすかの出石小刀を淡路に祭れる事すら記されたるほとなればかの寶物とも若出石大神ならんには必其由しるされすはあるへからず記されけるは彼みたましろにあらざるか故なり云々

○膽狹淺大刀
日本書紀云垂仁天皇初天日槍乘艇泊于播磨國在於完粟邑時天皇遣三輪君祖大友主與倭直祖長尾市於播磨而問天日槍曰汝也誰人且何國人也天日槍對曰僕新羅主之子也然則日本國有聖皇則以己國授弟知古而化歸之仍貢獻物葉細珠足高珠鶴鹿々赤石珠出石刀子出石槍日鏡熊神籠膽狹淺大刀并八物

○丙毛槐林
江談抄云聖德太子御劍銘四字事丙毛槐林言切槐林是切守屋大臣之頸也

按、この劍のこと新井君美のまのあたり見しさまを本朝軍器考にしるしたり其略云過にし頃天王寺にて丙毛槐林劍と七星劍といふ物を見侍り其形は即かたなの制にて兩及なるにはあらず丙毛槐林といふもの及の長さ二尺壹寸五分濶さ八分許中心の長さ四寸五分其しきの所に金鏤にて銘四字あり匡房卿ノ説ニハ守屋大臣の頸を斬るの義也と見え又法隆寺藏太子傳の抄には抄と丙毛槐林とは馬子大臣といふ義也又は蝦夷大臣といふ義也とも見えたりすへて此等の説いかあるへき我か見し所は其銘は漢篆なりといふもの、體にして正しく丙子椒林の四字也丙子は此刀造れる年を誌し椒林は刀を造れる工の姓名なるも知るへからず椒姓ハ姓苑にも見えて侍るめりといひて云々

○守護
○日月護身以上二名一劍
○破敵
○破敵將軍
○三公圖職以上三名一劍
中右記云寬治八年十一月二日記云天德四年内裏燒亡之時被選節刀於他處曰弁官一人近衛將監一人相具監之由

見外記勘文(中略)劔様切鉾八柄一柄長二尺五寸五分左方二尺二寸四分目貫之六二又一柄長二尺二寸五分左方二尺二寸四分目貫之六二是文云此上又推不見口中央間二有二三字許也北斗左青龍右白虎左形後腰下許見其上鳥尾形在柄木六寸六二在以上二柄若靈劔歟

又裏書云件靈劔二柄圖權中將顯實朝臣所持也彼家相傳之明經博士允亮所寫政事要略百廿卷中詳見也爲一本書不在他家而件節刀沙汰之卷隨身直廬與下官共披閱之處大略今日所見之古劔二柄相叶也尤有與件書中天德內裏燒亡時陰陽師晴明奉勅命作圖之由所見也

又云長德三年五月廿四日藏人信經私記云遣召主計助安倍晴明召問宜陽殿御劔等申云件御劔卅四柄也去天德內裏燒亡之日皆悉燒損晴明爲天文得業生之時奉宣旨進勘文所令作之卅四柄之中二腰名靈劔一腰破敵一腰守護但件劔有之儀次并名又同靈十二神日月五星等之時也而燒損之後不見其文仍所獻勘文也御劔様乃木形也件破敵是遣大將軍之時所給節刀也一腰是名守護候御所是也去天德以後度々燒亡後未作件二腰本是百濟國所獻云々今日所遣劔身六柄之中靈劔二腰之實有之實件靈劔等國家大寶也必可被作儲者天德奉勅以備前國撰獻鍛冶白根安生令燒其實口高雄山也者

禁秘抄云大刀匣房記顯實云鉾劔三尺或二尺總十其中一劔背有銘北斗左青龍右白虎其外不見是自百濟所被渡二劔之一歟日月護身之劔三公開戰之劔歟但節刀可在此外註青龍之條似六典所稱之傳府若遣大將軍之時可用歟通俊曰長德鴨連署之說以之爲大刀匣房曰長德連署不見歟

桃華藥葉云節刀者雜劔也其中靈劔有二柄是即百濟國所貢進日月護身劔破敵將軍劔等也納辛櫃一合行幸之時相副賢所被奉遷也靈劔雜劔合卅四柄之由見天德記以上見武大元治元年四月十九日法皇御護御劔去年紛失是以左典厩太吾妻鏡云月十九日法皇御護御劔去年紛失是以左典厩太刀所被獻也吹丸蔭鳩云々

世俗淺深秘抄云被置宜陽殿御劔數柄之中破敵劔守護劔以此兩爲朝賀先例以庚申日被造之七八月之中以此日所被造也相當惡日一時不被用又九月節憚之也

按、以上所引の諸書かれ是を通はし思ふに守護といひ日月護身といひおなし太刀にて日月といふ由は詳ならねと或は厩戸皇子の七星劔などの類にて日像月像を依れしか彫りし太刀にやありけん破敵破敵將軍三公開戰

といふも亦一ツ劔にて將軍に給ふ節刀なれば破敵名は謂れて聞えたれと三公開戰の稱いとあやしき名なりいかなる御本據ありてや順徳院のしるしおかせ給ひけん博く可考

○壺切

扶桑略記云仁和五年正月十八日太政大臣奏云昔臣父有名劔世傳斯壺切但有名田邑天皇喚件劔責陰陽師即爲厭法埋土于時帝崩陰陽師逃亡是見鬼者也而不見劔所在陰陽師居神泉苑爰推量其處掘得此劔令覽者是也光彩電耀目驚霜及還納室件事仰別當給子

又云延喜四年二月十日御記云保明親王立皇太子左大臣時平朝臣奏曰貞觀故事有御劔以山陰朝臣爲使云々吾又始爲太子初日帝賜朕御劔名號壺切左近少將定方爲使持壺切劔賜皇太子定方賜祿樹一襲

江談抄云壺切事劔壺切燒亡歟未詳件劔累代東宮渡物也而後三條院東宮之時廿三年之間入道殿不令獻給云々其故ハ藤氏腹東宮之寶物ナレハ何此東宮可令得給乎云々仍後三條仰之様壺切我以無益也更ニホシカラスト被仰ケリサテ遂ニ御即位後コソ被進ケレ是皆古今所

傳談也云々

又云壺切者爲張良劔事又被命云壺切ハ昔名將劔也張良劔云々雄劔ト云僻也云々資仲所説也

世俗淺深秘抄云東宮護劔壺斬繪海浦有如龍摺具裝束青滑革此等不見諸家記延久御記許被註此旨秘藏云々

江家次第云立太被奉護身劔徹切入鉢袋或以頭中將若兼亮次將遣之自持之參本宮立便所令亮奏亮歸來取之置御所次亮取祿給勅使先召上之或數座祿代々不或稱二領或稱一領同或稱一領下庭再拜歸參復命

禁秘抄云抑壺切代々東宮寶物也又時々在公家延喜以少將定方被渡東宮是始歟東宮給樹一重

續古事談云東宮ノ御マモリニツホキリト云太刀ハ昭宣公基ノ太刀也延喜ノ御門儲君ニオハシマシケルニ奉ラレタリケルヨリ傳ハリテ代々ノ御マモリトナルナリ後三條院東宮ニ立給時後冷泉院ヨリソツタサレザリケリ後冷泉院ウセ給テ後モトメイテ、大二條殿關白ノ時後三條院ニタテマツラレニケリ立坊ノ後廿餘年ソツタサレテヤミニキ今位ニツキテ後トメラレストモアリナムト世ノ人申ケリ後三條院オホセラレケル神璽寶劔エツナリシカトモ廿餘

年スキニキ何カクルシカラントト、マリニケリ其後ホトナク二條内裏ノ火事ニヤケテ身ハカリノコリタリケルニツカサヤヲ作リテクセラレタル也

左經記云寛仁元年八月六日辛未或人云東宮故一條院三宮可奉讓其職給云々九日甲戌申尅東宮立給作法如常廿三日戊子申二刻被渡壺切御劍於東宮一件御劍須讓位日被渡東宮也而有事障于今未渡置納殿而間東宮辭退後今日被渡新宮頗似有靈感

大鏡云此たひの東宮には式部卿の宮政をとこそはおほしめすへけれ一條院のはかしくしき御うしろみなければ東宮にたうたいをたてまつるなりとおほせられしかはこれもおなし事なりとおほしたためて寛仁元年丁巳八月五日こそは九歳にて三宮東宮にたせ給ひて同月の廿三日にこそはつほきりといふたちはうちよりもてまいりしかたうたい位につかせ給ひしかはすなはち東宮にもまいるへかりしをしかるへきやありけんとかくさはりてこの年頃うちのおさめとのに候しそかし

百練抄云康平二年正月八日皇居一條院燒亡主上渡御上東門院御所壺切劍爲灰燼不被寛元元年閏七月廿三日立坊之時壺切御劍紛失被新造可何様哉之由被尋

汝正嘉二八七立山院自勝光院寶藏出現と見えたる此説々出所未詳猶考ふへし

○坂上寶劍

古事談云延喜野行幸之時被入二腰輿一之御劍ノ石付落失云々稀有事也古物ヲトテ大ニ令驚給テタカキ岡上ニテ御覽シケレハ御犬件石付ヲクハヘテマイリタリケレハ殊ニ興シテ令悦給ケリ件劍致寶親王傳給テ身ヲハナタヌ令持給タリケリ雷鳴ノ時ハ自脱云々京極大殿傳取テ持給タリケルヲ白河院聞食テ召レケレハ被進之後ニハ自脱事ハナカリケリ大殿ハ令恐給テ一度モスカセ給ハサリケルヲ知足院殿ワカク御坐之時不堪不毒以或者ニスカセテ御覽シケレハ頗峰ノ方ニヨリテ金ニテ坂上寶劍トイフ銘アリケリ

ますかみ云川の朝の御まもりとて田村の將軍よりつたはり登ける御はかしなともかの御氣色のしかおほしましけるにや御かくれの後やかたたいりへ奉らせ給にし物をとておほしなかせたまひてたかきつかのうへにうちあからせ給て御覽しければ御犬件のいしつきをくはへてまひりたりけるこれは劍の高名なり其劍は雷鳴の時はみつからぬといへりしかあれとも今の世にはしらす京

仰公卿等八月十日今上第一皇子仁久有立太子事云々事畢自内裡被獻御劍壺切紛失之間被渡他劍云々

西宮抄云貞觀故事有御劍壺切紛失之告大將則使左近少將日帝賜朕御劍切壺遂存固以之告大將則使左近少將定方持切壺劍云々

貞丈云江家次第世俗淺深秘抄禁秘抄大鏡江談抄續故事談等皆壺切ノ御劍ト見タリ西宮抄ノ壺切ト同劍也此劍ノ名何ニ因テカク名ツケシ事未詳武考

嘉良喜隨筆云禁中天國ノ御太刀ヲ壺切ト云フ久シク近衛殿ニアリイッレノ時カ宮様ヲ近衛殿へ嫁娶ソノ煩ノトキニ壺切ヲ御借アリタルヲソノマ、ニオキタマフヲ又禁中御惱ノトキニセンサクニテトリモトシタマフ

按、禁秘抄階梯に壺斬は長良公劍なりと花園院御記に見えたるよしをしるせり和字所々藏の御記に扶桑略記の昭宣公奏云昔臣有三角劍世傳斯壺切とあるによくかなへり昭宣公は贈太政大臣長良の三男にて叔父忠仁公の子となられしかはこの劍を持傳へられたるそのよしあり江談抄に張良の劍としたるは字音によりて誤れる也又階梯に後三條院治曆四十一爲灰燼仍被鑄造此時及殘仍被造階梯承久亂逆之時紛失之由有抄

極大殿はおそれをなしてぬくへからすとそ仰られる古今著聞集云延喜野行幸に御劍のいしつきをおとさせ給たりければ希有の事也

又云ある人を以てぬかせ御覽しければみねの方によりて金以て坂上の寶劍とまきたりけり

○河霧

源平盛衰記源平卯時ノ終ニ出御アリ中略平大納言時忠卿庭上ニ立廻テ印盤時ノ簡玄上鈴鹿大床子河霧御劍以下九重ノ御具足一モ取落スヘカラスト下知セラレケレ共人皆アハテツ、我先ニ我先ニト出立ケレハ取落ス物多カリケリ

○獅子王

平家物語云の主上御かんのあまりにしわうといふ御けんをよりまさにくたされけりうちの左大臣殿給りついでよりまさになまはんとて御せんのおさはしをなからはかりをりさせ給ふ

源平盛衰記云源平御惱忽ニ宜ク成セ玉ヒケレハ鳥羽院ヨリ御傳ヘ有ケル獅子王ト申御劍ニ御衣一重ヌキノヘテ云々

○吠丸

○鶴丸

保元物語云新院御かんのあまりにあふみの國いはの莊みの國青柳の莊二ヶ所を給て則判官代にふして上北面に候へき由のとの守家長して仰られうの丸といふ御けんをそ下されける此御はかせをうの丸と名付らるゝ事は白河院しんせんるんに御幸なつて御ゆうのついでにうをつかはせて御らんしけるにことに一もつと聞えしうの二三尺はかりなる物をつきあけてはおとしかつきあけてはおとしたひたひしければ人々あやしみをなしけるに四五度につむにくひてあかりけるを見ればなかくりんの太刀也諸人きいの思ひをなし上皇もふしきに思召さためてれいけんなるへし是天下のちんほうたるへしとてうの丸と付られて御ひさう有り鳥羽院つたへさせ給ひけるを故院又新院へ參らせられたりしを今爲義にそ給はりけるまことにめんほくのいたりなり

吾妻鏡云文治元年十月十九日戊辰法皇御護御去去年紛失去頃江判官公朝求_三得之_三令_三獻上_三之風聞之間今日二品以_三御書_三被_レ仰_三公朝云々是以左典厩太刀所_レ被_三奉獻_二也
吹丸青鳩云々先考御重寶再備_三朝家御護_二之條依_レ爲_三御眉目_二今及_三此儀_二云々
按、去年は鶴丸年云々かかし鶴丸二年をさす以上は、鶴丸の御行なり

テ吼丸ヲ引引出物ニソシタリケル教異別當此劔ヲ得テ是ハ源氏重代ノ劔也教異カ可_レ持ニ非ストテ權現ニ進セケリ

楊鳴曉筆云白河院鶴丸と申侍るは白河法皇或時神泉苑に御行なり御遊有ける次に鶴をつかはせ御覽あるに逸物とさこえし鶴か二三尺計なる物をつきあけてはおとしおとし度々しければ人々あやしみ見られる處に四五度に成て終に喰てあかりたるをみれば長覆輪の太刀なり諸人奇異の思をなす上皇も不思議に思食定而靈劔なるへし是天下の珍寶也とて鶴丸と名を付られて御秘藏有しか鳥羽院傳させ給けるを崇徳院へまいらせられたり保元の御謀叛の時六條判官爲義を軍の奉行に憑思召さるゝ時近江國伊庭莊美濃國青柳莊二ヶ所にそへて此鶴丸を爲義にくたさる勅使能登守家長とそ聞えし

鴉鷲物語云信濃のかたにてもちて候太刀御めにかくへく候七尺三寸候馬上にてはちとおほきに候といふを見ればけにも七尺にもあまるらんとおほしきかすをくれに三問さかり二寸より太平せにはいさきもとにしをいて分よりは厚まつすくなり柄三尺四五寸にみえたり信乃守この太刀は吉家無雙の名作なり鳥羽院の時かれか作の太刀

こと廿日己巳御堂供養導師本覺院僧正坊公顯下著參河守範頼朝臣相伴參著云々彼朝臣今夜即參_二二品御所_一申_二日來事_一去月廿七日自_三西海_一入洛云々於_三鎮西_一尋_三取仙洞重寶御劔鶴丸_一今夜進上訖是平氏黨類壽永二年城外之刻清經朝臣自_三法住寺殿_一取_三御劔_一二腰_二鶴丸_一其隨_一也云々

劔卷云爲義カ傳持タル二ノ劔終夜吼ユ鬼切吼タル音ハ師子ノ音ニ似タリ蛛切カ吹タル音ハ蛇ノ泣ニ似タリ故ニ鬼丸ヲハ師子ノ子ト改名シ蛛切ヲハ吼丸トシテ號シケリ係ル處ニ源平立分テ可有_三合戰_一由聞タリ洛中騷動不_レ斜如何ナル遠國深山ノ奥マテモ不_レ聞ト云事ナカリケリ教異別當是ヲ聞テ我身ハ不孝ノ者ナレトモ係ラン時力ヲモ合テ社不孝モ許サルヘケレトテ常住ノ客僧山内ノ惡黨等上下ヲ不_レ嫌催シ立テ一萬餘騎ノ勢ニテ都ニ上リケリ人々是ヲ見テ是ハ何成人哉覽和泉紀伊國ノ間ニハ加様ノ可有_三大名_一共不_レ覺トテ委ク是ヲ尋レハ爲義ノ聲熊野ノ別當教異也勇ノ方人ノ爲ニトテ上タル由云ケレハ爲義モ是ヲ聞テ氏種姓ハ知ネトモ甲斐々々敷者也ケリ何ナル人ノ一門ソト尋レハ實方中將ノ末孫也ト申ケレハ扱ハ爲義カ可_レ下人ニハアラサリケリ今マテ對面セサリケルコソ愚ナレトテ請シ寄セ始テ對面ス志ノ餘ニヤ重代一具ノ劔ヲ取分

をぬす人とりていか、したりけん神泉苑になげ入鶴とひ來てかの池に入とてさらけり人権をかけて見る程にかの太刀をとりてそれより鶴丸と名つく越後國の住人平賀太郎是をもちしを諏訪大明神にたてまつるその鶴丸か一作なり

按、吼丸の正志に見えたる吾妻鏡の外所見なし劔卷は牽強附會の説のみにて信用するに足らざるはいふも更也其説に此太刀もと膝丸といひしを頼光の時蜘蛛切と改め爲義の時吼丸と改て女婿熊野別當教異にあたへしを其子滋増より義經これを得て薄縁と改しといへり膝丸は爲義の時もなを膝丸といひしこと薄縁はおのつから別の太刀なることは保元平治物語に見え吼丸も亦別の太刀にて義朝の時後白河法皇に奉りしか壽永にうせて文治にふた、ひ朝家の御護となりしこと吾妻鏡に明なりすへて劔卷にいひし所皆この類にて其妄説なるは辯をまたす又鶴丸のこと保元物語に見えしと吾妻鏡にしるせし相かなはさるかこと聞れと今かれ是を通はしおもふに保元の時崇徳院より爲義給りて源氏の重寶たりしを義朝に至りて吠丸とともに法皇に奉りて朝家の御護とせられたるも知るへからず鴉鷲物語はもとよ

り實事にあらされと鶴丸の作のことは必よる所やあるらん

○三擧

天正本太平記云 後醍醐天皇 皇統御條 御遺勅ニ任セ御形ヲ改メシテ山

鳩色ノ御衣ニ御冠ヲ召セ鳥羽院ヨリ御傳アリケル三擧ト

云霜劔ヲ玉體ニ添奉藏王堂ノ良ノ林ノ奥ニ葬奉ル

○秋霜

長門本平家物語云 宮御條反 露顯の條 内府御自筆に狀を書て(中略)

驚馬一匹秋霜一佩まいらせらるゝとて云々

武家名目抄稿第二百七十一冊

稿檢校保己一編

刀劍部四

○石切

平治物語云 内裏勢 御條 ちやくしあくけん太よしひらしやう

ねん十九さいかちんのひたれに八りうといふよろひを

きるむないたにりうを八うちてつけたりければ八りうと

はなつてたり高角のかふとのを、しめいしきりといふた

ちをはきいしうちの矢おひところとうのゆみもちて云々

又云六はらへまいりかゝる事こそ候へと申ければさては

悪源太にてあるらんめしとりてまいれとてなんはの次郎

つねとうをさしつかはす三百餘騎にて三條からすまろへ

おしよせたり悪源太のおはするよし承りなんはの二郎つ

ねとう御むかひに参りて候とくく御出候へと申ければ

あくけん太はかまのそはとりいしきりといふ太刀をぬい

て大わらはになり源の義平是にあり見参せんとはしり出

○膝丸

給へはつわものさうへまつとのく

き度々のあひたにいけとり十人のかうへをうつにひけな

からきつてければひけきりとはなつてたり奥州の住人文

書といふかちか作也よろひにうふきぬたちひけきりと

てことにひさうしてちやくくゆつりしかはあくけん

太にこそたふへかりしを三男なれともよりとほすゑの

よに大しようのさうありとや見給ひけるにやよりともし

たひにけり

又云其後佐殿をいたしまいらせいづくへとかおほしめし

候と申せばあふはかへとのたまへはその御姿にてはかな

ひ候ましとて女房のすかたになし奉り馬くらこしらへて

のせ奉りひけきりをはものにてつゝみをのれ持て宿の女

をあひくして行やうにてこせきをとりことゆへなくあ

ふはかのしゆくへいれ奉る

劔巻云抑日本ニ多劔有所謂寶劔十柄劔鬚切膝丸小鷲也鬚

切膝丸ト申二ノ劔ノ由来ヲ尋ヌレハ人王五十六代ノ御門

ヲハ清和天皇ト申シケル皇子餘多マシマス中ニモ第六

ノ皇子ヲハ貞純親王御子經基六孫王其嫡子多田滿仲上野

守始メテ賜源氏姓ニ可守ニ護天下ノ之由勅宣ヲ蒙テケ

ル滿仲宣ヒケルハ可守ニ天下ノ者吉太刀ヲ持タテハ奈何

セントテ鐵ヲ集メ鍛冶ヲ召太刀ヲ作ラセテ見給ニ心ニ就

保元物語云爲義今度はさいこの合戦と思ひければ重代の

よろいを一れうつ、五人の子供にきせ我身はうすかねを

そきたりける源太かうふきぬとひさ丸とはちやくくにつ

つたふる事なればさうしきはなさはして下野守のもとへ

そつかはしける此ひさ丸と申は牛干かしらかひさのかは

を取おとしたりければ牛のせいや入けん常にけんして主

をきらひける也去はちりをはらはんととも精進けつさい

して取出しけるとなりかゝるきたいの重寶を敵となる子

につかはしける親の心をあはれなる

太平記云建久四年五月廿八日ノ夜相模國會我十郎祐成同

五郎時宗カ(中略)此太刀ハ九郎判官ノ權現ニ被進タリ

シ薄縁ト云劔ノ膝丸是也

按、本書膝丸の由来をいふに膝の皮を取おしたりと

いひ又座を拂ふなどいへるは鑑の事と聞ゆ異本見合せ

考ふへし

○提切

平治物語云 内裏勢 御條 ひやうゑの佐よりともしやうねん十

三さいちやうけんのかふと、れにけんたかうふきぬといふ

よろひしらほしのかふとのを、しめてひけきりといふた

ちをはき八まん殿おうしうにてさたとうをせめられしと

ク太刀ナカリケリ可ニ如何ト思ハレケル處ニ或者申様筑前國三笠郡土山ト云處ニヨソ異朝ヨリ鐵ノ細工渡テ數年候ナル彼ヲメサルヘク候ヤラント申ケレハ則彼ヲ都ニ召上セ太刀ヲ多ク作ラセテ見給ヘトモ一モ心ニ不付空可下ニテ有ケル彼鍛冶思ケルハ我筑紫ヨリ遙々ト被召無_ニ甲斐罷下ナハ細工ノ名ヲ失ハ_ニヨソ心愛ケレ昔ヨリ至_ニ子今佛神ニ申事ノ叶ヘ_ニハヨソ祈禱ト云事モアルヲトテ八幡宮ニ詣テツツ飯命頂禮八幡大菩薩願クハ意ニ稱フ劔作出サセテタヘ給ヘ左様ナラハ大菩薩ノ御器ト可罷成ト願書ヲ進セテ至誠心ニ祈ケル七日ニ滿スル夜御示現ニ云汝カ申處不便也疾罷出テ六十日ノ際鐵ヲ劔ウテ作レ最上ノ劔ニツ可與ト分明ニ夢想有ケルカ細工悅テ社頭ヲ出ニケリ其後吉備_ニ金劔撰テ六十日ニ作リタリ實ニ最上ノ劔ニ作り出ス長二尺七寸彼淡高祖ノ三尺ノ劔トモ云ツヘシ滿仲大ニ怡テ_ニノ劔ニテ有罪ノ者ヲ切セテ見給ニ_一ノ劔ハ鬚ヲ加テ切テケレハ鬚切ト名付タリ_一ツヲハ膝ヲ加テ切ケレハ膝丸ト號シケリ滿仲鬚切膝丸_ニノ劔ヲ持テ天下ヲ守護シ賜ケルニ靡カヌ本草モナカリ鳥南朝紀傳云將軍伊勢へ參宮大雨降もの、けあり先輿に入らるゝ劔切盤あやまりてことなるもの也

異制庭訓往來云本朝に草薙村雲源氏鬚切平家小鳥按、劔卷の信用し難きことは前卷にもいひしかことし此書蜘蛛切吼丸薄緑を膝丸の又の名とし鬼丸獅子子友切を鬚切の又の名として奇怪の説ともを牽強附會して作れる物なればもとより引用するに足らざる書なりしかれとも世に流布すること久く一條禪閑の作といふなる楊鳴曉筆に見えたるも全く此書に本つきて書れし程なれば或は人を疑惑することもやあらん今他書と照し覽て妄誕を辯し疑惑を絶んか爲に斷章して條々に附す只膝丸鬚切と名付し故の保元平治物語と聊たかひたるは別による所ありとしも知るへし

○師子子
劔卷云爲義カ傳持タル_二ノ劔終夜吼ユ鬼切吼タル音ハ師子ノ音ニ似タリ蜘蛛切カ吼タル音ハ蛇ノ泣ニ似タリ故鬼丸ヲハ師子ヲト改名シ蜘蛛切ヲハ吼丸ト號シケリ
按、師子々他書所見なし源三位の獅子王などを思ひ誤りけるにやすへて劔卷信用し難きことは前にいひたり

○泉水
平治物語云清盛右兵衛佐殿へ使者をもて御へんのひけきりはいづくに候そとのたまへは今はかくしても何かせん

とおもはれあふはかの長者かもとにそ候覽と申されければ難波六郎つねいゑを使者にておゝいかもとへ右兵衛佐殿頼朝のひけきりあるならまいらせよとのたまへはちやうしや此よしをき、源氏重代の太刀を平家の方へとらるゝ事こそ口惜けれ佐殿こそきられ給ふとも義朝のきんたちおほくおはしませは平家のうん末にならん時源氏世に出給はぬ事はよもあらしその時此太刀を參らせたらはいかにもよかりなんいかせんとおもひけるかせんすいとてひけきりにもおとらぬ太刀あり是を參らせたらむ程に兵衛佐殿のもとへつかはし尋られんときわらはとおなし心にてひけきりと仰られは然るへしもしあはぬよし申させ給は平家よりとかめのあらんとき女にてしらするよしちんし申さんに別のしさいはあらしとてひけきりはつかさや丸かりけるをぬきかへてせんすいを參らせたり按にたかはす佐殿のもとへつかはしてひけきりかあらぬ太刀か正直に申さるへしとのたまひければ兵衛佐殿あらぬたちよとおもはれけれどもおゝいもしさひありてそひけきりをはとゝめたるらんとてやかてひけきりにて候と申されければ清盛大によろこひてふかくおさめをかれけり

コソ悲シケレ兵衛佐コソ斬レ玉フ共義朝ノ君達多ケレハ(中略)先隠シテ見ント思ケレハ泉水トテ同程ナル太刀有ケルヲ拔替テ進ラヌル

○薄緑
平治物語云_{内裏勢}次なん中くうのしんともな十六歳くちはのひた、れにをもたかといふよろひをきる又ねはなしをもたかをしなるほししろのかふとのを、しめうすみとりといふたちをはき云々

源平盛衰記云_{小坪合}郎等多ク討レテ敵ニ組ムトマネカレテ安カラス思ヒケレハ島山重忠組ムトテ打出ケリ(中略)薄緑ト云太刀ノ三尺五寸ナルニ虎ノ皮ノ尻箱入テソ帯キタリケル

劔卷云兵衛佐大ニ驚キ舍弟浦ノ冠者範頼九郎冠者義經ヲ大將トシテ六萬餘騎ヲ差上ス元暦元年正月廿日都ニ入木曾左馬頭ヲ攻落シテ大津ノ粟津ニテ首ヲ取其後平家追討ノ爲ニ攝津國一ノ谷ニ發向スル處ニ熊野別當教興カ子息五人ヲハ本宮新宮那智若田田邊五箇所ニ分テ置ク此中何モ長シタラン者ヲ別當ヲ可_レ繼ト遺言シタリケルカ其比ハ田邊ノ湛増長シタリケレハ別當ニテソ在ケル湛増別當申ケルハ源氏ハ我等カ母方也源氏ノ代ト成ソ事コソ悅ハ

シケレ兵衛佐頼朝モ湛増カ爲ニハ親ソカシ其弟範頼義經
 佐殿ノ代官ニテ木曾追討シ平家攻ニ被レ下之由其聞アリ
 源氏重代ノ劔本ハ膝丸殊切今ハ吼丸トテ爲義ノ手ヨリ教
 眞得テ權現ニ進セタリシヲ申請テ源氏ニ與ヘ平家ヲ討セ
 シトテ權現ニ申給テ都ニ上リ九郎義經ニ渡シテケリ義經
 特ニ悅テ薄緑ト改名ス其故ハ熊野ヨリ春ノ山ヲ分テ出タ
 リ夏山ハ緑モ深ク春ハ薄カルラン去ハ春ノ山ヲ分出タレ
 ハ薄緑ト號タリ此劔ヲ得テヨリ日來ハ平家ニ隨タリツル
 山陰山陽ノ葦南海西海ノ兵共源氏ニ付コソ不思議ナレニ
 月三日源氏ハ都ヲ出テ一谷ニ向フ軍兵ヲ二手ニ分テ範頼
 大將軍ニテ五萬餘騎攝津國ヨリ推寄ス後詰ノ大將軍義經
 三草山ヨリ發向ス大手搦手同心ニ七日ノ卯時ヨリ巳時ニ
 至ルマテ散散ニ戰フ源氏軍ニ打勝テ平家ハ懸負思々ニ落
 ニケリ平家大將軍越前三位道盛以下八人マテ被討ケリ同
 十三日首トモ大路ヲ渡メ獄門ノ木ニ梟ク其恩賞ニハ八月
 六日ニ九郎御曹司左衛門尉ニ成頓テ使ノ宣旨ヲ蒙テ五位
 尉ニト、マル大夫判官ト申ケル蒲ノ御曹司範頼ハ三河
 守ニ被レ成ケリ同二年二月十一日又平家攻ニ渡ラントテ
 渡部神崎ニテ船揃ヲシケル時九郎判官ト梶原平三ト船ニ
 逆船ヲ立ツ立シトノ口論シテ中不和ニ成ニケリ去レトモ

義經ハ大風ニモ不恐シテ僅ニ船五十艘ニ取乗テ五十餘騎
 ニテ馳渡ル梶原ハ此意趣ニヤ有ケン大風ニヤ恐ケン翼日
 ニン渡ケル義經ハ案内者ヲ指南ニテ屋島ノ館ヲ燒拂ヒ三
 月廿二日ニハ長門國赤間關ニソ馳向フ範頼ハ九國ノ軍兵
 ヲ相具メ豐前國門司ノ關ニ向ヒ平家ヲ中ニ取籠テ互ニ限
 トソ戰ヒケル終ニ平家攻落サレテ先帝ヲハ二位殿負進セ
 テ海ニ入セ給ケリ前大臣殿以下三十八人虜レケリ判官殿
 在々所々ニテ多クノ戰シケレトモ一所モ疵ヲ不被毎度ノ
 軍ニ討勝テ日本國ニ名揚シ事モ只此劔ノ力也(中略)授九
 郎大夫判官義經ハ平氏ノ虜共相具メ關東ヘ下向ケルカ
 梶原カ讒言ニ依テ腰越ニ關ヲ居テ鎌倉ヘハ不被入判官
 无ニ本意ニ事ニ思ヒテ起請文ヲ書テ度々進セラレトモ
 用ヒ无シカ不レ及空ク都ニ上リケル時箱根權現ニ參テ兄
 弟ノ中和ケシメ給ヘトテ薄緑ノ劔ヲ被レ進土佐坊昌俊都
 ニ上リ謀ラントシケレレ判官心得給ヘハ仕損シテ土佐坊
 鞍馬ノ奥僧正谷ニ籠リタリケルヲ鞍馬法師昔ノ好ミ有ケ
 レハ搦取テ判官ニ奉ル中務丞知國ニ仰テ六條西ノ朱雀ニ
 テ被レ誅ケリ關東ヨリ重テ討手上洛ノ由聞ケレハ義經五
 百餘騎船ニ乘テ西海ヘ趣キ給ヘ共大風ニ逢ツ、難波ノ浦
 ニサスラヒ靜ト云白拍子計ヲ具シテ芳野山ニ入其後北陸

ニカ、リ奥州マテ落下リ秀衡入道ヲ憑テ三四年ハ過ニケ
 リ文治四年四月廿九日五百餘騎ニテ攻ケルニ判官ハ康衡
 ニ向テ軍シテ朝爲トテ女房廿二若君四歳當歳ノ姫我身三
 十一ト申ケルニ自害シテコソ失ニケル中モ直ラヌ物故ニ
 劔ヲ權現ニ參セケルモ運ノ窮メトソ覺ヘケル
 太平記云建久四年五月廿八日ノ夜相模國會我十郎祐成同
 五郎時宗カ親ノ敵祐經ヲ討ケル時箱根ノ別當行實カ手ヨ
 リ兵庫鎖ノ太刀ヲ得タリケレハ思フ様ニ敵ヲソ討タリケ
 ル此太刀ハ九郎判官ノ權現ニ被レ進タリシ薄緑ト云劔昔
 膝丸是也親ノ敵心ノ任ニ討負セテ日本五畿七道ニ名ヲ揚
 ケ上下萬人ニ被レ讚ケルモ此劔ノ用也ト聞エシ其後彼
 膝丸鎌倉殿ニ被レ召ケリ鬚切膝丸一具ニテ多田滿仲八幡
 大菩薩ヨリ給テ源氏重代ノ劔ナレハ暫ク雖レ爲ニ中絶終
 ニハ一所ニ經廻シテ鎌倉殿ニ參リケルコソ目出カリケル
 様ナリケリ

後曾我兄弟に渡りしといふ是又附會の妄説なり吼丸は
 義朝の時朝廷へまいらせ薄緑はもとのおのつから別の太
 刀なり
 ○コンネントウカ
 曾我物語東下牛若きこしめしこれはひとへにひしやも
 んの御たぐせんとおほへたり秀平はせんその下人たのみ
 てくたる物ならはなさけなくはよもあらしと吉次をたの
 み道つれしくたらはやおほしめしふかくけいやく有て
 東光坊へかへらせ給ひつねのところに御入有てたひの出
 立をし給ふになみたは更にせきあへすいつも御身をはな
 されぬこかねつくりの御はかせこんねんとうの御こしの
 ものこれそしのひてさされたる
 ゑほし折云ゑほし折の大夫女房をよひいたしされは此年
 月かゝるけさいに仕り身命をたすかる事を佛神三ほうも
 ふひんとおほしめさるるによつて此かたなをたまはる見
 給へこれはみなこかねそみゆこの町にてこきゆくし一期
 のうちをらくくとすきうする事のうれしさはさていか
 にぬうはう聞てなにと物をはいはすして大夫か持たるか
 たなを一め見やりてさめくとなく大夫これを見てふし
 きのぬうはうのふせいかなおのこかたるうまうけてよろ

こは、ともによろこはすしてわこせは何をなけくそねう
はう聞いていまはなにをかつ、みさふらふへきさてはさま
ほとにゑほしおらせ給ひたるくわしやとのほみつからか
ためには三代さうおんのしう君にて御座さふらひけりそ
れをいかにと申に御身のもたせ給ひたるかたなは源氏御
重代のこんねんとうと申かたな云々

矢鳥草紙云大將とおほしき人のすゝんで出させ給ふはた
には何をかめされけんあか地の錦のひた、れひをとしの
よろひほしけのそて五枚かふとにくわかたうつてたつか
しらすへたるをわくひにめされこんねんたうのこしの物
二尺七寸のこかねつくりの御はかせあしをなかにむすん
てさけ

按、こんねんとうの刀といふこと正史に見えずその名
義も今知るへからず

○蜘蛛威

○微塵刀

會我物語云 たちかたの由来の條 なにをもつてかかた、のかと出
いは、んとてさやまき一腰とり出し十郎にひかれけり此
かたなと申はきをよしなかの三代さうてんとて三つのた
から有第一にりうわうつくりのなきなた第二にくもおと

しといふたら第三に此かたななり名をはみちんといふと
をらぬ物なければなり

○蜘蛛切

劔卷云頼光瘡病ヲ仕出シ如何ニ落トモ不レ落後ニハ毎日
ニ發ケリ發ヌレハ頭痛ク身熱ク天ニモ不レ付地ニモ不レ付
中ニ浮レテ被レ惱ケリ加様ニ逼追スル事卅餘日ニソ及ヒ
ケル或時又大事ニ發テ少シ減ニ付テ醒方ニ成ケレハ四天
王ノ者共看病シケルモ皆閑所ニ入テ休ミケリ頼光少シ夜
深方ノ事ナレハ幽ナル燭影ヨリ長七尺計ナル法師スル々
々ト歩ミ依テ繩ヲサハキテ頼光ニ付ントス頼光是ニ愕テ
カハト起キ何者ナレハ頼光ニ繩ヲハ付ントスルン悪キ奴
哉トテ枕ニ立テ被レ置タル膝丸ヲツ取テハタト切四天皇
共聞付テ我モ我モト走寄何事ニテ候ト申ケレハ爾々トソ
宣ケル燭臺ノ下ヲ見ケレハ血コホレタリ手ニ火ヲ炬ヲ見
レハ妻戸ヨリ簀子ヘ血洩ケリ此ヲ追行程ニ北野ノ後ニ大
ナル塚アリ彼塚ヘ入タリケレハ即塚ヲ掘崩シテ見程ニ四
尺計ナル山蜘蛛ニテソ有ケル搦テ參タリケレハ頼光不
安事哉是程ノ奴ニ勞カレ三十餘日惱サル、社不思議ナレ
大路ニ可レ曝トテ鐵ノ串ニ刺テ河原ニ立テソ置ケル是ヨ
リ膝丸ヲハ蜘蛛切トソ號シケル

按、膝丸は六條判官爲義の時猶膝丸といひて嫡子左馬
頭義朝に譲りしことは保元物語に見えたり蜘蛛切は即
蜘蛛威にやもししからはおのつから別の太刀にて會我
物語に木會義仲三代相傳の寶といひたれば六條判官よ
り帶刀先生義賢に傳しなるへし山蜘蛛のことの附會の
妄談なるはもとより論をまたす

○テウカ

○蟲食

○毒蛇

○姫切

○友切 以上五名一節

會我物語云 たちかたのゆらいの條 五郎にはひやうこくさりのたち
を一ふりとり出しひかれけりこのたちと申はむかしらい
くはうの御とき大國よりふあくたゆうといふはくやをめ
し三か月につくらせ一か月にみか、せ二しやく八寸にう
ちいたすひさうならふものなくしてもたれけるあるとき
二つのたちをまくらかみにたてられしときはかに雨風
ふきて此たちをふきうこかしければはかせにそはなりけ
るさうし三てうのかみかす七十まいきれたりけるらく
はうてうかと名つけてもたれたりそれより河内守よりの

ふのもとへゆつられぬそれにてのふしきにはこのたちを
ぬかれければ四はう五たんきりのむしもつはさもきれお
ちにければむしはみとそつけられけるそれよりらい光も
とへゆつられたりそれにてのふしきにはおり、御しよ
中しんとうして人し、うする事たひ、なりあるときら
い光此たちをまくらにたてられしにれいのことくらいて
んはけしくして御所中さはかしこのたちをのれとぬけ出
て大地へちゆうかそこに入か、るあくしつかまつる大し
やのおかしら九ひろありけるを四つにこそきりたりけれ
その、ちよりを御所中のらうせきもと、まりけるあやし
みてあとをたつねてみ給へはか、るふしきをえたりけれ
はとくしやと名つけてもたれたりそれよりして八まんと
のへゆつられけるそれにてのふしきにはそのころうちの
はしひめのあれて人をとりけり或ゆふくれに八まんと
うちへまいられけるに人の申にたかはす川の水なみしき
りにして十八九はかりなるひめ一人はしこのうへにあかり
て八まん殿を馬よりいたきおろし川の中へいれんとすか
のたちをのれとぬけ出てはしひめのゆんでのかひなをさ
りおとすちからをよはす川へとひ入ぬそれよりらうせき
もと、まりけりしかれば此たちをひめきりと名つけても

たれたりそれより六條のはうくわんためよしのもとへゆつられたりそれにてのきとくにはこのたちに六寸ばかりまさりたるたちをそへてをかれたる夜に入ぬればきりあひけるをはうくわんこのよきき給ひてかねてよりゆうあるものをとて五夜までこそたてそへてをかれけれ五夜のあいたひまなくたかひて六夜と申にわかすんにまさりたるをやすからすや思ひけんあまる六寸を切おとすされはともきりと名付てもたれたりけむしちうたいにもつとふへかりしをほうけんのかつせんにためよきなられ給ひちやくしさまのかみよしもの手へわたりけるに佛法しゆこのほとけとてくらまのひしやもんにこめ給ふされ共すきにしかつせんにちをきり給ひしかはたもんもうけすやおほしけむかつせんにうちまけとうこくさして落給ふおほりの國ちたのこほりのまのうつみといふ所にてさうてんの家人かまたひゆうあまさきよかしうとおさたの四郎たむねにうたれ給ひてのちつたふへき人なかりしによしものすへの子九郎判官殿いたうしわか殿にてくらまのとうくはうはうのものにかくもんしておほしけるかいたにしてかき給ひけん折々ひしやもんにまいりきみやうてうらいねかはくはちよしものたち此御

山にこめられてちのかたみに一めみせしめ給へときねん申されければたもんあはれとおほしめしけるにや此たちをくたし給ふとむさうをかうふりよろこひの思ひをなしいそきまいりて見たてまつりたまへは御とひらけて此たちありぬすみ出してふかくかくしをきて十三に成給ひけるとしさうてんのらうとうあうしうのひてひらをたのみあき人にもなひくたり給ひけるにみのくになたいのしゆくにてあき人のたからをとらんとて夜うち多く入たりしか共をきあふものもなかりしにうしわか殿一人をきあひくつきやうのつはもの十二人きりとめ八人に手をおほせておほくのかうたうおつかへすかうみやうしたるたち也とてあうしうまでひさうせられけるに十九のとしひやうゑのすけ殿むほんおこし給ふときこしめしかまくらにのほりけんさんに入いく程なくしてさいこくの大將軍にてはつかうせられけるにこんとのかつせんにうちかたせ給へとて此御山へまいらせられ給ひて候又云箱根別當に違ふ條兵庫鍛の太刀を別當取出し五郎にあたふ此太刀は友切丸なり本は源頼光異國より渡來のふあく大夫といふかちにうたせ其家代々傳たり義朝鞍馬へ納め後義經尾沙門に願て取り得て後西國へ出陣の時のりの爲に

箱根へ納められし由みえたり五郎此太刀にてすけつねをうちて翌日頼朝へ此太刀めし上られたりし由みえたり
 劔卷云爲義一具ニ持タリケル劔ヲ一失テ片手ノ无様ニ覺ケレハ播磨國ヨリ好銀冶ヲ召上セ師子ノ子ヲ本ニノ少シモ不_レ違造ラル最上ノ劔ナリケレハ悅給事无限目貫ニ鳥ヲ作レハ小鳥トシ號シタル爲義ハ獅子ノ子小鴉トテ一具シテ秘藏シケルカ今ノ小鳥二分計長カリケリ或時二ノ劔ヲ拔テ障子ニ靠テ被_レ置タリケルカ人モサハラヌニカラ々々ト倒ルル音聞エケレハ如何ニ劔コソ轉ヒヌレ損シヤシツラントテ取寄テ見玉ヘハ日来ハ二分計長ト思ツル小鳥カ師子ノ子ト同様ニソ成ニケル不思議カナサルヘキ様ヤアル截タル歎折タル歎トテ先ヲ見レ_レ折モ折モセサリケリ怪テ柄ヲ見ニ目貫折テ无リケリ拔テ見_レ之柄ノ中二分ハカリ新ク切テ目貫ヲ突抜テ下タリト見タリ是ハ一定師子ノ子カ切タルヨト心得テ師子ノ子ヲ改_レ名メ友切ト號タリ其後我年關齡衰ヘタリ今ハ劔持テモ何かセントテ友切小鳥二ノ劔ヲ嫡子下野守義朝ニソ被_レ讓ケル係シ程ニ保元ノ合戦出來リ義朝ヲ内裏ヘ被_レ召爲義ハ院ノ御所ヘ被_レ召子供六人相具シテ院ノ御所ヘソ參ケル保元ノ年七月十一日寅剋ニ軍始テ辰ノ時ニハ軍ハテニケリ只三時

ニ軍破テ新院負給フ其時爲義ハ天台山ニ馳登リ出家シ義法房トシ號ケル子ナレハヨモ見放タシトテ義朝カ許ヘ下リタリケレトモ朝敵ナレハ不_レ叶頓テ義朝承テ切ニシコソ无慙ナレ義朝保元ノ勸賞ニハ左馬頭ニ成ニケリ舍弟六人被_レ召出_レ五人ハ切ラレヌ爲朝一人ハ落タリケルカ程ヲ經テ九州田根ト云所ヨリ召出サレテ伊豆國ヘ被_レ流ケリ終ニハ是モ截レニケリ子供四人モ截ラレヌ義朝計殘リタリケレトモ平治元年ニ惡右衛門督信賴ニ被_レ語テ謀叛ヲ起シ子供多ク持タリシカ共三男右兵衛佐頼朝トテ十三ニ成ケルヲ末代ノ大將トヤ見給ケン殊ニ玩_レ生絹ト云體ヲ著セ友切ト云劔帶セ先ニ打立テリ去トモ朝敵ナレハニヤ軍ニ打負テ義朝ハ都ヲ落テ西近江比良ト云所ニ留テ終夜八幡大菩薩ヲソ恨奉ケル昔ハ此劔ヲ以テ敵ヲ攻シニ靡ヌ木草モナカリシニ世ノ末ニ成テ劔ノ精モ失ヌルニヤ大井モ捨サセ給タル歎是程ニ軍ニ脆ク可_レ負トコソ覺ヘネ義朝カ祖父義家ハ八幡大菩薩ノ御子トシテ八幡太郎ト名ヲ得タリ七代マテハ爭カ捨可_レ給義朝マテハ三代也トテ目眠タル御示現ニ云我汝ヲ棄ルニ非_ス所持ノ友切ト云劔ハ滿仲カ時俄ニ與エシ劔也最切膝丸トテ始ノ任ニテ有ハ劔ノ用モ失マシキヲ次第ニ名ヲ付替テ依テ劔ノ精モ弱也

殊更友切ト云名ヲ被レ付テ敵ヲハ不レ從シテ友切ト成タル也保元ニ爲義カ被レ殺子供皆滅サレシモ友切ト云名ノ功也今般軍ニ負シモ友切ト云劔ノ名ノ科ナレハ全ク我ヲ不レ可レ恨昔ノ名ニ返シタラハ未レ可レ有ト分明ニ御示現アリケレハ義朝覺テ誠淺猿ソ覺ヘケル此事ヲ承ニ惡ク付ラレタリケル物哉サテハ昔ニ可レ歸トテ罷切ト被レ成ケルサテ比良ヲ立テ高島ヲ通リケルニ頼朝馬眠シテ父ニ追後レタリ其邊ノ者共八十人馳合テ虜ラントシタリケルニ頼朝打驚テ撥切ヲ拔テ打拂ケレハ疵ヲ被ル者モアリ又死スル者モ多ホカリケリ(中略)頼朝ハ少キ身ナレハ大雪ヲ分難テ山口ニ留ニケリ惡源太ハ獨リ離テ飛驒國へ落ヌ義朝ハ朝長ヲ相具シテ美濃國青墓ノ遊君カ許ニ留テ浦傳シテ尾張國野間ノウツミノ住人長田庄司忠致カ宿ニシテ平治二年正月一日ノ早朝ニ主從二人討レニケリ忠致ハ義朝ノ郎從正清カ舅也相傳ノ主ト掣トヲ討テ世ニ有ント思コソウタテケレ忠致ハ主從二人ノ頭ト小鳥ト云太刀トヲハ都ニ上セ平家ノ見參ニ入テケリ兵衛佐頼朝ハ山口ニ被レ棄タリシカ東近江草野庄司ト云者ニ扶ラレ御座天井ニ隠居タリシ程ニ頼朝少ケレトモ賢キ人ナリケレハ熟按シケルハ我隠居テ在トモ始終ハ露ナン身コソハサテ果ツト

モ源氏重代ノ劔ヲ平家ニ取レシ事社心憂レ若爲メカ可レ隠ト思ツ、庄司ニ語テ云此日來養レ奉ルモ前世ノ事ニコソ侍ラメ今ハ一向親方ト憑也尾張ノ熱田ノ大宮司ハ頼朝カ爲ニハ母方ノ祖父也其マテ此太刀ヲ持テ下可レ被レ申様ハ頼朝ハシカシカノ所ニ深ク忍テ候ヘトモ終ニハ通ルヘキニ非ス縦ヒ頼朝コソ被レ殺共此太刀失ナハシト存候可レ然ハ熱田ノ社ニ進置テタヒ候ヘト宣ヘハ庄司尾張ニ下大宮司ニ此由ヲ申ケレハ即寶殿ニ納ニケリ去程ニ清盛ノ舍弟三河守頼盛ハ平治ノ合戦ノ勲賞ニ尾張守ニ成ニケリ而ル間侍中ニ彌平兵衛宗清目代ニテ下リタリケルカ上洛ノ時兵衛佐隠テ御座ケルヲ聞付テ搜シ取テ上ニケリ頼朝宗清預ニケリ死罪ニ可レ被レ行ヲ池尾御前ノ手ニ申請テ伊豆ノ北條蛭カ小島ヘソ被レ流ケル廿一年經テ卅四ト申ケル治承四年ノ夏ノ比高倉宮ノ令旨并ニ一院ノ宣旨ヲ給テ謀叛ヲ發サレケル時熱田ノ社ニ被レ籠齧切ヲ申出シテ帶シケリ稿社日本五畿七道ヲハ打隨ヘ給ケレ

按、曾我物語に太刀のはかせに冊子を切たるゆへてうかと名付しといふ其故未詳すへて其しるせし所信用すへきこと少し劔巻これに本つきて附會殊に甚しと可レ謂且小島は眞盛内裏より給りて平家重代の重寶なるこ

武家名目抄稿第二百七十二册

塙檢校保己一編

刀劔部五

- 鬼丸
- 鬼切

太平記云 山崎 尾張守ハ元ヨリ氣早ノ若武者ナレハ今度ノ合戦人ノ耳目ヲ驚ス様ニシテ名ヲ揚ニスル者ヲト兼テ有増ノ事ナレハ其日ノ馬物ノ具笠符ニ至マテ當リヲ耀カシテ被レ出立タリ(中略)當家累代ノ重寶ニ鬼丸ト云ケル金作ノ圓鞘ノ太刀ニ三尺六寸ノ太刀ヲ帶添タカウスヘヲノ矢三十六指タル筈高ニ負成(中略)尾張守ハ三方ノ敵ヲ追マクリ鬼丸ニ著タル血ヲ笠符ニテ推拭ヒ云々

又云 新田殿談 義貞ハ薄金ト云甲ニ鬼切丸トテ多田滿仲ヨリ傳ハリタル源氏ノ太刀ヲ二振帶レタリケルヲ左右ノ手ニ抜持テチカル矢ヲハ飛越アカル矢ニハサシウツフキ眞中ヲ指テ射ル矢ヲハ二振ノ太刀ヲ相交ヘテ十六マテソ切落サレタリケル

又云 鬼切被送 日吉傳 新田左中將潛ニ日吉ノ大宮權現ニ參社シ給

とは平家物語に見えて平治の亂重盛小鳥をはきしこと
同じ時に嚴切は青墓長者の許にあることは平治物語に
えたるをや見

ヒテ関ニ啓白シ給ヒケルハ臣荷モ和光ノ御願ヲ憑テ日ヲ送リ逆縁ヲ結フ事日已ニ久シ願ハ征路萬里ノ末迄モ擁護ノ御睥ヲ廻ラサレテ再大軍ヲ起シ朝敵ヲ亡スカヲ加ヘ給ヘ我縱不幸ニシテ命ノ中ニ此望ヲ不達ト云共祈念冥慮ニ不違ハ子孫ノ中ニ必大軍ヲ起ス者有テ父祖ノ尸ヲ清メン事ヲ請フ此二ノ内一モ達スル事ヲ得ハ末葉永ク當社ノ檀度ト成テ靈神ノ威光ヲ耀シ奉ルヘシト信心ヲ凝シテ祈誓シ當家累代ノ重寶鬼切ト云太刀ヲ社檀ニツ籠ラレケル

又云義貞自尾張守此首ヲ能々見給テアナ不思議ヤヨニ新田左中將ノ顔ツキニ似タル所有ソヤ若ソレナラハ左ノ眉ノ上ニ矢ノ疵有ヘシトテ自ラ髮櫛ヲ以テ髮ヲカキアケ血ヲ洗キ土ヲアラヒ落テ是ヲ見給フニ果シテ左ノ眉ノ上ニ疵ノ跡アリ是ニ彌心付テ帶レタル二振ノ太刀ヲハ取寄テ見給ニ金銀ヲ延テ作リタルニ一振ニハ銀ヲ以テ金藤纏ノ上ニ鬼切ト云文字ヲ沈メタリ一振ニハ金ヲ以テ銀腰巾ノ上ニ鬼丸ト云文字ヲ入ラル是ハ共ニ源氏重代重寶ニテ義貞ノ方ニ傳タリト聞ユレハ末々ノ一族共帶ヘキ太刀ニハ非云々

又云鬼丸尾張修理大夫高經ハ忠職自餘ノ一門ニ起シニ

ントスレハ汚レタル人ノ手ヲ以劔ヲ探リタリシニ依テ金精身ヨリ出テ抜ントスレモ不叶早ク彼天怪ノ者ヲ退ケントナラハ清淨ナラン人ヲシテ我身ノ金精ヲ拭フヘシト委ク教ヘテ老翁ハ又元ノ太刀ニ成ヌト見タリケル時政夙ニ起テ老翁ノ夢ニ示シタル如ク或侍ニ水ヲ浴セテ此太刀ノ金精ヲ拭ハセ未精ニハサミテ臥タル傍ノ柱ニ立掛タリケル冬ノ事ナレハ暖氣ヲ内ニ籠ントテ火鉢ヲ近ク取寄タルニ居タル臺ヲ見レハ銀ヲ以テ長一尺計ナル小鬼ヲ鑄テ眼ニハ水晶ヲ入齒ニハ金ヲ沈メタル時政是ヲ見ルニ此間夜ナ夜ナ夢ニ來テ我ヲ惱シタル鬼形ノ者ハサモ是ニ似タリツル者哉ト面影アル心地シテ守居タル處ニ抜テ立タリツル大刀俄ニ倒レ懸リテ此火鉢ノ臺ナル小鬼ノ頭ヲカケス切テ落シタル誠ニ此鬼ヤ化シテ人ヲ惱シケン時政忽ニ心地直リテ其後ヨリハ鬼形ノ者夢ニモ曾テ見エサリケリサテコソ此太刀ヲ鬼丸ト名付テ高時ノ代ニ至ルマテ身ヲ不レ放守リト成テ平氏ノ嫡家ニ傳リケル相模入道鎌倉ノ東勝寺ニテ自害ニ及ケル時此太刀ヲ相模入道ノ次男少名龜壽ニ家ノ重寶ナレハトテ取セテ信濃國ヘ祝部ヲ憑テ落行建武二年八月ニ鎌倉ノ合戦ニ打負テ諏方三河守ヲ始トシテ宗徒ノ大名四十餘人大御堂ノ内ニ走入顔ノ

依テ將軍モ抽賞異手他ニシテ世其仁ヲ重クセシカハ何事ニ恨有ヘシ共覺エヌニ俄ニ今敵ニ成テ將軍ノ世ヲ傾ントシ給フ事何ノ遺恨ソト事ノ起リヲ尋ヌレハ先年越前ノ足羽ノ合戦ノ時此高經朝敵ノ大將新田左中將義貞ヲ討テ源平累代ノ重寶ニ鬼丸鬼切ト云二振ノ太刀ヲ取給ヒタリシヲ將軍使者ヲ以テ是ハ末々ノ源氏ナント可レ持物ニ非ス急キ是ヲ被レ渡候ヘ當家ノ重寶トシテ嫡流相傳スヘシト度々被レ仰ケルヲ高經堅ク惜テ此二振ノ太刀ハ長崎ノ道場ニ預置テ候シヲ彼道場炎上ノ時燒テ候トテ同寸ノ太刀ヲ二振取替テ燒損シテ出サレケル此事有ノ儘ニ京都ヘ聞ヘケレハ將軍大ニ忿テ朝敵ノ大將ヲ討タリツル忠功拔群也トイヘ共サマテノ恩賞ヲモ不レ被レ行觸事ニ面目ナキ事共多カリケル間高經是ヲ憤テ故高倉禪門ノ謀叛ノ時モ是ニ與シ今直冬ノ上洛ニモ力ヲ合テ攻上リ給ヒタリトソ聞ヘケル抑此鬼丸ト申太刀ハ北條四郎時政天下ヲ執テ四海ヲ鎮メシ後長一尺計ナル小鬼夜々時政カ跡枕ニ來テ夢共ナク幻共ナク侵サントスル事度々也修驗ノ行者加持スレ共不レ休陰陽寮封スレ共不立去剩ヘ是故ニ時政病ヲ受テ身心苦ム事隙ナシ或夜ノ夢ニ此太刀獨ノ老翁ニ變シテ告テ云ク我常ニ汝ヲ擁護スル故ニ彼天怪ノ者ヲ退ケ

皮ヲハキ自害シタリシ中ニ此太刀有ケレハ定相模次郎時行モ此中ニ腹切テソ有ント人皆哀ニ思合ヘリ其時此太刀ヲ取テ新田殿ニ奉ル義貞不レ斜悦テ是ソ聞ユル平家ニ傳ヘタル鬼丸ト云重寶也ト秘藏シテ持レケル劔也ハ奥州宮城郡ノ府ニ三ノ眞國ト云鍛冶三年精進潔齋シテ七重ニシテ引キタウタル劔ナリ又鬼切ト申ハ元ハ清和源氏ノ先祖攝津守賴光ノ太刀ニテソ有ケル其昔大和國宇多郡ニ大森アリ此陰ニ夜ナ夜ナ妖者有テ往來ノ人ヲ採食牛馬六畜ヲ網裂ク賴光是ヲ聞テ郎等ニ渡邊源綱ト云ケル者ニ彼ノ妖者討テ參レトテ秘藏ノ太刀ヲソタヒタリケル綱則宇多郡ニ行キ甲冑ヲ帶シテ夜々件ノ森ノ陰ニ待タリケル此妖者綱カ勢ニヤ恐タリケン敢テ眼ニ遮ルコナシサラハ形ヲ替テ謀ラント思テ髮ヲ解亂シテ掩ヒ鬘ヲカケカネ黒ニ大肩ヲ作リ薄衣ヲ打カツキテ女ノ如クニ出立テ朧月夜ノ明ホノニ森ノ下ヲソ通リケル俄ニ空搔疊テ森ノ上ニ物ノ立翔ル様ニ見ケルカ虚空ヨリ綱カ髮ヲ髷テ中ニ提テソ擧タリケル綱賴光ノ許ヨリ給リタル太刀ヲ拔テ虚空ヲ拂斬ニソ切タリケル雲ノ上ニ墮ト云聲シテ血ノ颯ト顔ニ懸リケルカ毛ノ黒ク生タル手ノ指三有テ爪ノ鈎タルヲ二ノ腕ヨリカケス切テソ落シケル綱此手ヲ取テ賴光ニ奉ル賴光是

ヲ秘シテ朱ノ唐櫃ニ收テ置レケル後夜々ヲソシキ夢ヲ見給ケル間占夢博士ニ夢ヲ問給ケレハ七日カ間ノ重キ御恨トソ占ヒ申ケル依之堅ク門戸ヲ閉テ七重ニ七五三ヲ引四門ニ十二人ノ番衆ヲ居テ毎夜直墓目ヲ射サセケル齊已ニ七日ニ滿シケル夜河内國高安ノ里ヨリ頼光ノ母義ヲハシテ門ヲ叩セケル齋ノ最中ナレ共正シキ老母ノ對面ノ爲トテ渺々ト來リ給タレハ力ナク門ヲ開テ内ヘイサナヒ入奉終夜ノ酒宴ニソ及ケル頼光醉ニ和シテ此事ヲ語リ出サレタルニ老母持タル盃ヲ前ニ開キ穴ヲソシヤ我傍ノ人モ此妖物ニ取レテ子ハ親ニ先立婦ハ夫ニ別レタル者多ク候ソヤサテモ何ナル者ニテ候ソ哀其手ヲ見ハヤト被三所望ケレハ頼光安キ程ノ事ニテ候トテ櫃ノ中ヨリ件ノ手ヲ取出シテ老母ノ前ニソ開ケケル母是ヲ取テ暫ク見ル由シケルカ我右ノ手ノ臂ヨリ切ラレタルヲ差出シテ是ハ我手ニテ候ケルト云テ差合忽ニ長二丈許ナル牛鬼トニ成テ酌ニ立タリケル綱ヲ左ノ手ニ作レ提頼光ニ走懸リケル頼光件ノ太刀ヲ拔テ牛鬼ノ頭ヲカケス切テ落ス其頭中ニ飛揚リ太刀ノ鋒ヲ五寸喰切テ口ニ乍レ合半時計跳上々々吠怒リケルカ途ニハ地ニ落テ死ニケリ其形ハ尙破風ヨリ飛出テ遙ノ天ニ上リケル今ニ至マテ渡邊黨ノ家ノ作ニ

破風ヲセサルハ此故也其頃修驗清淨ノ横川ノ僧都覺蓮ヲ請シ奉テ壇上ニ此太刀ヲ立七五三ヲ引七日加持シ給ケレハ鋒五寸折タリケル劔ニ天井ヨリクワカラ下懸テ鋒ヲ口ニフクミケレハ忽ニ如ク元生出ニケリ其後此太刀多田滿仲カ手ニ渡テ信濃國戸藏山ニテ又鬼ヲ切タル事アリ依之其名ヲ鬼切ト云ナリ此太刀ハ伯耆國會見郡ニ大原五郎大夫安綱ト云鍛冶一心清淨ノ誠ヲ致シキタヒ出シタル劔ナリ時ノ武將田村ノ將軍ニ是ヲ奉ル此ハ鈴鹿ノ御前田村將軍ト鈴鹿山ニテ劔合ノ劔是ナリ其後田村九伊勢大神宮へ參詣ノ時大神宮ヨリ夢ノ告ヲ以テ御所望有テ御殿ニ被レ納其後攝津守頼光大神宮參詣ノ時夢想アリ汝ニ此劔ヲ與ル是ヲ以子孫代々ノ家嫡ニ傳ヘ天下ノ守タルヘシト示給ヒタル太刀ノ

劔卷云嫡子攝津守頼光ノ代ト成テ不思議様々多カリケル中ニモノノ不思議ニハ天下ニ人多ク失ル事アリ死テモ不見出テ連テ集リ居タル中ニ立トモ不見出トモ不見出テ消樣ニソ失ニケル行末モ不知有所モ不聞アリケレハ怖シト云无計上一人ヨリ下萬民ニ至マテ騒恐ル事不レ及申京中ノ貴賤申ノ時ヨリ門ヲ閉テ侍リケル其頃攝津守頼光ノ内ニ網公時貞道末武トテ四天王ヲ被レ仕ケリ中ニモ

綱ハ四天王ノ隨一也武藏國ノ美田ト云所ニテ生レタリケレハ美田源次ト申ケル一條大宮ナル所ニ頼光聊有ニ用事ケレハ綱ヲ使者ニ遣サル夜陰ニ及ケレハ鬚切ヲ帶セ馬ニ乗テソ遣シケル彼ニ行テ尋ネ問答シテ歸ケルニ一條堀川ノ戻橋ヲ渡ケル時東ノツメニ齡廿餘ト見タル女ノ膚ハ如ク雪ニテ誠ニ姿幽ナリケルカ紅梅ノ打著ニ守懸ケ佩帶ノ袖ニ經持テ人モ不レ具只獨南ヘ向テソ行ケル綱ハ橋ノ西ノツメヲ過ケルヲハタ々々ト叩ツ、良何チヘヲハスル人ソ我ラハ五條亘ニ侍リ頻ニ夜深テ恐ロシ送テ給ナシヤト馴々シケレハ綱ハ急馬ヨリ飛下リ御馬ニ召レ候ヘト云ケレハ怡シクコソト云間ニ綱ハ近ク歩ミ依テ女房ヲカキ抱テ馬ニ打乘テ堀川ノ東ノツメヲ南ノ方ヘ行ケルニ正親町ヘ今一二段カ程打モ出ヌ所ニテ此女房後ロヘ見ムキ申ケルハ誠ニハ五條亘ニハ指タル用モ候ハス我住所ハ都ノ外ニテ候ナリ其マテ送テ給ナシヤト申ケレハ承リヌ何ク迄モ御座所ヘ送進セ候ヘシト云ヲ聞テ頓服カリシ姿ヲ替テ恐シケナル鬼ニ成テイサ我行處ハ愛宕山ト云儘ニ綱カ鬚ヲ傾提テ乾ノ方ヘソ飛行ケル綱ハ少モ周章カス件ノ鬚切ヲ颯ト抜空様ニ鬼カ手ヲツ、ト切ル綱ハ北野ノ社ノ廻廊ノ屋ノ上ニトウト落ツ鬼ハ手ヲ切レナカ

ヲ愛宕ヘソ光リ行ケル綱ハ廻廊ヨリ跳リ下テ鬚ニ付タル鬼カ手ヲ見レハ雪ノ貌ハ引替テ黒事无レ限白毛隙ナク生ヒ繁リ銀ノ針ヲ立タルカ如ナリ是ヲ持テ參タリケレハ頼光大ニ驚キ給ヒ不思議ノ事也ト思給ヒ晴明ヲ召トテ播磨守安倍晴明ヲ召テ如何カ可有ト問ケレハ綱ハ七日ノ暇ヲ給テ可レ慎鬼カ手ヲハ能々封シ置可レ給祈禱ニハ仁王經ヲ可レ被レ誦讀ト申ケレハ其儘ニソ被レ行ケル(中略)此鬚切ヲハ鬼ノ手切テ後鬼丸ト改名ス

酒吞童子物語云繩は萌黄おとしのはらまきに鬼切といふ打刀二尺あまり入りたり云々

嘉良喜隨筆云大開治世ノトキ諸方ヨリ寶物ヲ獻ス然ルニ榎木島ノ公方照山ヨリハナニモアケラレス太閤怒テコノ公方ハ再ヒ王ノ天下ニナサント思吾ニナニモ獻セラレヌカト仰ラル、ヲキ、タマヒ家ニ傳ル三ノ劔ヲ奉ラル一ツハ鬼丸ト云テ粟田口國綱ノ作コレハ楠正成カ陣太刀ナリ二尺六寸アリヌイカケサヤ緒ハトラサキノツムキケ緒チハカントウニテツ、ムリモカフトモカナクノ上ヲスクニヌイカケテツカノハツハノ上ヘカ、ルヤウニシタモノナリコノ太刀ヲハ本阿彌光徳ニ被レ下今ニ家ニアリ(中略)鬼丸ノコシラヘヲ細川幽齋コレヲウツシ家ニアル鳥

丸殿ヘヲクラレテ于今鳥丸殿ノ家ニアリ

按、太平記名越尾張守高家累代重寶の鬼丸をばきしといひ又鬼丸は北條家代々の重寶にて後新田左中將義貞に渡りしといふ前後相かなはず鬼丸といふ太刀二口ありけるにや且大御堂にて鬼丸といふ太刀得たりしは足利殿の勢なるに新田殿に奉りしといかなる故かありけん不審なり又鬼切の由来を説たるもとより疑ふべきこと少からず満仲は頼光の父なるに其後多田満仲が手に渡りて戸隠山にて又鬼を切たるゆゑ鬼切といふとある極たる妄言なり満仲を満成と書たる本もあるにやすへて由来を述たるかゝるあやしきことをいふは例の事ともして打置へけれと鬼切を新田左中將北國落の時既に日吉大宮社に籠られたしといひて其最期の合戦に鬼丸鬼切かさねはきて遂に足利尾張守高経が手に入りしといへるも前後相かなはず楠正成か靈大森彦七と問答せし所の願ふ所の劔適我朝に三あり其一は日吉の大宮にありしを法味に替へて申給りぬと書るは鬼切をさしていひしに似たりされは鬼切のと太平記に見たるすへて四所にて二所つゝ二様に書たる筆者の意いつれを以て是とせしにや又嘉良喜道筆に見えたる鬼丸は國

武の領尊氏將軍鎮西御下向の時大友氏時御馳走被成深く一味の誓を以て此刀を進らる骨味と云事戯に人にむかひ切まねをなさるれば即時に骨摧けるによつて號せらるゝ此旨をも御物かたりにて進らる尊氏公此刀を取て本意をとけられ代々公方の重寶と成しを何の時にか多賀豊後守此かたなを求て所持せし處に永祿八年乙丑五月十九日に三好左京太夫松永彈正逆心をおこし義輝公方を弑し奉りしとき豊後守戦死をとけし後松永霜蓋此刀を得て天下の權柄を執御秘藏有を大友家先祖の重寶成故御所望なされんために同八年に毛利兵部少輔鎮寶を使者として錦織厚板巻物以下金銀凡三千兩の價を松永公へ獻し請らるゝ松永おしくはおほしめさるれとも其頃大友宗りん公は九州六ヶ國餘おさめ大身成故に僻難くや思はれけん利祐成の太刀を相添給りぬ毛利兵部少輔下向の時播磨灘にて不思議有夜に入て船の跡一二里もあらんに灯のとくなるもの幾千萬といふかすをしらす舟を心かけたるやうにみえ來る兵部少輔思やう松永太刀を給り又おしく思ひ取かへしにやきたるとおもひ舟中の者ともに心を付け命のあらん程は此かたなにおめては放まじきと荒言いひちらしければたちまちに光物きえ失ぬ扱は龍宮よりおもひかけ

網の作にて楠正成か陣太刀也とあれば別の物なるや又は同し太刀にて傳の異なるにや猶博く考ふへし劔巻は鬼切と鬼丸とを混し曾我物語の姫切の由来をましへて書たるなるへし妄説もとよりいふに足らず酒呑童子物語には鬼切といふ打刀とあり是も作り物語なれば洩して論せず

○血吸

酒呑童子物語云頼光はおひの中にひをとしの腹巻に獅子王と云かふとをそへて入られけりくもきりとして二の劔あり二尺一寸の血すいをそ入れける

按、此物語も作り物語にて引用するにたらねとも太刀の名ともはよる所ありしも知るへからず

○骨食

源平盛衰記云三位入道 郎等ニ丁七唱遠江國住人早太郎云フ二人ヲ相具シタリ早太ニハ骨食ト云太刀ヲ懐ニサ、セタリ

梅松論云將軍其日は筑後入道妙恵か頼尙を以進上申たりし赤地の錦の御直垂に唐綾威の御劔に御劔二あり一は御重代の骨食なり

大友與廣記云骨味の刀は大友家重代の寶刀也しかるを建ぬるかすくられたる銘作の物は龍王よりのそみ有よしつたへきく遮莫いか程の事かあるへき此かたなにおめてはおもひもよらずと勇刀を胸臆にこめ船中の者とも下知するにより事故なく下著したりき建武のころより永祿八年まで二百二十九年の星霜を経て大友家へたて、かへるころに今又天正十七年に秀吉公へ進せらるゝ大友家の衰微かおほつかなしとそ人々申あへり

難波戰記云 秀頼卿最期ノ時藥研藤四郎ト云太刀ト骨喰ト云太刀焼失タリト云リ或説ニ骨喰ハ此節秀頼卿茶湯坊主盜取り御陣以後賣拂ハントスレトモ是天下ノ名物ナレハ買人ナシ云々

駿府記云慶長廿年乙卯六月廿九日秀頼所持之骨喰刀一尺九寸五分本阿彌又三郎尋出獻御前處則被下於本阿彌然所本阿彌將軍家へ差上ル則黃金十枚賜之

按、源三位頼政の骨食足利家に渡りたる故よし今考る所なした、く名の同じして別の物なるも知るへからす梅松論に御重代の骨食と見えたれば大友與廣記の尊氏卿へ奉りしとするはひかことにてあるへき且その刀といひしは駿府記に同く難波戰記に異なり是も又うたかうへし

○篠作
梅松論云去年箱根を過足柄へ御向ひ有て打勝給ひしも將軍の武略によれりとして御旗をすゝめらる頭の威は同じく妙恵か進らせたりける赤地の錦の御直垂に紫皮おとしの御鎧御劔は篠作引箭をも帯せらる

太平記云 大徳 曆應五年春ノ頃伊豫國ヨリ飛脚到來シテ不思議ノ注進アリ(中略)此刀ヲハ天下ノ靈劔ナレハトテ

委細ノ注進ヲ副テ上覽ニ備シカハ左兵衛督直義朝臣是ヲ見給テ事實ナラハ末世ノ奇特何事カ是ニシクヘキトテ上ヲ作直シテ小竹作ト同ク賞祓セラレケルトカヤ

明徳記云累代ノ御重寶ト聞エシ篠作ト云御帶刀ニニッ銘ト云

○二銘

○藥研通刀

明徳記云御所様ノ其日ノ御裝束ハ熊ト御小袖ヲハメサレヌフスヘ草ノ御腹巻ノ中通リ黒皮ニテ威シタルヲ召レタリケル同毛ノ五枚甲ノ緒ヲ示シテ累代御重寶ト聞エシ篠作ト云御ハカセニ二銘ト云御太刀ヲ二振ソヘテハカセ給フ藥研通ト云御腰物ヲサ、セ給云々

○大津越刀

古事談云大庄司云切損給フナ刀ハイツレント間ケレハ切手云鬼次郎大夫カ大津越ト云ケレハサラハ心安ト云テ被切ケリ部類五人同切云々大津越トハ人ヲ引居テ切ニ左右ノ臂ノ上ヲ乍ニ中骨ニ不感切ヲ云也

○鑓通刀

鎌倉大草紙云應永卅一年三月三日京都より照西堂爲ニ御使ニ下向あり是は京都の御下知もなくして大名数多御誅伐の事條々御とかめの儀也持氏大におとろき給ひ奉レ對ニ京都ニ一切不致ニ私曲ニ自今以後は可レ抽ニ無ニ忠勤ニ由告文を以被ニ申上ニ西堂五月十日上洛九月重而下向有レ之都邸御和睦あり目出度事限なし(中略)同廿四日持氏御悅の餘りに永安寺へ御出御重代の中の御目實を被ニ進同廿七日重て御重代の鑓通の御腰物を給はりけり云々

南朝紀傳云應永三十一年十一月廿日奥州の滿直かかまくら泰安寺にきたる同じく廿七日持氏對面し鑓通といふつるきを滿直にたもふ

當代記云應長十六年三月廿八日家康公ヨリ秀頼公被レ遺物御太刀一腰 大左文字 御脇差一腰 鑓通 云々

○大傳太

リ二人ノ名祕密ニテ本阿彌アラハニハ不ノ云鬼丸コレハ栗田口國綱ナリ大傳太コレハ名ノリハ光世ト云フ又云二銘ト申スハ兩作ナリ家ノ祕事ニテ銘ヲハイハスコレハ愛宕山ヘコマラルル毎年二季ノ彼岸ニ本阿彌アタコヘ上リヌクフ

按、是昌山公の豊臣太閤に送られたる内の一なり其文は鬼丸の條にあり

○海老名小鍛冶刀

長祿二年以來申次記云正月御服中(中略)御腰物は海老名小鍛冶と申を是も卅ケ日御用なり 鑓尺二三寸なり御つかさやとに鑓尺五寸もこれあるへ 然御作りの様は御つかさや梨子地にこしりつは頭御腰本何もしやくとう御目實は桐の丸焼つけ御かうかひは桐也

東山殿年中行事云御刀海老名小鍛冶ト號ス柄鞘共ニ一尺五六寸アリ金具各赤銅柄鞘梨子地目貫桐丸金焼付斧柄也

御刀御直垂ハ正月中着用シ給ト云也

○大食

○廣股寄

鎌倉年中行事云 公方權御發向録 御劔ハ大食御腰物 半目 仍御劔役人被レ帶又ハ廣股寄云々

嘉良喜隨筆云大傳太ト申スハ傳太三池ノ光世カ作コレハ古肥前殿ニ被レ下今ニアリ

按、是昌山公より豊臣太閤に送られたる内の一なり文は鬼丸の所にあり

○谷丸

賀越關詳記云 御成次 義秋將軍倉屋形工御成(中略)十六獻十七獻御太刀一腰御腰物也谷丸ト號ス其時御劔拜領有

武家名目抄稿第二百七十三册

稿檢校保己一編

刀劔部六

○小鳥

平治物語云 平治門さへもんのすけしやうねん廿三あかちのにしきのひたれにはしのほひのよろひにてうのまのすをかものしけくうたせてたつかしらのかふとのをいしめて小からすといふ太刀をはき云々

平家物語云 刀劔 ちやくし權のすけ少將これもりの卿あへまいらんとていてたれたりけるをおとよひ奉りて(中略)いかにさたよし少將に引出物せよとの給へはあかちのにしきの袋に入れたる御たちをもてまいりたりあばれはは當家につたはる小からすといふたちやらんとうれしう思ひてみ給ふ所にさはなくして大臣さうの時はくむもんのたち也云々

長門本平家物語云 殿上太清盛ちやなんたりしかはその跡をつき國々を譲るのみならず家の寶物他家へうつす事なければ清盛是を相つく中にも唐皮小鳥といふ鍔太刀は清につたはる

又云 續盛高野熊 からかわと云よるひ小鳥と云太刀は平しやうくんよりこのかた當家ちやくくそうてんして我まては九代にあたりそのよろひたちさたよし許にあつけをきたり

源平盛衰記云 中將入道舍人武里ヲ召テ宣ケルハ(中略)抑唐皮ト云鍔小鳥ト云太刀ハ當家代々ノ重寶トシテ我マテ嫡々ニ相傳ハレリ肥後守貞能カ許ニ預置ケリ其ヲハ取テ三位中將ニ奉レモシ不思議ニテ世モ立ナララム後ニハ必六代ニ譲リ給ヘト可申トテ雨々トソ泣給フ又云主上南殿ニ御座テ亦天ヲ御拜アリケル折節ニ八尺ノ鍔鳥飛來テ大床ニ侍リ主上御笏ヲ以テ被招キ召ケリ鳥勅令ニ依テ躍上御座ノ御縁ニ嘴ヲ懸テ奏シ申サク我是太神宮ヨリ劔ノ使者ニ參レリトテ羽刷シテ罷立ケルカ其フトコロヨリ一ノ太刀ヲ御前ニ落シ留メケリ主上御ミツカテ此劔ヲ被召テ八尺ノ大鍔鳥ノ中ヨリ出タル物ナレハトテ小鳥トソ名付サセ給ケル唐皮ト共ニ寶物ニ執シ思シ食ヌ仍テ代々ハ内裏ニ傳リケルヲ貞盛カ世ニ下預テ此家ニ傳テ稀代ノ重寶也

按、平家物語の小鳥の由來名義説たるはもとより妄誕

盛にさつけらるくたんのからかはと申は人の作れるにはあらず佛作の鍔なりそのゆゑは桓武天皇の御甥に香圓法印と申けるは奥義を究めたる天下第一の眞言法の中より現在不思議を顯されき我朝の形見にせんと仰ありければ香圓論言に應じて紫宸殿の御前に壇を立て胎藏界の不動尊の前にしてかの法を修せらる七日と申末の刻に紫雲たちてうすまきたり其中よりあらゝかに壇の上におちたり是を見るに一領の鍔なり(中略)小鳥といふ太刀はからかは出來てのち七日と申ひつしの時計に主上南殿に出御ありて東天を御拜あるに八尺の鍔鳥とひきたりて大ゆかに侍り主上御笏をもてめしあり靈鳥御ましの御縁にはしをかかけたり靈鳥申ていはく我は大神宮よりの御劔の御つかひなりとてはねのしたより一の御はかせを御前におとしたり主上此御はかせを身つからめされて八尺の大鍔鳥のはねの中より出來る所なればとて小鳥とはつけさせ給からかは小鳥ともて天下の重寶と君教し思召さるされは本朝の寶物には甲冑砂金銀杖水破兵破太刀我國にありと云事是也たのもしかりし事なりされは代々内裏につたはりしを貞盛のときより此家に傳る希代の寶物是也拔丸もこの家に傳るへかりしを當腹さいあひなる故に賴盛の家にして論するに足らず劔巻に目貫に鳥を作れば小鳥とぞ號たるといひしも妄説なり今伊勢家に傳る所目貫は金の獨鈷にてあるなり小鳥は蝸之蟬劔に比しておふせし名にや加良佐比の佐比つゝまりてしとなりしとすと通して加良瀨といひしなりといふ説あり土佐の備臣大さ神皇朝が説也もあるへしや知らず

○木枯
○拔丸已上二名一劔
平治物語云爰に鎌田か下人に八町次郎とて大力之剛者早走の手きあり此もの三河守の聞ゆる早馳の名馬に兩鍔を合せてかけられけるに少もおとらすおひついてかふとのへんに熊手をうちかけんとつゝいて走ければ賴盛もかふとを打傾けうちかたふけあひしらはれければ五六度は懸はつしけるか終にてへんにうち懸てゑいやと引は三河守既に引落されぬへう見へられけるかはいたる太刀を引抜てしと、切熊手を手本二尺はかり置てつんときつておとされければ八町次郎のけにたふれてころひけり賴盛かふとにくま手をきり懸ながら取もすてす見もかへらす三條を東へ高くらを下りに五條を東へ六波羅までからめかして落られけるは中々優にそみえたりける名譽の拔丸

なればよくきれるは理なり此太刀をぬけ丸といふゆへは故刑部卿忠盛池殿にひるねしてまじくけるに池より大しやあかりて忠盛をのまんとす此太刀枕の上に立たりけるかみつからするりとぬけてしやにかゝりければしやおそれて池にしつむ太刀もさやにかへりしかはしや又出てのまんとす太刀またぬけて大しやおつて池のみきはに立てけり忠盛を見給ひてこそぬけ丸とは付られければたうふくのあひしによつて頼盛を相傳し給ふ故に清盛とはふくわいなりにけるとそ聞えしはうきの國大原實守か作と云々

長門本平家物語云 殿上閣 抜丸も此家に傳うへかりしを當腹のさいあひなる故に頼盛の家に傳る是兄弟の中不快とかや

源平盛衰記云 唐皮小鳥 抜丸の事 中古伊勢國鈴鹿山ノ邊ニイヤシクマツシキ男アリ身ノ乏キ事ヲ歎テ常ニ精進齋ヲシテ太神宮ニ詣テ世ニ有ラム事ヲ祈申ス年來日頃オコタル事ナカリケレハ神明其ノ志ヲ哀テ汝深山ニ遊獵シテ獸ヲ得テ妻子ヲ養ヘト示現シ給ヒケレハ御詫宣ヲタノミ鈴鹿山ヲ家トシテ夜晝獵シテ獸ヲ得タル時ハ妻子ヲ養ヒ不得時ハ口ヲ空クス是ヲ以テ一期ノ活命ノ便リト成ルヘシト

池殿ノ山庄ニ晝寐シテ前後モ知ラスヲハシケルカ此ノ木枯ノ太刀ヲ枕ニ立テ置タリ大蛇池ヨリ出テ口ヲ張リ遊近付キテ忠盛ヲ呑ムトス木枯鞘ヨリサト抜テカハトマロフ倒音ニヲトロキテ忠盛起直テ見給フニ劔ハ抜ケテ鏝ヲ蛇ニ向タリ蛇ハ劔ニ恐レテ水ノ底ニ沈ニケリ太刀ノ刀ハト倒ハ主ヲ驚サムカ爲鞘ヨリ抜ルハ主ヲ守テ大蛇ヲ切ムカ爲也ケリ其レヨリシテ木枯ノ名ヲ改テ抜丸トソ呼ケル平治ノ合戦ニ頼盛參河守ニテ熊手ニカケラレテ討ルヘカリケルニモ此ノ太刀ニテ鎌金ヲ打切テ遁レ給ヒケリ又云 忠雅等 拍子條 清盛嫡男ナレハ其跡ヲ繼ク諸國庄園ヲ讓ルノミニ非ス家中之重寶ヲナシク相傳シテ他家移事ナシ中ニモ唐皮ト云フ鎧ヒ小鳥ト云フ太刀清盛ニ被レ授又抜丸此家ニト、マルヘカリケルヲ頼盛當腹ノ嫡子ニテ是ヲ傳フ其ノ事ニ依テ兄弟中惡シカリケルトソ聞ヘシ

榻嶋曉筆云 平忠盛 抜丸條 抜丸と云太刀は刑部卿平忠盛秘藏の太刀也此を抜丸と名付る事は忠盛或時池殿に晝寢しておはしけるに池より大蛇うかひ出忠盛を呑んとす此太刀を枕の上に立たりけるか獨するりと抜て蛇にかゝりければ蛇恐て池にしつむ太刀もかへりしかは蛇又出てのまんとす太刀又ぬけて大しやおつて池のみきはに立たりける忠

覺ヘサリケレハ我年來參詣ノ功ニ依テ靈夢ヲ感ス神慮ニ任テ深山ニ遊獵スレトモ身ヲ助ルハカリコト成ルヘシトモ覺ス太神宮イカニト御ハカラヒアルヤラムト思ニモ冥慮ヲ恨ミ思ヒ奉リケル折節三子塚ト云所ニテ危太刀ヲ求メ得タリ此太刀儲テ後ハイサ、カモ目ニ懸ル禽獸鳥類遁事ナシ然ルヘキ寶ナリケリ我レ聞ク漢朝ノ高祖ハ三尺ノ劔ヲ以テ座ナカラ諸國ノ王ヲ從ヘタリ日本ノ恐獵一振ノ劔ヲ求テ帶ナカラ山中ノ獸ヲ得タリ是レ天照太神ノ冥恩也ト思ヒケレハ晝夜ニ身ハナタヌ或夜鹿ヲ待テ大ナル木ノ下ニ宿ス太刀ヲ大木ニ寄セ立テ、其夜ヲ明ス朝ニ此ノ木ヲ見レハ古木ノ如クシテ枝葉ミナ枯タリ獵師不思議ニソ思ヒケル月頃日頃モ此木ノ下ヲスミカトセシカトモサテコソアリシニ夜部マテハ翠梢盛ニコソアリシニ今夜ヒ此太刀ヲ寄懸タル故ニヤ一夜カ内ニ枯スルコソアヤシケレ是定テ神劔ナラムトテ木枯トソ名付タル其頃刑部卿忠盛伊勢守ニテ御座シケルカ風ノ聞テ伴ノ獵師ヲ召シ此ノ太刀ヲ見給フニ異國ハソモシラス我朝ニハ難ク有劔也トテヨニ欲ク思ハレケレハクルマノ庄ノ年貢三千石ニ替テ被レ取ケリサテコソ獵師家富ミ身ユタカニシテイヨイヨ太神宮ノ御利生トモ思知リケレ忠盛都ニ返上リ六波羅ノ

盛此靈氣に目さめ見給ひてこそ抜丸とは名付られたれ此太刀嫡男にこそ傳はるへけれと當腹の鍾愛により頼盛にこれを相傳し給ふこれゆへに清盛と不快也とそきこえし伯耆國大原の真守か作と云へり平治のみたれの時三河守頼盛都芳門の寄手の大將として戦はれけるか悪源太義平に切立られて落られけるを鎌田か下人に八町次郎と云者追攻熊手を頼盛の背の手反に打懸け曳哉と引て切折られしも此太刀とそ聞へし

按、抜丸をもと木枯といひしこと唯盛衰記に見えたるのみにて木枯の名他書に所見なし竊に疑ふ木枯は即小鳥にて抜丸と、もに平家類代の重寶なれば一の太刀として鈴鹿の物語をつゝりなせるもしるへからず猶源氏の膝丸丸薄縁などを一劔の名として其説をかまへたる類にやあらん

○竹現
長門本平家物語云 成親卿 流罪條 難波次郎に仰られけるは竹現と申太刀門脇宰相のもとにありそれを取て此願書と、もにかならずまいらせよと經遠に仰付らる

○奥州丸
會我物語云 五郎御前へめし出き こしめしとはるい條 しんかいのあく四郎さね

みつすゝみ出て申けるはそかのものともはかたきはうち
てかうみやうはしたれともたちこそえせたちをもちたれ
これほとんちをもちて我君の御せんにかゝる大いさ
しけるふしきさよといひければまなこを見出しあう四郎
をはたとにらみていつくをみてそれをあせたと申す
たゝいま御せんにて申てむようの事なれともおとこのわ
ろきたちもちたるはちしよくにて候あひた申也それこそ
屋敷よくきけへいけに聞へし新中納言のたちよ八島のか
せんにいかゝしけんせむちうにとりわすれ給ひしをそか
の太郎とりて九郎はんくわんへまいらせたりしをよしつ
ねしんへう也さりながら御ふんかうみやうしてとりたる
たちなればなんちにとらするとして給ひたるあうしう丸と
いふたちよすけなりかけんふくのときそか殿のたひたる
そとよ云々

○母子丸

異制庭訓往來云太刀百振刀百履雜太刀小反及手矛等百枝
進候龍泉太阿干將鑢鑢之劔本朝草雜村雲源氏源切平家小
島拔丸餘五將軍之母子丸等比之更可取差也

○カウ平名一飯

カウ廣

座にこうす袖ほそなる淨衣に家につたはつたるこきつね
といふもくさやの太刀をそはひたりける

後照念院殿裝束抄云蒔繪野劔執製之時被用是又紛失仰
小狐事

○小狐事

後愚昧記云應安三年八月十五日今日未終刻雷雨消肝後
聞雷落九條前關白亭(中略)前關白振太刀名小狐名打
拂雷公云々依之無別事之由風聞此説大略爲實事歟
日來被好武藝果而亦如此無止之事也世上謳歌之
云云

按、兼長師長の兩卿は知足院關白忠實公の次男宇治左
府頼長公の二子にて直衣始に小狐をはかれたれば宇治
左府の太刀なること知ぬへし後照念院關白冬平公の蒔
繪野劔と知足院殿の仰せしは小狐のことにて今は紛失
したるよし裝束抄に記されたとおもひ合すへし久
壽元年迄頼長公の許にありしことの傍抄に見えたと
保元の亂に少納言入道信西か家に傳る小狐を帶しと保
元物語に記したると小狐の名は同じく太刀は必別なる
へし

○岩通刀

判官物語云住吉大物 合戦條 むさしはうはわさとゆみやをはもた

源平盛衰記云義經院 青地錦直垂ニ赤威冑備前造ノカウ廣
ノ太刀帶タルハ武藏國住人秩父ノ流島山庄司重能カ一男
次郎重忠生年廿一ト名乗ル
又云高綱建字 島山ハ是ノ宇治路ノ大將ナル覽トミテ秩父
ノカウ平ト云ハタヒラ四寸長サ三尺九寸ノ太刀ヲ拔儲テ
歩セ寄

會我物語云いつの二郎か ひとつの次郎みれんなりとかまく
らちうにひろふありければちちふのしけた、御前にてこ
の事をき、會我の五郎をは重忠給てちうたいのかうひら
にてちうし候へきふかくたい一いつの次郎に下給てか
はゆき事うけ給りくちおしきよと申されければ云々

按、盛衰記義經院參條にはかう廣とありらとろと圓内
相通なればかうひらともかうひろともいへるなるへ
し

○小狐

傍抄云仁平三十二廿八中納言中將兼長直衣始出衣帶野
劔小把 笏久壽元十一廿五中納言中將師長直衣始出衣
帶野劔小把 笏

保元物語云たいり高松殿にはしゆしやうなんてんにしゆ
つきよなつてくさやうせんき有少納言入道しんせいはいつ

さりけり四尺二寸ありけるつるしやうそくのたちはいて
いはとをしと云刀をさしいのめほりたるまさかりないか
まくまで舟にからりひしりととり入て

○ツ、ライ

判官物語云忠信吉野 たのふはやかて御まへにそ出たり
けるみつしけめゆひにしらはしのかふとのおをしめたん
かいこうよりつたへたるつらいといふたち三尺五寸あ
りけるをはいたりける

○懷劔

太平記云左兵衛督 八月十一日ノ宵ニ赤松入道圓心ト子
息律師則祐彈正少弼氏範七百餘騎ニテ武藏守ノ屋形へ行
向師直急キ對面有(中略)一獻ヲ勸メラレケルカ此太刀ハ
保昌ヨリ傳テ代々身ヲ不放手ト存候ヘ共是ヲ可進トテ
懷劔ト云太刀ヲ錦ノ袋ヨリ取出シテ赤松ニコソヒキタリ
ケレ○按異本には保昌
を頼光としたり

○鳳凰丸

太平記云賀名生 大納言殿ハ花族幽玄ノ事ナカラ聊健ナル
人ニテオハセシカハ此事キツト膽ニヤ當リケン水千ノ下
ニ崩黄ノ胴丸ヲ著シ二尺八寸ノ鳳凰丸トテ當家累代ノ御
太刀計召レ事惡クナラハ思召切ヘキ御用心ニテ閑々ト御

車ヲ飛セラレケレハ

○面影

太平記云 長崎交子 武勇條 爲基カ佩タル太刀ハ面影ト名付テ來太郎國行カ百日精進シテ百貫ニテ三尺三寸ニ打タル太刀ナレハ此鋒ニ廻ル者成ハ甲ノ鉢ヲ立破ニ被レ破或骨板ヲ袈裟懸ニ切テ被レ落ケル程ニ敵皆是ニ被ニ追立ニテ敢テ近付ク者モ無リケリ

關東兵亂記云 小段義明 合戰條 義明先カケシテ強勢ノ程ヲ汝等ニ知ラセントテマツ先カケテ打テ出ツ其日ノ裝束ニハ赤地ノ錦ノヒタ、レニ桐ノスソカナ物ヲ打タルカラアヤヲトシノ鎧キテ來國行三尺二寸ノ面影ト云太刀二尺七寸赤銅作ノ重代ノ御太刀ニ振ハイテ云々

○御所燒

承久記云六郎左衛門取テ返ス御所燒ト云フ聞ユル太刀ヲ帶タリケリ御所燒トハ次家ニ作ラセテ君御手ツカラ燒セ給ケリ公卿殿上人北面西面ノ豐御氣色好程ノ者ノ皆給テ帶ケリ筑後六郎左衛門尉ノ都ヲ出ケル時今度ハケトテ給ヒケリ只今其太刀ヲソ帶タリケル武田五郎押雙タル所ヲ拔打ニ馬ノ首手網添テフツト切テ落シケル

○綱切刀

と秘藏せし故號せられたるよし聞ゆ

○泥丸

明德記云一色左京大夫ノ裝束ニハ赤地ノ段子ニテツ、ンタル金同ニ白絲ノ鎧ノ妻取リタルヲ二兩重テ著給テ同毛ノ五枚甲ニ五尺二寸ノ銀ノ鍔形打テ居頸ニ著テ四尺三寸ト聞エシ泥丸ニ三尺八寸黒鞘ノ太刀ニ振帶

○御賀丸

應仁別記云此合戰得利オモムキ京都へ注進シケレハ金吾感シ給テ著乘具足ニ御賀丸ト云太刀相添テ太田垣新兵衛ニ給ニケリ

○藥研藤四郎刀

島山記云明應二年四月九日夜ニ入テ政長ハモハヤ心易シトテ葉室大納言光忠卿以下籠城ノ人々最後ノ盃シテ腹ヲ切玉フ政長ハ藤四郎ト云ケル刀ヲ拔腹ヲ三度マテ切玉ヘトモ會テキレサリシカハ抛ケレハ傍ナル藥研ノ裏表二重ヲ通シケル扱コソ藥研藤四郎トモ申ケル扱ハ重代ノ刀ナレハ主ヲ惜ニヤ如何スヘキト宣フ所ニ丹下備後守カムリ落シノ信國ノ刀ヲ扱テ己カ股ニ二刀突通シ如何及ヨシトテ政長ニ參スル政長コレヲ逆手ニ取直シ腹十文字ニ搔切リ

相國寺堂供養記云次後陣隨兵三番佐々木備中守源滿高唐紅鎧 白取 紅直垂 唐織物四 太刀綱切刀金

○八々王

難太平記云相坂の手より伊勢の愛會といふ大力の者只一騎後より來りけるを前の戰の隙なきに是を知給はず故殿の御趾に控られたる安藝入道殿のかふとのしころを切落しければ落馬なり并て控へたる範氏の三十六指たる大征矢を拂ひ切にしてけり其時故殿馬を立直して先太刀をせられしに愛會かかふとの鉢をわられて馬の平頭にひらみて太刀にて拂ひけるに左の御籠手の二の板を切て前なる敵の中へ分け入にけり其時此戰もやみける也後故殿家人村上平三といふもの愛會か知音にて此かふとの鉢とはつふりとを取出して見せて今川殿はいかなる劔を持給へてか隨分某かためしたる胃と半首をわり給ひて鉢巻切れて頭に少疵を被ふりき眼昏くなりしかは引退しと語りき其より此太刀を八々王と名付給ひし也はちを二ツ重ねたる故なりとこそ仰せられし

○防長國光 馬鹿

大友與廢記云 防長國 光條 大内義弘も感狀并に防長國光と云脇差をたまはる防長の二字は周防長門兩國にもかへましき

難波戰記云 秀頼卿最後ノ時藥研藤四郎ト云太刀ト骨喰ト云太刀燒失タリト云リ

○鈍切刀

安土日記云天正七年六月廿四日先年維任拜領ノ周光茶碗今度被ニ召上 其御替ト御詫候テカンナキリノ御腰物被下候作ナカミツ一段ノ出來物ニテ系圖有之刀也

○荒波 腰物

織田信長譜云天正十年二月平ニ甲信駿一旦得ニ勝頼首ニ可謂奇也賜ニ兩使ニ以ニ黃金及馬一且使ニ福富平左衛門尉贈ニ腰物 荒波 馬鹿 鬚衣百兩於信忠ト

○篠雪刀

增補家忠日記云天正十二年四月九日永井傳八郎カ擊取ル池田勝入カ首ニ再拜及太刀ヲ相副ヘ則永井ニ是ヲ持タシメ内藤四郎左衛門丹羽六太夫ヲ兩使トシテ大神君ヨリ信雄ヘ是ヲ遣ハシメ玉フ 大神君御本陣信雄ノ陣ト二町餘ヲ隔ツ 信雄大ニ永井カ戰功ヲ感シ則池田カ刀 篠ノ聲ト號スル名劍也 永井ニ授ク

○法城寺刀

增補家忠日記云天正十二年四月九日大神君小牧山ニ留ツテ守ラシメ玉フ本多平八郎忠勝秀吉カ樂田ヲ發スルヲキ、テ小牧山ニ勢ヲ分ケ其身ハ軍士三百餘騎ヲ率シ輕卒百

餘人ヲ三隊トシテ時々敵陣へ鐵炮ヲ放タシメ秀吉カ多勢ニ相并テ行ク其間僅ニ四五町忠勝カ家人永井與次郎馬ニ離レ馬ヲ追テ敵陣ニ入ル忠勝其危キヲ見テ相次テ馳入り遂ニ彼馬ヲ取テ永井ニ授ク彼レヲ携テ恙ナク歸ル忠勝猶勇氣挽マス其レヲ退カス秀吉カ大軍ヲ慕フ秀吉カ先鋒ノ軍士等是ヲ鞭ント欲スルト云ヘトモ秀吉敢テ許サスシテ龍泉寺ニ至ル人皆忠勝カ勇ヲ驚キ稱ス混一ノ後秀吉大ニ是ヲヲ感シテ刀ヲ注

○千鳥

○雷切以上二名一組

大友與廣記云信濃戸次鑑連いまた南郡最北に居住のとき炎天の頃大木の下にすゝみ所をこしらへひるねして有しおりから雷鳴落まくらもとにたてをきたる千鳥といふ太刀をぬきあはせ雷をきりてすゝみ所をとひさりぬ(中略)千鳥といふ太刀いかつちにあたりたるしありそれより此太刀を雷斬と號せられたり

大開記云大開日向黒田は鳥嶽居城に宜しからんやと自由せさせ給ふ如此被仰付關戸に到て御渡海有し所へ御迎船多く浮出たり船しるしを問せ給へは大和中納言殿大友宗

麟父子毛利輝光吉川小早川等也御甲の内物すきなる一列義光物語云義光公十六歳の時御父義守公御同道にて高楡と申所へ湯治被_レ成數日御滯留の内鹿狩追鳥狩など色々遊興有りしに有夜その近邊の盜賊數十人御旅宿へ夜討に入ける處に近習出合相戦追拂しに義光公眞菟出盜賊二人に手を負せ一人引組指殺し給ふ此由眼前に義守公見給ひて不_レ斜悦思召翌日代々御家に相傳給ふ笹刀と申貞宗の御太刀を取ださせ給ひ抑此太刀は一年某十七歳の時檜下口にて譽を取其場にて讓得たる太刀なり然るに今度義光働比類なければ則爰にて是を讓る也として手つから渡し給ひけるに義光悦喜限なく頂戴御父子相伴ひ山形へ歸城し給ひける

○トラケシカ
由良家傳記云平左衛門か子息も刀をぬき候處を隨心重代の刀とらけしと申刀にて右の脇より肩先まで一刀に突抜押臥申候
○大童子
○桶丸

赤松記云その頃都に不思議の化生のもの出来て上下の煩不及_レ是非體なり委く子細を尋るに化生にてはなく人なり一向に化生のごとく馬上にて京中を走廻り手に當る

輝元へ恩賜有關戸の御泊にて輝元一獻捧たてまつりひめ置し千鳥の太刀進上有しかは御感有て御腰にさし給ふ豊臣家譜云秀吉班_ニ師子赤間關_ニ大和大納言秀長大友宗麟毛利輝元來會秀吉賜_ニ良胃于輝元_ニ其夜輝元美酒佳肴以饗_ニ秀吉_ニ且獻_ニ千鳥太刀_ニ云々

○鷲巢脇差

毛利家記云秀元卿歸ラセラレ明ル朝御出仕有シニ御膳ノ上ニテ御盃ヲ頂戴マシマス其時秀吉公御詮ニ是ハ三好長閑ト云シ者所持セシ行光ノ御脇差鷲ノ巢ト云フト被_レ仰又光忠ノ御腰物はハ御腰ヲ不_レ被_レ放不斷サ、セラレ候ヘトモ被_レ下ノ由御意ニテ御兩腰ヲ拜領マシマシテ云々

○南泉刀

玉露叢云慶長十六年三月廿八日此日秀頼公二條亭ニ入り玉フ公ニ謁シテ禮射アリ秀頼公御進物ノ品々所謂眞守ノ御太刀助宗ノ御刀南泉左文字ノ短刀云々

○大キツ方

○小キツ方

關東兵亂記云高野臺今度里見殿ノ重代ノ重寶大キツ方小キツ方ト云太刀此合戦ニ失ニケルコソウタテケレ

ものを切廻り手にたまらねは討へき物なし髪をなく亂し大なる兒の様な物なれば大わつはと名付ておち恐るゝこと限なしいかにもしてかれをしたかへたらんは天下の忠義なるへき事と御門よりの宣旨なり然れともたやすく従へん様なししかるに三尺入道是非ともねらひてみんと思召是も馬にのり舍弟をもつれす只一騎こゝかしこをめぐり給ふに天の御引合せにやあらん御菩薩池の邊にて行合給ふ互に馬上にて渡りあひ大わつはをおもひのことく切落鎖め給ふ(中略)大童子御退治のうち物則大わつはと名付て赤松の重代なり同桶丸の御太刀と二ツ重代と聞えたり

○小サスカ

大友與廣記云巴作り太刀の事祖母嶽の神射大蛇より惟基母堀河大納言の息女に譲りの太刀と云々緒方三郎惟榮の時に小さすかと號す大明神より二十五代惟重伊勢國に居住の砌藤堂伊賀侍從藤原高次此太刀を一覽の望あり辭しかた_ク寛永三年十月十日の夜亥刻に惟重太刀を城中に持參あり高次直に手をかけんとを憚り杉原一重手にしき太刀を取ぬかんとし給へとも不_レ拔其時惟重請取拔て高次に渡さんとせし時座の板敷崩れ落て座中の伍陸人蹶倒す

上下肝を消しきとくを感す其後大器を出され大守祝あり
 盃を惟重始らるへきとの給ふによつて惟重初む祖母嶽大
 明神の御盃と高次難談に有て干給ふ夫より遊宴久し去程
 に翌朝匠氏を呼て修補せんと欲するに其跡なし見者目を
 おとろかし聞者感之上下萬民に至るまで上古は不知末
 代に有かたき事とも也と云あへり右太刀長刀何も星霜を
 經るといへとも裝束改易することなし切瑳琢磨する刻は
 忽惡事競起なり准例依敬之子孫萬歲天長地久雖然物
 換計轉して大神の家昔年に不齊故に家の政疎になりも
 て行にしたかひ神慮を受くる所の勝劣か寛永の末つかた
 惟番俄に沈痾に染て長別離の告有て祖母嶽大明神より二
 十六代に丁て家絶ぬ其名字はかり有か無かにつゝき畢
 ○一期一振

毛利家記云天正十八年九月十八日天時殿下様御成(中略)
 御進物御太刀吉光一期一振ト云右披露小早川筑
 前侍從隆景

○筒井丸 刀
 増補筒井家記云筒井丸ト云ハ元祖筒井藤大夫順武ヨリ
 以來順慶迄四十八代カ間ハ嫡々ニ傳ハリシ二尺七寸ノ名
 刀也代々ニ希妙多シ順慶如何思ハレケンニ男主殿頭ニ讓

大友與廣記云飛龍の太刀の事此太刀の奇特鞘をぬけは銀
 本の刃に龍の形あり次第々々に鞘に付てのほり後は切先
 にありまたさやをさす時は鞘に付下りはき本に有依
 之飛龍の太刀と號す謹の爲に大津留の家に渡佐伯の家に
 今はなし

○瀬上 脇差
 大友與廣記云瀬上脇差の事佐伯惟勝の代に佐伯龍門崎と
 いふ所に船をうかへ遊興有し時此脇差鞘走大海に入海士
 を入たつぬるにも見へす其後佐伯牟禮の城下木戸の瀬と
 云所まで上り夜々光り物と成人皆恐れて此瀬わたるもの
 なし翌年惟勝此瀬を渡り龍護寺詣の時水底よりしきりに
 ひかる馬上よりあやしみて人を入さりさせ給へは先の年
 龍門にて海に入たる脇差なり鯉から付て朽す元のことく
 也夫より瀬上と號す佐伯惟治亂の時隨身有りさもあらは
 日州三河内の宮にあるらん近代見す其奇特すてかたきに
 よりしるせり

○白鷺
 奥羽永慶軍記云和賀主馬 鎮西宰人富澤日向入道由齋藪黃 助被討條
 級ノ鎧著テ蘆毛ノ馬ニ打乘リ家ニ傳ル白鷺ト云大刀ヲ帶
 云々

ラレシヲ伊賀守定次久ク貸預リ諸度ノ軍陣帶レ之出ラレ
 自身ノ高名且ツ大敵ノ難ヲ返レシトナリ

○中村太刀
 賀越圖證記云富田討取 越前國條富田申ケルハ今義景御秘藏ノ中村
 太刀ヲ所持仕リテ候懸ニ御目一候ヘシ此方ヘ御出候ヘト申
 テ奥ノ座敷ヘ請シ魚任來テ未ニ居直所ヲ彼ノ太刀拔細首
 中ニ討落ス

新撰信長記云富田彦右衛門ハ龍門寺ヲ打信長公ヘ忠節ニ
 セント不ノ斜悅ヒテ富田宗八ト云小姓ヲ呼テ汝龍門寺ヲ
 可ノ討ト密ニ云付サテ龍門寺ヘ種々ニモテナシケリ彦右
 衛門ハ朝倉代々秘藏セラレシ中村太刀ト云ヲ大野郡ヨリ
 求シカ茶スキテ龍門寺ニムカイヤカタ御代々御秘藏有シ
 中村太刀ヲ求候ト云々

○龍子
 奥羽永慶軍記云結内坂 合戦條九戸勢二千五百モ兩度ノ戦ニ人馬
 モ渡レ過半ハ手負ケレハ僅百餘騎政實自驅出ル政實刀裝
 束ハ藪黃ノ直垂ニ緋綴ノ鎧龍頭ノ甲ノ緒ヲシメ三尺五寸
 龍子ト云太刀ヲハキ葦毛ノ馬ノ太ク選ニ紅ノ厚總カケテ
 打乗云々

○茶磨破
 羽尾記云木内ハ能登守ヲ目カケ是モカチ立ニナリテイサ
 ミカ、リテ丁ト打能登守待モウケタル事ナレハ持太刀ニ
 テ丁ト打然レトモ木ノ内カタチハ二尺八寸海野太刀ハ三
 尺三寸殊ニ茶磨破トテ異名アリ備前長光也

○念佛刀
 武蔭叢話云蒲生 兵衛氏郷内結西十郎兵衛ハ代々覺の者也父十郎兵
 衛は江戸野良田合戦に淺井久政の兵百々内藏介を討取此
 内藏介覺の兵にて名譽の刀を持つ世間にては百々か念佛
 刀と云咎人を成敗するに打放して其儘切口吸付居て念佛
 高聲に唱て二ツに成故に念佛刀といふときく

○切及貞宗
 東遷基業云田中は三成を召とらせたりしことを申次てに
 彼かしたる脇指は一年大開より賜りたる切及貞宗と云
 名刀也とて此度某にあたへ候ひしか四人の引出物なれば
 受難き事也と有けるを神君聞召申さるゝ所はさる事なか
 ら今更石田か志をむなくせらるゝことも如何也其上太
 閤の手にふれ給ひし物とあればかた〜我等か差圖に任
 て其方所持せらるへしと宜ひけり

武家名目抄稿第二百七十四册

塙檢校保己一編

刀劔部七

○長劔細劔本名

和名類聚抄云長刀唐令云銀裝長刀又云細刀和名之路加爾都西宮記云人々裝正月三節諸衛將佐關腹長劔等六位平裝束七月相撲三府出居關腹靴長劔等

江家次第云元日宴衛府將佐關腹螺鈿劔平緒銀魚袋近衛帶劔不執笏昇殿上衛門權佐或著螺鈿野劔或著長劔又云相撲名衛府螺鈿劔不著魚袋出居將佐必用關腹檢非違佐川袍螺鈿長劔

按、和名抄長刀細刀を奈加太遲短刀を能太知と訓して保竹太知といふものなし西宮記もおなじく長劔のみにて細劔は見えず枕草紙にほそたち見えて江家次第は長劔とたかひにのせたり後の裝束諸抄のときは細劔としるして長劔をいはず京極黃門の明月記第九の卷一條禪閣の桃花葉葉などに長劔といふことあり次の卷代刀又其次之卷禪閣の所に引たり他書今彼是照しておもふに皇朝禮容の細劔といふに引たり

精次御車

又云建曆元年十月廿一日少將爲行幸召仰東帶細太令參内云々三年七月廿五日公卿勅使發遣日也於大炊御門鳥丸西見物(中略)次殿上人或不見知少將實經朝臣平緒細太刀身東帶東帶弁經高朝臣東帶中將時賢朝臣東帶雅經朝臣東帶賴房朝臣東帶公俊朝臣東帶

次將裝束抄云東帶催之時私著東帶供奉之日猶細太刀平緒猶具隨身無其難又雖東帶於衣冠催時者野劔是常事也於野劔者不可具隨身凡細太刀平緒之時必相具隨身禁中諸院之外隨身之時必帶野劔取笏有兼日催者細太刀平緒相具隨身耳

又云假令於里亭見火若聞不應事馳參者先必著宿衣可馳參卒爾周章事布衣不憚抑如此之時東帶細太刀之類努々不可有之由古賢誠之世俗淺深秘抄云細劔柄尋常較也然而加倍良木常事也又云次將勤本府役時帶細劔間付丸緒帶之五位將或帶野劔然而古賢甚難之

助無智秘抄云試樂日青色野劔裝束尻鞆平緒綠鞋插頭竹葉但中務丞兵庫助等雖帶劔無尻鞆是細劔也吾妻鏡云承久三年正月廿七日今朝於法華堂修故右大

の太刀をふるくは奈加太知とのみいひしを一條院の頃には保竹太知ともいひて後にはまれにはもとの名を呼ひとなへては保竹太知といふことにやなりけん又足利家の時世に長太刀といふものあり専ら關腹の用にしてこの長劔とはいはく異なるものなりそはこの卷の奥に出しぬ軍器考に和名抄の長刀としるせし物は近代の野太刀長太刀中巻なといふ物のたぐいにやと記したれと猶しからず

○細劔
江家次第云左右衛門近衛次將荒手結野劔革結尙可用細劔丸緒一歟

又云兼五位元服加冠祿女裝束一具或東帶或加太刀本東帶時細太刀自餘野劔親昵公卿取之

平治物語云光賴卿勸修寺左衛門督光賴卿殊ニアツヤカニ東帶引緒時給細太刀ヲオトナシヤカニ帶給ヒ玉海云安元二年三月此日公家被奉賀太上皇法皇五十寶算云々舞人裝束(中略)螺鈿細劔青緒平緒明月記云建久七年四月廿五日可參陣由先日領狀之處自威爲御共召有召午時許參入卷細相具細太刀又云建仁三年七月十五日參殿女院御所明日春今日賜舞人裝束云々十六日未明人々漸參入云々前前公達諸大夫相交布衣半靴(中略)次御前如例弁光親東少納言師定布袴細太刀

臣第三年追善(中略)加布施太刀一腰先公家後伊豫中將實雅取之

承久記云實朝建保七年正月廿七日若宮へ參ツカセ給ヒテ車コリオリサセ給ケルカ細太刀ノ柄ノ車ノ手カタニ入タリケルヲ知セ給ハテ打ヲラセ給ヒヌ

枕草子云ほそたちのひらをつけてきよけなるをのこのもて渡るもいとなまめかし
新撰六帖信實朝臣世の中を思ふころもほそ太刀のさやは丸えのつまりはつへき按夫木抄二句をおもふ心とし三句をさやまかつらははとしたり共にさたかならず
按、細太刀は即長劔なることは既に前條に辨しぬこの物に飾劔螺鈿木地螺鈿時給螺鈿細劔沃懸地時給などいふくさくの製あるなり

○野劔
和名類聚抄云短刀兼名苑云刺刀和名能短刀也西宮記云人々裝束野劔公卿布袴時著革緒用之衛府平緒革緒隨使用之庇設難雜役用野劔云々侍從中務輔等不著野劔雖宿衣直衣時尙用細劔平緒等

江家次第云參内日冠垂纓關腹胞木地螺鈿劔巡方帶銀魚袋發向之時改裝束冠直衣野劔鹿皮尻鞆半靴中右記云承久二年八月三日及夜半有燒亡皇居大炊殿

著著直衣相具宗成所馳參也主上御腰與出從西陣(中略)予帶野劔著火長胡蘇也

吾妻鏡云治承四年九月十日己未甲斐國源氏武田太郎信義一條次郎忠頼已下聞石橋合戰事奉尋武衛欲參向

于駿河國而平氏方人等在信濃國云々仍先發向彼國去夜止宿于諏方上宮菴澤之邊及深更青女一人來于

一條次郎忠頼之陣稱有可申事忠頼乍惟招于火爐頭謁之女云吾者當宮大祝篤光妻也爲夫之使參來篤光

申源家御祈禱爲抽丹誠參籠社頭既三ケ日不出里亭爰只今夢想著梶葉文直垂駕革毛馬之勇士一騎西

揚鞭畢是偏大明神之所示給也何无其恃哉覺之後雖可令參啓侍社頭之間令差進云々忠頼殊信仰自求

出野劔一腰腹卷一領與彼妻云々十月六日未尅新造公文所吉書始也(中略)公私有引出物上分御馬一匹下各野

劔一柄云々又云建久元年十二月二日壬午晴右大將家御直衣始也藤丸薄色堅文織物奴袴出薄色紅梅褂野劔

禁秘抄云近邊有火之時將佐柏夾帶野劔如法寄與程帶弓箭

大臣齋院ニ參時布袴ニ野劔ヲ帶ス

鑑囊抄云足モ无クテ大ナル太刀ヲ野太刀ト云ハ鷹野ナトニ持太刀歟野太刀ト書事不見及三寶名義抄并和名短

刀又ハ野劔ト書テノタチトヨム野ニ持ツ義ニアラス野ノ字目テ云論語云先進禮樂野人也後進禮樂君子也ト貴キヲ

ハ君子トシ賤ヲハ野人トス又野僧ト云ハ卑キヲ云無容儀ナル事歟爾ルニ太刀ハ身ニ佩物ナレハ是以下ノ裝束アル

ヘキニ纏靴ナトモ无クテ異體ナレハ卑劣ノ義ヲ以野ノ劔ト云歟但先ハ短刀ト書ク太ヲ略スル也殊短ノ字アリ豈大

太刀ナランヤ情是ヲ思フニ今ノ打刀ナルヘキ歟和名等其外古キ物ニ打刀ト云名ナシ近頃云出セルニヤ結局是ヲ内

刀ト書ク内ニテ指刀ノ大ナルヘキ事歟推テ是ヲ云ハ建武ノ頃ヨリ大太刀多成ト云フサレハ太平記ニモ元弘元年ニ

山徒ノ都ヘ寄タリシニ丹波國人佐治孫三郎カ太刀ヲハ其頃曾テナカリシ五尺三寸ノ太刀ト書リ知建武ヨリ多ク

成ト云事ヲ當時ハ天下一向大太刀也是ニ引レテ古ヘノ短刀ヲ長ク成シテ野太刀ト云故ニ昔ノ短刀ヲハ今打刀ト名

ツクル歟角大太刀ノミ多キ事ヨモ人ノ力ノ悉ク昔ニ勝ル事ハ侍ラシ

按、和名抄短刀をもて野劔にあてたるは猶長劔に長刀

劔ムラサキカワシヤヒラシカイヌノオヒラナリ飾抄云野劔近衛次將外衛佐等常令持之相具旁卒爾隨

役之時多聞此劔也或宿老公卿高位之人令持之或付又云宿老次將騎馬之時宿衣之催著東帶用革緒野劔

不具隨身或又具隨身常事也修正御幸多如此又云仁安二十一廿七殿記曰攝政春日詣依院宣勤仕前

驅衣冠騎馬之間帶劔野太著半靴少將隆房少將光能衣冠

次將裝束抄云臨時祭庭座役人束帶如例但不馬腦帶多令持野劔不具隨身或持細太刀結具隨身心々

各別府院云々又云山大衆參陣時(中略)直衣著衣冠帶野劔弓狩胡蘇冠

西三條裝束抄云凡野劔ニナリテハ時繪螺鈿シテハ差別ナキト見エ侍ル也建久元年十二月二日右大將賴朝直衣始

ノ時革緒ノ野劔ヲ帶ス元永二年二月十四日法性寺攝政大將ノ直衣始ノ時ニ野劔ヲ用ユ文治四年正月廿七日月輪殿

下氏ノ長者ノ後始テ春日ノ社ヘ參詣ノ時衣冠ニ海浦ノ野劔ヲ帶ス先例小狐ノ劔ヲ用ユト云々同日内府道二位中

將長保同衣冠ニ野劔ヲ用ユ康和三年四月祭ノ日久我内

細刀の字をあてたるかとし扱この野劔は專警衛の爲にはく太刀なれば武官常にこれを用ひ文官も非常の時

これを用ふ細劔の時は必隨身を具し野劔の時は具せずなどもいふは是なり是も螺鈿時繪螺鈿木地螺鈿などの

製あり又の太刀といふもの此外に一種ありそは此巻の末に出して名義も其所にいふへし

見たるは古に細小刀なといひし類後代に打刀機刀なといへる物のたぐひなるへしと記したれと猶しからず

○衛府太刀 長門本平家物語云 信連御所の案内は知たり今は

かきりと思ひければあそこをひつめて丁ときりこゝにをひつめはたとさるのふつらもとよりふるものにてるふ

の太刀なれともみをは少心得てつくらせたれともあまりにうたれてゆるみければひさにあてゝをしなをし

て又廿よ人きりふせたり 又云 高倉宮御 幸の條 のふつらはうすあをのかりきぬのしりまへ

よられたるにるふの太刀はきてつるふくろうしろへをし まはして

源平盛衰記云 五節夜 今夜五節ノ御出仕ニハ僻事出クヘキ 由申シ奉リ候御共ニハ家貞參ルヘシ御ハ、カリナク御出 仕アルヘシト申ケレハ忠盛然ルヘシト召シ具ス家貞ハ

布衣ノ下ニ蒔黄ノ腹巻衛府太刀帯キ烏帽子引入袖額テ殿上ノ小庭ニアリ
布衣記云太刀事六位の時は衛府の太刀五位にては平さやをも可用衛府之時は五位六位までも帯劔なり馬上時同前押打の時は中間持也本家にて御しやくをも取御給仕をも仕時は太刀を取なり

按、衛府太刀といふは野劔のこと也野劔は近衛次將外

衛佐等用るものなれば俗に衛府太刀といふ既に衛府太刀と稱すれば専警衛の爲實用を本とせしこと知ぬへし

しかるに平家物語に信連もとよりふるものにてるふの太刀なれと身をは少し心得て作られたれともとしるしたるはや此頃なへては本意を失へりと見えたり此太刀は皆平鞘なるに布衣記にわかちていへるは藤繪野劔を打まかせて平鞘太刀といふか故なり衛府を讀て陽のことく呼ぶか習ひなるから近世おもひ誤りて絲巻の太刀を陰の太刀といふことあるにや極たる妄りことなり

○武太刀

吾妻鏡云建久元年十二月一日辛巳右大將家御拜賀也云々

續屋藤太有季直衣折持御劔直衣の服なり
花園院御記云正中二年十二月十一日丁亥今朝書關東狀

古事談云山林房覺遊ト云侍散藥ヲ共ニ具シタリケルカ奈良法師ニテ帶ニ大劔ニ武勇甚之者也

平家物語云いこの條ともゑは色しろくかみなかくしてよ

うかんまことにひれい也(中略)くきやうのあら馬のりあく所おとしいくさといへはまつさねよきよろひさせ大たちつよゆみもたせ一方の大將にむけられたり

長門本平家物語云十郎藏人行家被討條十郎藏人は金作の太刀左手

に持給へりつはを後生菩提のためとて熊野山へ誦經に參らせ給へり右手には三尺五寸の大太刀ぬきもちてぬりこめの前にたちむかひたり

世鏡抄云牧狩之事走時モ追時モ腰刀ニ心ヲコメヨト云へリ長具足ハ鎌倉薙刀ノ間タルヘシ大太刀長太刀持スヘカラス

源平盛衰記云高綱渡字治川條信濃國住人根井大彌太行近ト名乗

テ樹直垂ニ小櫻威腹巻ニ洗皮ノ大鏡重テ三尺六寸ノ大太刀ニ廿四サシタル黒ツ羽ノ征矢負テ云々

承久記云山法師ハカチタチノ達者也其上大太刀長刀ヲ持

テ重クウチケレハ武士ハ心コン剛ナレ共小太刀ニテアイシラヒ戦フ程ニ九人カ中人ハ極權ノ際ニ被切伏

太平記云住吉合戰條楠カ勢ノ中ヨリ年ノ程二十計ナル若武者

其辭云男子誕生事承悅之趣以三仲詮令申者也云々朕所遣劔時繪野劔也長使埋之時ニ菊枝花ノ所々交貝帶取業事續ノ菊也柄帶方不透之伏ノ鮫也前右府云野劔加貝事不可然螺鈿野劔作様各別也如此劔號武劔云々故入道相國説云々而此劔故入道左府進院御方御物也定有子細之歟但自然忘却歟如何尤不審然而無他劔之間今度遣之

○大太刀

日本書紀云武烈天皇太子歌曰飲夜陀撥鳴多黎播枳多撥農カヅトモスエバカシテモアハムトッオモツ智備登慕須衛婆陀志氏謀阿波夢登茹於謀賦誰不須衛婆拖志豆謀也阿波夢登茹於謀賦過思也○按多黎播枳は重帯なるべし後代下佩前垂帯

釋日本紀云依夜陀撥鳴刀也多黎播枳多撥豆立也農智備登慕誰不須衛婆拖志豆謀也阿波夢登茹於謀賦過思也○按多黎播枳は重帯なるべし後代下佩前垂帯

るほし折云ちやうはんこれをみて扱いかによけたとの小兵承てえものはいくらも候八十四のかはこをきり戸の

わきにつむたるは只たからのやまのことし四十二匹のさうた三匹ののり馬いづれもみなよきむまにて候四十餘人の兵士のものゆみやなくひ大たちおつとりそへ用心する

ていには見へ候得共れいのとうつきをあつるならばきやつはらはみなえんのしたへかくれうすむもかはこもやすくくとらうする

和田新發意源秀ト名乗テ洗皮ノ鏡ニ大太刀小太刀二振帶テ六尺餘ノ長刀ヲ小脇ニ挟ミ閑々ト馬ヲ歩マセテ小歌歌

テ進ミタリ

明德記云トテモ討死センスレハ下ヨ滑良ト云儘ニ二人ナカラ下立テ垣屋大太刀ナリケレハ馬ヲモ人ヲモ立破ニセント小脇ヲスカイテ打ケレハ云々

應永記云大内今ヲ最後ノ軍ナレハ不借身命自北南ニ

切テ出テ自西東ニ破テ入自元好ミノ大太刀ニテ四方切リ八方拂ナト云兵法ノ手ヲツクシテ切テマハル向フ敵一人モ無不被討

嘉吉物語云去程に影安いせんあたや射つる事をむねんにおもひければ安積なればとて鬼神にてもあらしと馬より下にとんており安積とのいさやくまんとて六尺あまりの大たちをまつかうにさしかさしかりけり

應仁記云爰に四國住人一宮入道勝梅フスへ革ノ腹巻ニ同

毛ノ五枚甲ニ高角打テ居頭ニ著七尺三寸ノ棟ニ錢ヲ伏程ノ大太刀ヲワキニ昇込テ云々

鴉鷲合戰物語云正義師行條信乃守七郎か太刀をとりよせて見

るにかりおもはしからす一ゆりくみてみればことのほかにゆはめきていかにも太平ひろくさきつりに一そりを

りてこしよはくうちふれは手のうちにてかふりをす信乃
守はいはくかゝる太刀をもちては思はずにけかをすへし
されは物にあはせ給はぬはこれかくちをしく候大太刀此
かゝりにては何の用にもたち候まし恐身わかさかりに信
濃のかたにてもちて候太刀御めにかくへく候七尺三寸候
馬上にてはちとおほきに候といふを見ればけにも七尺に
もあまるらんとおほしきかすをくれに三間さかりて二
寸よりたひらせにははきもとにし、ををいて分よりは
厚くまつすくなり柄三尺四五寸にみえたり
又云敵はまつ本陣へむかふへし中嶋と神宮寺との通西の
廣芝の古堤をまへにあて、ひかへ歩武者は大太刀大具足
ともにて堤のかけにかいそはみてさしうつふいて敵にき
つとしらすへからす

松隣夜話云河中島合戦ノ砌リ御召ノ放生月毛勞レテ死シ
下リ立玉ヒケルヲ和田木兵衛己カ馬ニ奉レ乗餘多ノ敵ヲ
主從ニテ凌キ始終不レ奉レ放供奉シケルヲ高梨山中ニテ如
何ナル故ニヤ例ノ大太刀ニテ打捨ニ被レ成夫ヨリ只一騎
ニテ御入城座ス

北條五代記云 三浦介道寸父 于滅亡之候 荒次郎は家につたはる重代五
尺八寸の正宗の大太刀をぬき持て大聲をたてきつてまは

何共無ニ覺悟ニ而候由返事申候乍レ去先座敷の傍に便よ
からん所に立置案内申され候て可レ然候か駈と仕たる法
様は不ノ存候又見及はぬ由申たる旨しるし置候以レ之可レ
在ニ分別ニ候

鑑囊抄云足モ无クテ大ナル太刀ヲ野太刀ト云ハ鷹野ナト
ニ持太刀歟野太刀ト書事不見及三寶名義抄并ニ和名ニ
短刀又ハ野劔ト書テノタチトヨム野ニ持ツ義ニアラス目
テ云論語ニ云先進禮樂野人也後進禮樂君子也ト貴キヲハ
君子トシ賤ヲハ野人トス又野僧ト云ハ卑キヲ云無容儀ナ
ル事歟爾ルニ太刀ハ身ニ佩物ナレハ是以下ノ裝束アルヘ
キニ譯體ナトモ无クテ異體ナレハ卑劣ノ義ヲ以テ野劔ト
云歟但先ハ短刀ト書太ヲ略スル也殊短ノ字アリ豈大太刀
ナランヤ情是ヲ思フニ今ノ打刀ナルヘキ歟和名等其外古
キ物ニ打刀ト云名ナシ近比云出セルニヤ結句是ヲ内刀ト
書ク内ニテ指刀ノ大ナルヘキ事歟推テ是ヲ云ハ建武ノ比
ヨリ大太刀多成ト云フサレハ太平記ニモ元弘元年ニ山徒
ノ都ヘ寄タリシニ丹波國人佐治孫三郎カ太刀ヲハ其比會
テナカリシ五尺三寸ノ太刀ト書ケリ知ヌ建武ヨリ多ク成
ト云事ヲ當時ハ天下一向大太刀也是ニ引レテ古ヘノ短刀
ヲ長ク成シテ野太刀ト云故ニ昔ノ短刀ヲハ今打刀ト名ツ

家中竹馬記云大太刀をも持するなり持に若人は似合てよ
し無爲の時諸家の供乗持せぬは稀也金裝束銀のなかない
なと目に立拵也共馬上の跡に行くへし

又云大名の大太刀を持せらるゝ時は馬上の左の方御小太
刀より先なり御輿の時も同前大太刀は何時もかたけて持
也

東遷基業云眞柄十郎左衛門は勇力人に過て大太刀を以て
働きけるか參州方の兵向坂式部と渡り合草摺のはつれを
一槍つかれければとも物の數ともせず大太刀にて打拂ひて
向坂か胃の吹返しを打碎くあまる太刀にて槍を打落す

按、上古大太刀といひしは佩くへき太刀のよのつねよ
り大なるをいへり中古より殊に長大になりてみつから
背に負ひもし 下に出せる一 從者に持せもする物出来たり
近世は長大の刀をも大太刀といふにや

○野太刀

大内問答云打刀并長具足可レ被レ進哉事長具足の事は何々
を長具足と可レ申哉のよし先々より不審申義候長太刀野
太刀小劔の事は先年山名左衛門督殿へ古殿美濃守殿より
酒半に長具足被レ進候に出様之事祖父貞親に被レ相尋ニ時
ハ侍ラシ

按、大内問答長道具書つらねたる所に長太刀野太刀小
劔といひて大太刀をいはず家中竹馬記には大太刀長太
刀といひて野太刀をいはず野太刀は即大太刀なるへ
し抑いにしへ大太刀といひしは只常の太刀のやゝ大な
る物也中頃よりやうやく長大になりて終には帯くへか
らざるに至れり其後帯くへき物ならねは用なき足をも
付す裝束をも略して打刀の誠に長大なる物となり又身
の中程より本を巻て中巻の野太刀など、名付たる皆か
の大太刀より其利のうつり來て接戦にたよりよからん
ことをむねとしたるなるへし掛懸囊抄に野太刀といふ
は野に用る義にあらず卑劣の義なりといひたる承け難
くをおほゆ郊野の野と朴野の野と漢字は一なれと和訓
はいかてか混すへき今おもふに先衛府の太刀を野劔と
いふは元來武官警衛の爲に帯く料なれはもと實用をむ
ねとして毛抜形芝引などの金具をまうけ革結を付たる
物也花傍を專にせし朝義の細劔にむかへてこれを野劔
といふ行幸の日殿上人帶レ之壯年の公卿の將春日行幸
に用る常の事なりなとも見えたるは野は猶郊野の義な

る事明けし又長大なる太刀を野太刀といふは此もの廣
場の戦をむねとして殿舎の上に用なきゆゑ野太刀とい
ふ野といふは皆郊野の義也和語にのといひて賤き意に
用ひしこといまた其例を聞す

○中巻野太刀名一覽

富樫記云將ニ政親ノ得手具足藤右馬尉カ打タル白柄ノ長
刀柄モ六尺身モ六尺有茅葉ノ如ク曾利推立弓手ノ方ニ持
峰枯立ノ櫂ノ捧長切八尺八角ニ削六十四ノ鐵ノ鏃必爾
々々打妻手ノ脇ニ被立將ニ藤島友重鍛澄シ打九尺三寸
ノ大太刀中程ヨリ鋤本迄手細ヲ以テ吉利々々ト巻キ推立
テ被置

慶長見聞記云畔柳カ組ノ者大方三河ノ者ニテ御旗御長柄
ノ役ニテ候今度是ハ中納言様御供ニ上リ候ニ付俄ニ八王
寺ニ居ケル五百人ノ者參リ御長柄カツキ申候御長柄ノワ
キニ大和納言ヨリ進ラル、中巻ノ野太刀ヲカツキ御供
申候

按、富樫記に見えたる中程より鋤本まで手細を以てき
り〜と巻たる大太刀當時是を何とかいひけん其名は
知るへからされと慶長見聞記の中巻野太刀關八州古戦
録の長巻大太刀見聞雜録の長巻といふもの即是也

太閤記云 山崎の有功交カ 佐々小姓馬廻り巻く城を攻させ手
前には小々姓十人計使番の者十騎長巻五十人 長巻は三尺餘
やなしに柄四尺餘にしてかち立の士に持せしなり信
長公すき給ひて百人御先に立候し今世はまれなり 傍弓二十人なら
てはなし

按、長巻は即前の中巻野太刀長巻大太刀の略語なり 長
巻とも中巻ともいふは中持を今長持といふ下野國長沼を中沼とし巻の類なり そのものはいとはやく世
にありて長享の頃富樫介政親カ得手具足なりしことは
前條に引たる富樫記に見ゆ見聞雜録の豊臣太閤より始
れりといふはありこし制によりて便利を加へられたる
にやあらん

○長太刀

家中竹馬記云大太刀并長太刀などは座鋪に立て置て進
る由をも云也大成物はか様にしたるか自他のあつかひよ
しと云々

又云長太刀をは引さけて持て柄を人の左へなして是も峯
の方を人の方へなして置也

鮫川親俊記云天文十一年七月二日庚戌粟津修理揚弓御御
酒まいらする貴殿御長太刀被遣之云々

大内問答云次に長具足の事は何々を長具足と可申哉の
よし先々より不審申義に候長太刀野太刀小鍵の事歟

○長巻太刀
關八州古戦録云 謙信後巻
無雙齋條 輝虎ハ甲冑ヲ帶セヌ黒キ木綿ノ
道服ヲ著シテ(中略)健ナル若モノ十六人撰出シ鹿ノ角打
タル兜蓋ヲ著セ五尺計有シ牛鉾長巻ノ大太刀ヲ擔ケサセ
眞先ニ押立云々

○長巻

見聞雜録云羽柴筑前守秀吉播州を拜領し年來の大望成就
し手勢九千餘人引具し江州を打立給所に秋中より蜂須賀
稻田に被申付近江美濃の透波率人士其外百姓坊主禰宜
何にても此度奉公望候は、秀吉出勢の節可罷出當分は
播州一ヶ國なれ共往々中國十六ヶ國を被三宛行間手柄次
第大身に成んは此時と催しける程に三日の間に走寄し者
共二千八百人透波三分二也此節今少催して見よ是等は士
の心掛と見えたり支度の不、成者は大小刀は中へ竹を指
ても不、苦す段々中の身を拵へし軍の節は鍵を此方より
可三宛行 鍵不調法の者には長巻を可遣と被觸見此頃
の長巻といふは新身の業物を三尺或二尺五六寸七八寸に
打せ柄を三尺細繩にて巻たり依之長巻と號し近年長柄
の跡に立大將の馬廻り小人中間の腕先強き者に爲持候
か他家になし信長家にて秀吉の仕始られし事なり

惟任征伐記云魁之兵不、掉面懸前立弓鐵炮差取引取射
退排衝衝出追拂押込敷討防敵ト固六具荒手入替々々
攻來素膚帷一重心剛雖勇長太刀大打物揃刀攻入

西國發向記云二三日之間究三普請取向木津城其交五十
丁有入海入川常無徒渡然兵馬遊波歩兵鎗長太刀突
杖人馬塊一手互手々取力草云々

愚耳舊聽記云 尾崎三日内
逆心之條 御門へよせし町人とも鍵長太刀
にて打立々々責ければ云々

矢島十二島記云天正十四年九月廿日に矢島殿へ最上との
より御使者參り候其御口上之趣五郎との御事諸人に勝れ
長太刀杯御遣御武名かくれ無御座候間大間様へ申上候
得は明年罷登之節同道候は、逢可申旨被仰出候依之
明年同道可仕候旨被仰遣候へとも實儀に不、被思召
候之ゆへなが、御返事被成候被成候の上

按、中頃より以來大太刀の外に又長太刀中半太刀など
いふもの出來たり其別いかにありけん未だ考へ得ず長
太刀も中半太刀も主人與馬の時にはかたけ歩行の時は
引さくれと大太刀をはいつもかたくるよし見えたれば
長太刀中半太刀は大太刀よりや、寸のつまりし物と聞
ゆ近世に至りては長大の刀を大太刀とも長太刀ともい

ふにや

○長刀

和名類聚抄云唐令云銀裝長刀又云細刀和名之路加部久利乃奈加太連源平盛衰記云圓滿院大輔ハ赤威ノ鎧ニソリカヘリタル長刀ヲ以テ平等院ノ門外ニ進出テ云々

明徳記云柿屋ハ五尺三寸ノ太刀滑長五尺二寸ノ長刀ヲ以敵八騎ヲ手ノ下ニ切テソ落シタル

○中半太刀

御供古實云常々御供の持せ候はんする太刀のふんせいの事小太刀一中半太刀一打刀一以上三可然候總別太刀打刀計可然候乍去めしつかひ候事も候は用心に一振用意候又時宜により半太刀は不持候其可然候

家中竹馬記云太刀持たる中間は馬の左に身通り也右の肩にかつくへし此外に中半太刀を持せは馬の右に身通りより跡なるへし諸家の内者などは悉このさためなり

又云御出仕のとき諸大名も御小者并御太刀持し御中間御中半太刀持たる御中間御長太刀持たる御力者など御門の内内にあり云々御中半太刀は御馬にも御輿にも召れたる程はかたけて持也御おりあれば引さけて持御長太刀も同

前

風呂記云中半太刀御中間に渡様中間の右に持様にしてよこに渡之
和翰集要云太刀之寸法之事野太刀ハ三尺八寸大太刀ハ三尺三寸中半ノ太刀ハ二尺七寸討刀ハ一尺八寸小サ刀も一尺八寸
萬葉之書云中半太刀の事引さけて出石突をつき少取込兩手にて横たへ出すへし請取大方太刀の心得なり口傳
按、和翰集要にことくしく太刀の寸をしるしたるは近世一家の定めによ古記中に見えたるものと皆かなはず
○小太刀
平家物語云ゆみながたてのかけよりしらえの大きなななもつたるをとこ一人うちふつてかゝるみをのや十郎こたち大きなななにかなはしと思ひけんかいてにければやかてつゝいてをつかけたり
義經記云辨慶落中にて人扱は見參に入らんとて太刀をぬひてとんでかゝる御さうしも小太刀をぬいてつゝいものもとははしりより給ふ
古今著聞集云ちいさき太刀をひつそはめて持たりけるをぬきてとひさまに基盤の角を五六寸計をかけてよこお

りなく切て入にけり

太平記云將軍上阿保肥前守忠實ト中略三尺二寸ノ豹ノ皮ノ尻鞘カケタル金作ノ小太刀ハキンヘテ

又云山陰見物衆ノ中ヨリ年十五六計ナル小兒ノ髪唐輪ニ上タルカ麴塵ノ筒丸ニ大口ノソハ高ク取り金作ノ小太

刀ヲ拔テ快實ニ走り懸リ甲ノ鉢ヲシタ、カニ三折四折ソ打タリケル後ニ誰ソト尋レハ海東カ嫡子幸若丸ト云ケル

宗五大雙紙云人の内衆辻かため門役の時小太刀をもたせられ候か能候

明徳記云義弘敵ハ小太刀ト見エタリシカハ手本へ近付ケ勝負ヲ決セント思ヒケレハ長刀ヲ莖短ニ引ソハメテユリ

カッシテソ待タリケル

武雜記云御門役辻固の時打刀もたせられ候事も不苦候得共小太刀を被レ持候事本儀にて候小太刀もあまり金作はあしく候

文正記云聿中斐總領千菊丸其齡十有二中略家傳幼童時

代々初著普代卯花緘鎧綿上抓抛掛肩上帶縮草摺短著下

金造腰刀指添五明結降銘作小太刀云々

藤葉榮衰記云或時岩瀬御曹子遊給ヒテ御坐ス處へ金銀鎧

結構ナル裝束花車ニ拵ヘタル小太刀ヲ盛氏公御自身持テ出給テ岩瀬御曹子へ被レ進馬具寸法記附録云就御參内松永彈正少弼久秀より伊勢守貞孝へ被レ尋申一條々事中略下馬にては小太刀を自身持申歟事
年中恒例記云御供衆は御供之同朋迄小打刀ヲ持ヒツシキノ上ニ著座走衆ハ小太刀也
御供古實云御門役辻堅御こしそへなとに御參候はん時つは刀御持候はんするよりも小太刀可然候指て不苦候得共れうしに相見候只小太刀被レ持候事可然候
諸大名衆御成被申入記云門外四五町の間は被官衆數多辻固に可有之各其衆は小太刀をもち敷皮にて可有之也
御成の時敷皮を退て各畏いかにも尊居たるへきなり
家中竹馬記云賀茂八幡其外邊部への御供には太刀を帶うつほを付也わかき人は自然大なる刀をさしたる時太刀をはかぬも不苦但略儀なりちいさき刀に小太刀をはくへき事本儀也
松隣夜話云中澤供ノ者五十餘人御坪ノ内ニ於テ切害ス中略苦桃伊織家來淨眞ト云者小太刀ヲ以テ走廻リ續テ七人迄敵ヲ討

懷中記云元祿十四辛巳年三月十四日復奏之儀式也於殿中内匠頭拔小太刀討上野介

○帶副太刀名二意

平治物語云合戰條金子十郎家たは矢たねも皆射盡し弓も引おり太刀も打折ければ折太刀を引さけてあはれ太刀哉今一かつせんくと思ひてかけ廻る處に同國の住人あたち右馬のせうとをものとせ來れば是御覽候へ足立殿打て候御はきそへ候は御恩に蒙り候はんと申ければ折節はきそへなかりしかとも御邊か乞ふかやさしきにとて先を打せたる郎等の太刀を取て金子にそあたへける

比類無ト御威アツテ是ヲ以テ今一合戰ト仰下アツテ御帶副ノ御太刀ヲ義弘ニ被下云々
按、大太刀を帶たる上に又は小太刀を帶副とも又脇差太刀ともいふなり天照大神のますらをの貌をまねひて十握劔に九握八握の劔をはきそへ給ひしこと日本紀に見えたり

○脇差太刀

判官物語云忠信吉野山合戰條たのふはやかて御まへにそ出たりけるみつしけめゆひにしらほしのかふとのおをしめたんかいこうよりつたへたるつらいといふたち三尺五寸有けるをはいたりけり判官より給りたるこかねつくりのたちをはきそへにそしたりける

太平記云最勝殿之時及關原條紫宸殿ノ東樂殿ノ前ニハ南都ノ大衆西ノ長階ノ前ニハ山門ノ衆徒列立シタリケルカ南都ノ衆徒ハ面々ニ脇差ノ太刀ナント用意ノ事ナレハ拔連テ切テ懸ル

○枕太刀

太平記云慶安御前八幡被奪條惡源太御前ヲ立テルヲ將軍暫トテイツモ帶副ニシ給ケル御所作リ兵庫鎌ノ御太刀ヲ引出物ニソセラレケル

萬葉集云麻久良多知己志爾等里波伎麻可奈之伎西呂我馬伎已無都久乃之良奈久
萬葉集仙疊抄云マクタクシコシニトリハキマカナシキセロカマキコムツクノシラナク云々マクタクシハマクラタチナリセロカマキコントハセロハ男ナリマキコンハマキコム也マキコムハマウテコム也ツクノシラナクハツキノシラナク也○按、律師の見たる本には麻久良多之とありしな
按、枕太知とは枕刀枕太刀などいふ例にて常に身のか

たはらに置て不虞に備ふる太刀をいふ別々その制あるにはあらし

○持太刀

三内口決云常々可令持太刀哉否事本式之時ハ布衣ノ侍平鞘之行平菊一文字之名作也平鞘鞘は除地高時輪廻金白太刀名作也昔浦津取也當時之持太刀是は一向内々之物候雖然平生器内或諸家會合之庶衣冠直垂之時可持太刀道理なり乘輿之時ハ持太刀入輿之内若長者騎馬之人帶之乘馬之時ハ騎馬之人帶之勿論

か銀のうちさめ又もたせ候太刀はくろ太刀とてさやぬりおとしつかさめをかけて黒くぬるかなこしやくとううけ彫けはりなこたるへしめぬき我家の紋を焼付にすへし帶取萬浦津足間もつかもまかす是を黒太刀と云
鎌倉年中行事云公方様御發向事(中略)御腕ノ者兩人其外ハ召替之御馬ニ副御番役力者二人其跡ニ弓箭負タル中間十八モ廿人モ又ハ六人モ八人モ依三分限可召具其跡對ノ太刀持タル中間是又人數定事ナシ

御産所日記云若君御誕生永享六年二月九日寅刻天晴風靜也十三日五夜御祝御所様御成今夜二階堂大夫判官伊勢守波多野父子伊勢八郎左衛門海老名七郎設樂三郎松田但馬守御太刀一腰各被下皆々持太刀同大草ニ被下

羽尾記云木内ハ能登守ヲ目カケ是モカチ立ニナリテイサミカ、ツテ丁ト打能登守待モウケタル事ナレハ持太刀ニテ丁ト打然トモ木内カタナハ二尺八寸海野太刀ハ三尺三寸殊ニ茶磨破トテ異名アリ備前長光也

蛭川親元記云文明十五年癸卯六月十七日戌寅御山莊御移徙來廿七日御禮事可觸申候間以齋藤小次郎奉之赤松殿御太刀三千匹赤松伊豆孫次郎殿御太刀御馬代三百都倉孫右衛門尉御太刀金吉千匹云々

大内問答云太刀かたな銘によりて引出物に成申さす候哉同中心きりたる刀又無銘の太刀かたないかの事銘によりて御引出物には不成候常には不苦候其時は目録にも持と付候又中心切たるも同前式々の引出物には不可然候

御事始記云永正十五年七月五日下午京三條御所御普請始御事始總番奉行以下御普請始御事始之御禮御太刀二振進上面々ニハ持太刀也總番以下ハ金也云々

伊勢貞順記云目録に太刀の銘を付候事勿論なり持太刀なれば一腰のわきに持と付候又絲卷にて候へは是も一腰のわきに絲と付候又金ふくりんなれば金とはかり付候銘あ

る太刀は其銘をかならず認候したて以下可然太刀にて候へとも銘候はねは持と付候又當時はしりまいつかい太刀をも持と付候次に絲巻とは常のつかい太刀よりも猶以つきなるにて候さやはぬりさやにて候柄さやは常のこ

○禮太刀

蝮川親元記云文明五年八月十六日坂本執當眞金公方様御禮太刀千匹被懸御目若君様へ御太刀金伏輪御馬但目納之三結貴殿へ太刀金百匹

○遺太刀

當代記云慶長十六年四月二日右兵衛主常陸主大坂秀頼公へ爲三禮謝被三相下三右ノ遺物ノ事銀子千枚御太刀一腰遺太刀御馬一匹右ノ分家康公ヨリ秀頼公へノ御遺物也

按、これ專進物録物引出物等に用る太刀なれば遺太刀といふ其様は前條に引たる伊勢貞順記に見えたり

武家名目抄稿第二百七十五册

塙檢校保己一編

刀劔部八

○金銀裝束太刀

衣服令云衛府督佐并皂羅頭巾位襖金銀裝腰帶金銀裝横

建武年間記云武者所置可三存知三條々一金銀裝束太刀刀鞍

細々不可用一唐皮尻鞘切付等同斷

○刻鏤太刀

延喜彈正式云凡刻鏤太刀非三新作三聽三五位已上著用

○畫飾太刀

日本後紀云弘仁元年九月乙丑公卿奏言謹按中略去大同二年八月十九日下彈正三彥例云雜石腰帶畫飾太刀及素木鞍橋獨射行草鹿獐鹿皮等一切禁斷者臣等商量雜石易得造賣多人至三于著用三亦復難三損銅鈔具者以三漆塗成動易三別落三今難易各異價直是同爲三弊一也又毛皮之類不三聽三犯用三鞍具之要唯須三雜文三是以無賴之徒竊斃三牛馬三爲三弊二也又節會之儀蕃客之朝歲時不三絶必須三飾刀三今總被三斷恐

のかくのまのなけしによりぬ給へり

平家物語云河原原よしつねの其目の裝束にはあかちの

しきのひたれにむらさきすそこのよろひきてくはかた

うつたるかふとのををしめこかねつくりのたちをはき

又云宮の御さあしかか其日のしやうそくにはくちはの

あやのひたれにもえさにはひのよろひきてたかつのう

つたるかふとのををしめこかね作のたちをはき云々

長門本平家物語云成親被西光とりて參れとのたまひけれ

は重としか家子らう等ら空にもつけす地にもつけす中に

さけてまいりたりやかてめんとうの唐かきの前に引すへ

て入道は長絹の直垂にくろいとおとしのはらまきにかか

ね作の太刀かもめしりにはきなして尻きればきて中門の

簀の邊にたれたり

又云日吉神典小松の内大臣しけもり公にはかの事なりけ

れは直垂に矢おひてこかね作のたちはいてれんせんあし

毛のむまのふとくたくましましきに黄ふくりんのくらおきて

乗て伊勢伊賀兩國のわかとうとも三千よきあひくして東

おもてのさゑもんの陣をかためたり

又云頼朝征夷將康定色代仕て頼名簿をして可三參候へと

も兵衛佐のたちへ向て候しかは金作の太刀に九指たる征

損三國威三伏望三雜石及毛皮等悉聽三用三之三畫飾太刀者除三節會蕃客三之外將三加三禁制三鞍橋者除三桑葉三之外不三論三素漆三隨三心通用三庶民便三蒙三得三其所三并許三之

按、畫飾太刀とはすへていろへかきりて人巧を盡せる太刀のことなり後に劔劔といひて一種の太刀をさすか

○金作太刀已下三

延喜左近衛式云大儀大將金裝横刀中將金裝横刀少將金裝横刀將監將曹并横刀府生近衛并横刀

又左衛門式云大儀督佐金裝横刀尉志并横刀府生門部并衛士横刀

又木工式云供神料金裝太刀一口長三尺三寸料鐵四斤金薄六枚長功二十三人工十八人夫五人中功二十六人工二十人夫六人短功二十八人工二十二人夫六人

物具裝束抄云金作細劔大臣之外不用之

名目抄云金作太刀大臣已上著之銀作納言已下用之

平治物語云内裏勢あくゑもんのかみのふよりさやうはし

やうねん廿七あかちのにしきのひたれにむらさきすそ

このよろひにきくのまるをきにかへしたるすそかなもの

をそうちたりけるこかねつくりのたちをはきしゝんてん

矢一腰給て候き

源平盛衰記云 義經院 赤地錦ノ直垂ニ萌黄ノ唐綾ヲ疊テ坐

紅ニ威タル鍔キテ鍔形ノ甲下人ニ持セテ後ニアリ金作ノ

太刀帶タルハ云々

又云 高綱渡字 木曾カ從兄弟ニ信濃國住人長瀬判官代義員

ト名乗テ蒐出タリ赤地錦ノ直垂ニ黒絲威ノ冑鍔形ノ甲ニ

白駒馬ニ白伏輪ノ鞍置テソ乗タリケル金作ノ太刀ヲ披テ

向イケルニ鳥山ハ是ソ宇治路ノ大將ナル覽トミテ云々

義經記云 會那王 承安二年二月二日の朝はのに(中略)紺

地にしきにてつかさや包みたる守刀金作の太刀はいて

又云 忠信吉野 是を最期の軍せよとて金作の太刀の二尺七

寸ありけるにけんひかきてちはた心もおよはさるを取

出して給りけり

吾妻鏡云 文治二年三月五日癸巳 伊豫前司義經横ニ行所々今日太神宮

稱レ爲三所願成就奉ニ金作劔此太刀度々合戦之間所レ令

帶レ之也云々

又云 建久四年九月十一日 永福寺藥師堂供養也(中略)加ニ布施ニ衣一

領水精念珠金作劔一腰

又云 正治元年九月廿三日壬子 中將家入ニ御和左衛門依レ召奉レ送ニ神

馬 由毛吹殿 於ニ取方上宮下宮御分御劔云々

矢鳥草紙云大將とおほしき人のすゝむて出させ給ふ(中

略)二尺七寸のこかねつくりの御はかせあしをなかにむ

すんてさけ

長享元年江州御動座在陣衆著到記云常徳院殿様御動座之

御出立事香之御拾(中略)御腰物藥研藤四郎吉光也并金作

の御太刀也

武雜記云御走に被レ參候衆はかせられ候太刀古はふくり

もなく候今はふくりんの事は不レ及申大せつは小せつは

しは引迄も金にてつくり候を被レ帶候不レ可然候ケ様之

事は人體にもよる事候間いかにもくすみたる體可レ然由

申ならひ候よし

按、和名抄銀裝を之路加彌都久利と讀たれば金裝金造

金作ともに古加彌都久利と讀へし略してはこかねたち

ともいふ也凡諸書にうちまかせて太刀といへる大かた

家にては細劔をさし武家にては野劔をさしていふかこ

とし其けちめは引書の文意によりて知るへければ今一

一に辯せず以下皆倣レ之

○金太刀

○金劔

普廣院殿御元服記云永享二年七月廿五日大將御拜賀供奉

世俗淺深秘抄云金造劔尋常不レ用レ之宿老人用レ之

太平記云 關東大勢 長崎悪四郎左衛門尉ハ別シテ侍大將ヲ

承テ大手ヘ向ヒケル(中略)額額ノ鍔直垂ニ精好ノ大口ヲ

張セ紫下濃ノ鍔ニ白星ノ五枚甲ニ八龍ヲ金ニテ打テ著タ

ルヲ猪頭ニ著成シ銀ノ磨著ノ髓當ニ金作ノ太刀ニ振帶テ

云々

又云 正成天王寺末 心ヲ明ニ勘ルニ天下ノ反覆久シカラシ

ト憑敷覺ヘケレハ金作ノ太刀一振此老人ニ與ヘテ書ヲハ

本ノ祕府ニ納サセケリ

應仁記云 御軍合 中ニモ哀ト覺シハ三十三計ノ小兒ノウス

ケセウニカネ黒ナルカ花ヤカナル具足ニ袴ノソハ高クア

ケ金作ノ小太刀披テ軍兵トモノ先ニ進ミ政長ノ御方ニ志

アラン人出合玉ヘ打物シテミセ申サント名乗カケ出ル所

ヲ籤ノ中ヨリ射矢ニ胸板ヲ射通サレ伏タリケレハ云々

應仁別記云爰ニ目付ニ骨皮左衛門道源トテ多賀豊後守所

司代ノ時走舞タルカ手ノ者共京中山城脇ニ多カリケリ申

子細有ナレハ勝元吳服ノ織物金作ノ太刀ナト給ケレハ

應仁私記云若武者遠好絲具足金作太刀額當額當脇當腰當

小泉甲緒ヲシメ喉輪四手鍔刻小幡重藤弓(中略)思々ノ出

立輕一命

行列侍所 甲冑子時赤左衛門大夫入道性具俊 郎從三十騎召ニ

具之義雅著淺黄絲鍔帶ニ金刀金太刀ニ握ニ重藤弓ニ負ニ大

中黒箭ニ甲床木等僕持レ之云々

永享九年十月行幸記云御路之行列先前驅之笠持移馬の居

伺御威之舍人地下の前驅二人康任朝臣匡祐番頭八人の絹

帶刀十五番皆金薄之平文之直垂帶ニ金太刀

季瓊日録云永享十一年六月十八日假法疏御銘書レ之眞言

塔御頂戴太子堂御成煎點清水寺御參詣勝定院御燒香爲ニ

太子堂佛殿造營鍔一領金太刀金刀被レ寄ニ進之云々

隨兵次第云扱刀をさして太刀をばく太刀の事はこかねの

太刀又白太刀成へし

親元日記云自ニ武庫ニ飯尾彦六左衛門方ヘ御太刀 正被レ遣

之舊冬之御還禮也種村宰相方ヘ御太刀 金馬栗

義教公御元服記云義雅著淺黄絲鍔帶ニ金刀金太刀ニ握ニ

重藤弓

建内記云嘉吉元年三月廿六日室町殿令レ參ニ伊勢兩宮ニ給

日也云々廿九日丙寅今日御馬副 文清男 來演ニ御參宮之儀

云 中兩宮御進物金劔一腰 兼被レ付ニ御劔云々令持

○銀造太刀 以下六

扶桑略記云寛平六年九月五日對馬島司言ニ新羅賊徒船四

十五艘到著之由大宰府同九日進上飛驒使同十七日記

曰(中略)所取雜物大將軍縫物甲冑貫革袴銀作太刀纏弓
革胡蘇充夾保呂各一具已上附脚方多米常繼進上

天滿宮託宣記云天曆元年三月十二日酉時近江國比良宮
仁禰宜神良種加男太郎九年七歲留童仁託天宣久我レ可云事
有良種等聞我加像加作メ爾笏ハ我加昔持有リ其メ令

取止仰給フ良種等申久何處加候止答仰給久我物具ト此
仁來住レ始皆納置佛舍利玉帶銀造ノ太刀尺鏡ナト有云々
吾妻鏡云文治四年正月六日壬寅上總介義兼獻埃飯相
副馬五匹二品出御南面總州自持參銀作劔

百練抄云嘉祿三年正月廿六日皇后宮權大夫實持卿取銀
作劔授左少將資俊朝臣

按、和名抄銀裝を之路加彌都久利と讀たれば銀造銀作
もしか讀まんこといふも更なりし作り太刀白太刀
又香殿に銀劔なともいふなり

○白作太刀

平家物語云のあんせんのかづ つきの日又兵衛のすけのたち
へむかふもよきのいとをとしのはらまき一りやうしろう
つくりたるたち一ふりしけとうの月にのやそへてたふ馬
十三匹ひかる三匹にくらおいたり

金銀給上帯不引貫熊皮
金具

北條三代記云應永卅二年乙正月二日御方官領成乘車裏松
義資卿同車御劔役直垂也(中略)白太刀官領直進上御鏡
彈正少將持參

諸大名衆御成被申入記云式三獻參乙亭主へ御盃被下時
白太刀を進上亭主必持參なり

宗五大雙紙云大かたひらの事一重ひたれに下々かたひ
らの白きを腰より上にのりをこはくしてきかかねてえも
んをとる也(中略)はき候太刀は白太刀として柄鞘共に白し
つか銀のうちさめいのあしなかをほくへし

三光院内府記云常可令持太刀哉否之事本式之時ハ布
衣ノ侍平鞘之三平菊一文字之名作也平鞘白太刀
也面尚禮
錢可也

佐竹宗三聞書云御所の時弓太郎つゝ立の早矢一あたる
事肝要にする儀なり殘の矢五なからはつれたりともつゝ
同前にて祿す御給候と云々其外五人射手は一はつれたり
とも祿被給事なし近年のろくには白太刀を御給候也白
かねのやうにあかゝねにて作たる太刀也と云々

義滿公御元服記云廿二日御評定始(中略)勅使忠光卿
刀被以御
使被之

○白太刀

梅松論云去程に御陣は箱崎の寺にて有しに當社の祠官等
賞祿し奉る事限りなし御奉幣の儀は合戦の觸穢の間憚に
有へしとて御行水有て廻廊の前にて八幡宮を拜し奉り給
ふ吉良殿の進せられし四目結の白き御劔を寶前におさめ
らる

鶴岡八幡宮社務職次第云願辨元亨二年壬戌十月八補社
務職五十御教書御使長崎次郎左衛門尉被送引出物砂金
五十白太刀一馬一置白鞍

太平記云神南合 右衛門佐ハ淀へ打歸テ此軍ニ討レル者
共ノ名字ヲ一々ニ書注シテ因幡ノ岩常谷ノ道場へ送り亡
卒ノ後世菩提ヲ吊ハセラレケル中ニモ河村彈正忠ハ我
命ニ代テ討レル者ナレハトテ懸タル首ヲ敵ニ乞受ケ聖
一人請シ寄テ今マテ秘藏シテ被乗タル白瓦毛ノ馬白鞍

置テ非馬ニ引セ白太刀一振聖ニ與テ討死シケル河村カ後
世菩提ヲ開レケル程コソ難有ケレ

又云 中略 小串次郎左衛門尉詮行地細ノ直垂ニ銀薄ニテ
二雁ヲ挫白太刀ヲ佩ク

相國寺堂供養記云路次行列先陣隨兵一番武田伊豆守源信
在黒絲鏡地紅直垂文縫遠委白太刀梅花皮刀馬鶴毛時繪鞍

義教公御元服記云仙洞ヨリ御太刀白
貞順記云右ニ御太刀一腰白御弓征矢

康富記云寶徳二年室町殿著直垂御參内伊勢備中守貞親
御白太刀非薄
直垂口直垂也

室町記云正月二日(中略)白太刀管領直進上御鏡
義輝公御元服記云攝津掃部頭元道朝臣持參御進物御太
刀白

三好亭御成記云三ツ目ノ御盃義長頂戴之仍而御太刀白
進上
矢開之日記云併の役人には御よろひ又腹巻也御太刀は白
太刀たるへし

嘉良喜隨筆云黒漆太刀ト云刀常ノ太刀目錄ノ太刀ナリ白
太刀ト云ハ太刀ハナク代ハカリヲ獻スルヲ云カ禁裡ニハ
ナキ名目也公方家ノ記録ニ白太刀ノニハ馬ハ眞ノ馬ナル
ニヨリ毛ツケアリ太刀ハ代ニテ上ル八朔ニ公方ヨリ禁中
へ上ルカ白太刀ナリソレハ太刀ハナクテ鳥目千匹太刀代
ナリ馬ハ眞ノ馬上ル

○銀劔
古事談云寛治五年八月十四日義家朝臣許ニ有山鳩一居ニ
於渡殿欄上義家成恐(中略)仍以銀劔一腰駿馬一匹二十

刀被以御
使被之

五日曉使三助道惟貞奉八幡云々

源平盛衰記云太神宮 祭文條十郎藏人ハ所々ノ軍ニ負テ參河ノ國

府ニ息突居テ是ヨリ伊勢大神宮へ祭文ヲ進ル此ノ祭文ニ

神馬三匹銀劔一振上矢二筋相具シテ大神宮へ奉進ス

吾妻鏡云文治四年 正月六日上總介義兼獻一相三副馬五匹二品

出御南面總別自持參銀作劔御酒宴最中有御的始

後愚昧記云應安二年正月一日後開去夜追催之次小除目

不被行_レ之武家典既征夷將軍事被_レ宣_レ下之上欄中納言 實綱卿參院云

件宣旨今夜官務左大史兼治持_レ向典既宅了銀劔一柄砂

金百兩與兼治云々

○銀太刀金鶴丸磨

ますか、み秋の見山の巻云正中元年といふ彌生の廿日あ

まりいはし水の社に行幸したまふ上達部殿上人いみしき

きようをつくせり別當左兵衛督すけあきはしりしもへ

とかやいふもの八人にはみな白かねをのへたるにやとみ

ゆるに鶴の丸をきにかきたるこのもしくきよけなり

○皆銀太刀名二劔

百練抄云建久二年十二月十七日辛卯今日法皇召_レ中原廣

元親能等_レ各給_レ銀劔

吾妻鏡云嘉祿三年十二月二日己卯昨日他御所勤行僧三人

湖濱准后記云正長二年三月九日自御所被_レ寄仰_レ事今夜

御元服之後内裏へ沙金百兩御馬一匹被_レ置_レ御鞍地御劔

銀一腰可_レ被_レ進上_レ也云々

又云同年八月十七日今日室町殿様八幡御參詣(中略)御神

寶如_レ例金二裏兩銀劔五腰神馬一匹御神樂料二千匹也

關東兵亂記云持兵衛君 飯玉不條永享十年十一月一日長尾尾張守

入道芳傳鎌倉警固ノタメニ分陪ヲ立テ責上ル是マテ參ル

事別ノ義ニアラス議臣憲直直兼カ申所ヲ御承引候テユヘ

ナク憲實ヲ亡サントノ御企ステニアラハレサセ玉ヘハ身

ノ不_レ誤處ヲ申開議者ノ張本ヲ給テ後人ノ惡習ヲコラサ

シカ爲ニテ候トテ楯ヲフセテ畏ル依テ憲實申請ルニ任セ

憲直直兼罪科ニ可_レ被_レ處トシ被_レ仰出_レケル芳傳喜悅ノ眉

ヲ開テ則裝束ヲ替テ遂_レ出仕_レ銀劔一振進上ス

建内記云嘉吉元年四月十三日己卯左衛門督實綱以_レ遊野井

中將實勝朝臣_レ示送云近年就_レ御慶賀_レ毎度自_レ禁裡也 銀劔

被_レ送_レ室町殿_レ候事しけく加様に口口口口へくと不_レ候

と思食候先にも細々に候はぬ事にて候者爲_レ御冥加_レ不_レ

可_レ然可_レ被_レ申止_レ歟勝定院殿御時後小松院稱光院などの

御時代にも細々候ける哉鹿苑院殿御時之儀は猶も覺遠候

先此近例如何奉_レ見存_レ哉而々誰々にも可_レ尋申_レ由只今室

今日被_レ召_レ御所_レ各賜_レ銀劔一腰伊勢守定員奉_レ行之

太平記云自伊勢進 寶劔條圓成ヲ同道シ京ニ上テ日野前大納言資

明卿ニ屬テ寶劔ト祭主カ起請トヲ出シタリケル資明卿

事ノ様ヲ能ク聞給テ誠ニ不思議ノ神託也但加様ノ事ニハ

何ニモ横句謀計有テ傳奏ノ短才人ノ嘲哂トナル事多ケレ

ハ能ク事ノ實否ヲ尋聞テ諸卿ケニモト信ヲ取程ノ事アラ

ハ可_レ奏聞_レ何様天下靜謐ノ奇瑞ナレハ引出物セヨトテ銀

劔三振被物十重圓成ニタヒテ寶劔ヲハ前裁ニ崇メ給ヘル

春日ノ神殿ニソ納メラレケル

建武式目追加云條約條々一正月祝亭引出物事止_レ重物甲

太刀刀類布太刀刀_レ可用_レ銀劔以下輕物

又云諸山入院禁制條々其七二 十三沙汰一入院之時禮義物白槌以下

銀劔一腰小袖一重杉原一東外武家御禮并奉行人引出物一

向可_レ停止之

薩戒記云應永卅年十二月十二日今日征夷大將軍右近中將

義景參内并參院十三日爲_レ賀_レ昨日參内院參_レ禪門井柳營

獻_レ銀劔退出

花營三代記云應永卅一年甲辰正月七日申甲辰院飯出仕赤松左京

大夫滿祐自_レ御方御所様參_レ御方依_レ御遠例_レ無_レ御對面

御盃給御酌刑部少輔持房赤松銀劔進上銀劔被_レ下

町殿仰候者予答云其時分之儀不_レ申次_レ之間不_レ存_レ知之

但年始御賀之時自_レ禁裡仙洞_レ毎年御馬御太刀之事也其外

細々之儀は不_レ承及_レ御披露者中將云年始事勿論也細々に

者更無_レ其儀_レ候由左衛門督も申入候けると申候當御代之

様之朝敵御退治なと珍重事のみ其比不_レ候ける故候哉

被_レ申云々長得院殿御元服之時は被_レ進云々鹿苑院殿御産

などの時はいか候けるいつくにも所_レ見候へき又明德

内野合戦應永境合戦等之時如何者予云鹿苑院殿御時之儀

誠不_レ定勝定院殿御時長得院殿御元服等之時勿論歟者今

度就_レ大覺寺門主御事先日自_レ禁裏_レ被_レ進_レ御太刀了

就_レ京著之儀今日又被_レ進之間此事及_レ近例之御尋_レ由羽

林稱_レ之次退散十四日庚辰向_レ左衛門督亭參_レ御所云々

謁_レ中將_レ謝_レ昨日來臨_レ御劔間事述_レ心緒了夫車馬之類自

上可_レ賜_レ下事也然者非_レ不可_レ有_レ之儀_レ或_レ貴_レ其物_レ或_レ賞_レ

其身_レ恩賜也然者如_レ朝敵退治之時被_レ感_レ其功_レ被_レ恩下_レ

事尤可_レ有_レ之者哉但注進之時に出_レ御劔_レ賊首京著之時又

被_レ出_レ之有_レ刺事_レ歟或_レ北野一萬句或_レ御參宮無_レ爲_レ等之時細

々之儀似_レ輕尤可_レ有_レ御斟酌_レ之條可_レ然候趣也

射禮記云祿を給る時參上の様祿劔を被_レ下時は弓矢を持

沓をはきて沓をは沓ぬきの下にぬきて參上して右のひき

を立て弓をはひちにてよく抱て矢を腰にさしてあゆみよ
りて弓の上より銀劍を給る也右の手をあふのきて銀劍の
足のあいたへ入て取なをして上様を拜し申て退出する
也

將軍義滿公元服記云應安元年四月廿七日御評定始(中略)
勅使忠光卿被_レ參_後日自_後太刀鞍馬_{禁裏進物事}後日有_後砂金百
兩_{兩分本法}太刀一腰_後鞍馬一匹_{此毛切付唐皮當日御使能直持}
馬一匹_{此被_進寺前右府}

按、銀造の太刀といふ以下皆ひとつ物にて只となへの
異なるのみなり神社の奉納獻物祿物引出物等には多く
この太刀を用ひしと見えたりさるるからに永々しう呼ん
より音讀に銀劍といはんか便なればおのつからしかい
ひなれて其製もや、危になりたるにや建武式目追加に
正月祝享の引出物に太刀刀をは重物として可_レ用銀劍
以下輕物とも見え佐竹宗三か聞書にしろかねのやうに
一あかかねにて作りたる太刀などもしるしたりされは名
は古今同じけれと其實の輕重は遙にたかへるもあるな
るへし

○皆白劍
吾妻鏡云寛元二年正月十六日將軍家以_三御自筆御賀札

被_レ遣_{御馬}直山_{一名}御劍_皆等於_{隆辨之壇所}彼法印自_去八日_參龍明王院北斗堂_{祈請}

○金銅作太刀
内宮長曆遂官符云金銅作太刀二十柄柄櫻長六寸五分以_三
鳥羽_二纏付以_三朱砂_二畫_三其上_二鞘長二尺七寸黑漆平文黏_三緋
帛_二纏付阿志須惠_三以_三倭文_二纏_三付阿志須惠長三尺七寸
廣一寸二分著_三緋組緒_二長九尺廣二寸五分

○赤銅作太刀
平家物語云_{みこしふ}となふ其日はさちんのひた、れにこ
さくらをきに返したるよろひきてしやくとうつくりのた
ちをはき廿四さいたるしらはの矢おひしけとうのゆみわ
きにはさみ
長門本平家物語云_{木曾願}かくめいその日褐衣のよろひひ
た、れに首丁頭巾してふしのなはめのよろひにくろつは
の矢をひて赤銅作の太刀のすこし寸長なるにぬりこめ藤
の弓脇にはさみて木付か前につるひさまつきてかきた
り
又云_{新八幡}箱の中より小硯を取出し(中略)くろ羽の矢お
ひて赤銅作りのすこし寸長なるにぬりこめ藤の弓脇には
さみ

曾我物語云_{兄弟出}十郎かそのよの出立にはしろきかたひ
ら(中略)くろさやまさしやくとうつくりの太刀をそもち
たりける

又云_{五郎大塚}五郎ときむねはそかにむたりけるかしき
りにむなさわきしけり心えぬいまのむなさわきやいかさ
ますけなりの大いそへこし給ひぬるかとう國のふしとも
ふしのへうち出るおりふし也なかれのゆうくんゆへ事し
いたし給ふにやと心もとなくおもひければちやうたいに
はしり入ひおとしのはらまきとつてひつかけいとうちう
たいの四尺六寸の赤銅つくりのたち十もんしにむすひさ
けくらをくへきひまなければはたか馬に打のつて

源平盛衰記云_{五節夜}平六家長八年十七長高ク骨太クシテ
甲ノ者ノ度々鋤金顯テシタ、カ者ノ是モ布衣ノ下ニ紫威
ノ腹巻著テ赤銅造ノ太刀ハキテ無官ナレハ徐ニシテ左右
ノ手ヲ土ニツキテ犬居ニキテ雲透ニ殿上ノ方ヲ伺見テ親
ノ家貞ア、ト云ハ、子息ノ家長モツト打入ルヘキ支度
也

判官物語云_{義經たにかい}たちをぬきまち給ふ處にたにか
いこそ出きたれくつきやうのもの五六人はらまきさせて
せんこにあゆませ我身は聞ゆるいんちのたいしやう成け

れは人には一やうかはりてそ出たもけるかちんのひたた
れにふしなわめのはらまききて赤銅作のたちはいて云
云

異本義經記云_{此一法眼}かゝる所にたにかい出来るかれ
か其夜の出立にはこのむかちんの直垂に藤細目の腹巻著
て赤銅作りの大太刀はき刀は一尺三寸有けるかさやはこ
めんやうのなめしにて縦ふくませてさいたりける
信太草子云浮島太郎かけ出る其日を思へは一尺八寸のう
ち刀を十文字にさすまゝに三尺八寸候ししやくとう作り
の太刀はいて

關東兵亂記云_{小弓義明}義明先カケシテ強勢ノ程ヲ汝等ニ
知ラセントテマツ先カケテ打テ出ツ其日ノ裝束ニハ赤地
ノ錦ノヒタ、レニ桐ノスソカナ物ヲ打タルカラアヤヲト
シノ鎧キテ來國行三尺二寸ノ面影ト云太刀二尺七寸赤銅
作ノ重代ノ御太刀二振ハイテ法城寺ノ大長刀ヲクキ短ニ
取云々

室町殿物語云冷泉隆豐大力にして至剛の士なればもよき
おとしのよろひの三人して持けるをわたかみつかんで引
立草摺なかに著くたし四尺八寸の赤銅作りの太刀をはき
三尺五寸の白柄の長刀ひつさけて先にすゝみ給ふ

○銅黒作太刀

内宮長曆遂官符云銅黒作太刀六柄

○黒作太刀

大内義隆記云判官座敷ヲツント立黒革威ノ腹巻ニツホ袖
ヲユヒツケ黒頭ニ御幣タテタル甲ヲ著二尺一寸候シ刀ヲ
上ニ横タヘテ三尺一寸ノ黒作ノ太刀ヲハキ七所籙ノ弓ニ
烏毛箆ヲ取テ付云々

諸家參會記云うら打の時は黒太刀を可レ持なり刀もさや
巻をさし候事本儀なり

明治三十七年八月十五日印刷
明治三十七年八月二十六日發行

(故實叢書第三輯第十四回)

發行兼
印刷者

吉川半七

東京市京橋區南傳馬町
一丁目十二番地

印刷所

東京活版株式會社

東京市京橋區新榮町
五丁目三番地

著作
所有

發行所

吉川弘文館

東京市京橋區南傳馬町
一丁目十二番地

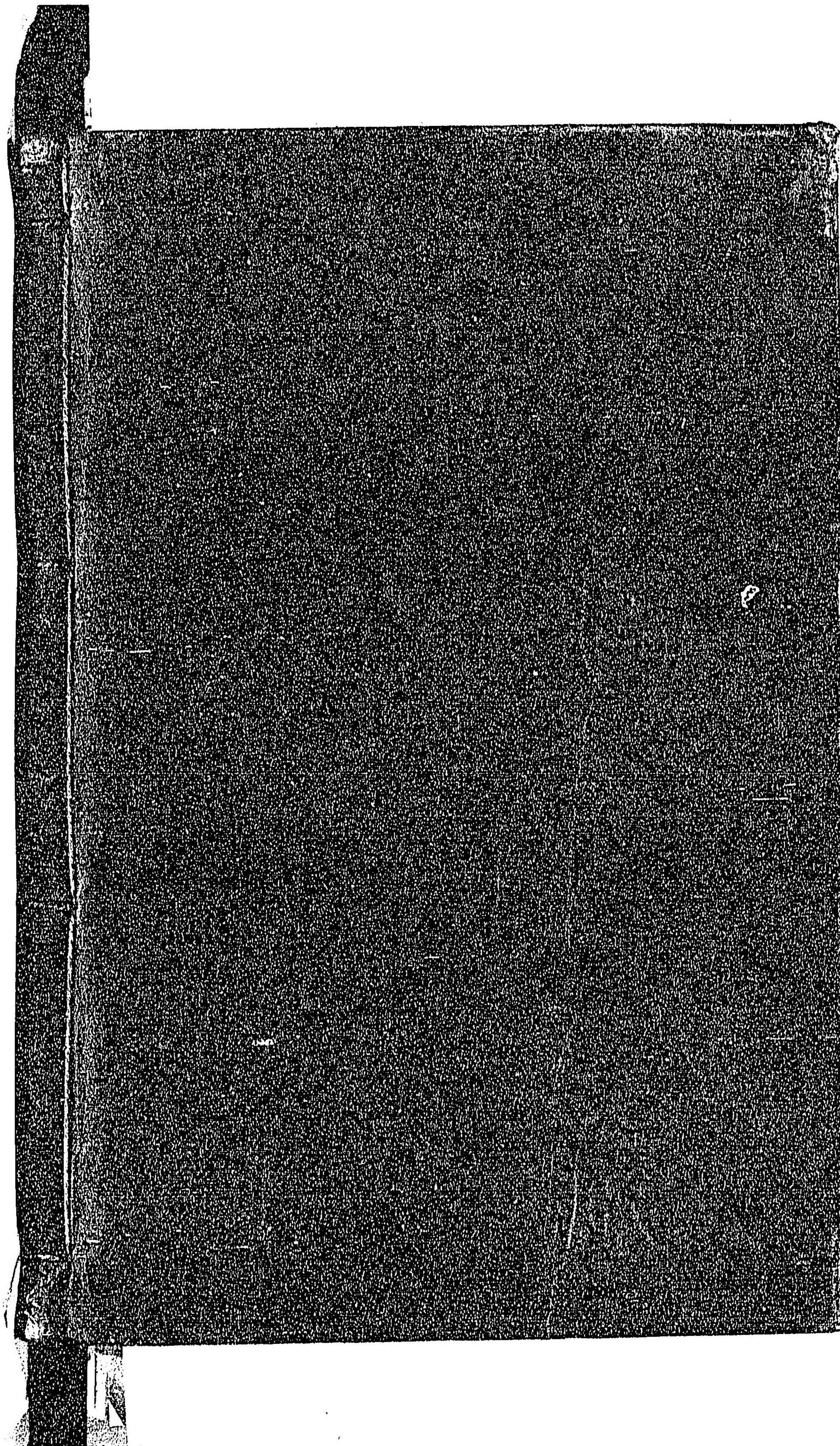
192

55

192
55

Handwritten notes in cursive script, possibly including the words "Handwritten" and "Notes".

Handwritten notes in cursive script, possibly including the words "Handwritten" and "Notes".



19

武家
刀
三